

衆議院 院

東日本大震災復興特別委員会議録 第十六号

平成二十三年七月二十六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 黄川田 徹君

理事 柿沼 正明君 理事 後藤 斎君

理事 橋本 清仁君 理事 藤村 修君

理事 三日月大造君 理事 谷 公一君

理事 額賀福志郎君 理事 石田 祝稔君

石津 政雄君 石原洋三郎君

石森 久嗣君 石山 敬貴君

磯谷香代子君 太田 和美君

笠原多見子君 梶原 康弘君

金子 健一君 川口 博君

川村秀三郎君 菊池長石門君

熊谷 貞俊君 小山 展弘君

郡 和子君 齊藤 進君

斎藤やすのり君 白石 洋一君

高井 美穂君 高邑 勉君

玉木雄一郎君 玉城デニー君

玉置 公良君 富岡 芳忠君

中野渡詔子君 長尾 敬君

畑 浩治君 森山 浩行君

谷田川 元君 山岡 達丸君

山口 和之君 山崎 誠君

若井 康彦君 秋葉 賢也君

井上 信治君 小里 泰弘君

小野寺五典君 加藤 勝信君

梶山 弘志君 西村 康稔君

吉野 正芳君 佐藤 茂樹君

齊藤 鉄夫君 高橋千鶴子君

吉泉 秀男君 柿澤 未途君

下地 幹郎君 園田 博之君

参議院議員 佐藤 正久君

参議院議員 磯崎 陽輔君

参議院議員 森 まさこ君

参議院議員 浜田 昌良君

参議院議員 小熊 慎司君

参議院議員 荒井 広幸君

内閣総理大臣 菅 直人君

法務大臣 江田 五月君

環境大臣 野田 佳彦君

財務大臣 高木 義明君

文部科学大臣 細川 律夫君

厚生労働大臣 鹿野 道彦君

農林水産大臣 海江田万里君

経済産業大臣 枝野 幸男君

国務大臣 (原子力経済被害担当) 仙谷 由人君

内閣官房長官 (内閣官房副長官) 清水美智夫君

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局長) 寺坂 信昭君

政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 班目 春樹君

政府参考人 (原子力安全委員会委員長) 関根 正博君

衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室長

委員の異動

七月二十六日

辞任

石山 敬貴君

川口 博君

近藤 洋介君

階 猛君

高井 美穂君

中野渡詔子君

村越 祐民君

補欠選任

金子 健一君

川村秀三郎君

熊谷 貞俊君

山崎 誠君

石森 久嗣君

山岡 達丸君

山口 和之君

若井 康彦君

長島 忠美君

齊藤 鉄夫君

玉置 公良君

西村 康稔君

佐藤 茂樹君

同日

石森 久嗣君

金子 健一君

川村秀三郎君

熊谷 貞俊君

玉置 公良君

山岡 達丸君

山崎 誠君

佐藤 茂樹君

同日

小山 展弘君

玉城デニー君

森山 浩行君

同日

笠原多見子君

同日

玉木雄一郎君

同日

辞任

磯谷香代子君

同日

補欠選任

階 猛君

同日

本日

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出第八四号)

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(参議院提出、参法第九号)

急措置に関する法律案(参議院提出、参法第九号)

号)

○黄川田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。額賀福志郎君。

○額賀委員 自民党の額賀福志郎であります。

菅総理は、御党の両院議員総会において、やるべき一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆さんにいろいろな責任を引き継いでいただきたい、こういうことで事実上退陣を表明したわけでありまして、飛ぶ鳥跡を濁さずという言葉もありまして、これから質問をしますので、明快にお答えをいただきたいと思っております。

総理、四面楚歌というのはどういう背景ですか。

○菅内閣総理大臣 先ほど額賀議員から御指摘をされた私の発言は、衆議院の代議士会の席で六月二日に申し上げたことでもあります。

四面楚歌、このあたりは海江田大臣の方が詳しいのでありますが、三国志でしょうか、四面から楚の歌が聞こえてくるような状況に、たしか項羽ですか、追い込まれたときの、その状況を示す言葉だと理解しております。

○額賀委員 そうですね。楚の項羽と漢の劉邦との戦い、最後の戦いの一幕だったと思いますが、やはり、周辺を敵に囲まれて、みずからの戦略、戦術の間違いをきちんと認めて、みずからの決断をしていく一幕なんだ、こう思っております。

今、菅総理、民主党については、支持率も一〇%台に下がって、野党だけではなくて与党内からも公然と退陣せよという声が上がっております。昨日は、参議院の本会議の採決に当たって、

御党の小見山幸治議員から、もはや政権の体をなしていない、こういうことが言われております。これは、もう自分の足元からそういう声が上がっているわけですね。

国民の間も、いきなりの、党内議論もない、参議院の選挙直前でありましたが、消費税の引き上げ。それからTTP。浜岡原発もそうでしたね、突然でした。それから、原発ストレステストというの、議論もなく、ひとりよがりの判断で、みずからも個人の思いでしたとかいろいろなことを言っておりますけれども、国民の皆さん方も政権に対して不信の念を持っているし、今やもう絶望感を抱いているんじゃないか、そんな感じがしておるわけであります。

私は、そういう中で、七月の二十一日に岡田克也民主党幹事長が記者会見をして、マニフェストの政策の実現の見通しについて、検討不十分なところがあったし、歳入増についても見通しが甘かったと表明しました。それで総理も、マニフェストに関しまして、同じように、見通しが甘かった、不十分であった、国民の皆さん方におわびをする、基本的な認識は岡田幹事長と同じだということふうなことを申されたわけでありますね。

私は、このマニフェストというのは政党政治の根幹だと思えますよ。それにもかかわらず、そういう発言がなされた。これは、総理、今でもその考えは変わらないですね。

二〇〇七年に小沢代表のもとでマニフェストの子ども手当が二万六千円に引き上げられたことについて、一瞬びっくりしたということも述べておられますけれども、マニフェストについて総理はどういう認識をし、どういう位置づけをしてきたんですか。お答えください。

○菅内閣総理大臣 まず、額賀議員から四面楚歌ということ言われて、今の私の状況をそういう例えで言われたんだと思います。しかし、私は全くそうは思っておりません。

今、国民が一番求めておられるのは、震災に対する復旧復興とそして原子力事故に対する収束で

ありまして、それについて私は、私の内閣で最もその二つのことを集中的に進めている。きょうの審議もそうでありますけれども、その二つの点で、確かにまだまだ被災者の皆さんからすれば、もっと早くとかいろいろ希望があることはもちろんよくわかります。しかし、それらについて着実に進んでいることは明らかであります。特に、ステップ1が事実上予定どおり終了して、安全な方向に進んでいることも極めて大きいわけでありまして、私は国民の皆さんはそういうことについては喜んでおられると思います。

また、先ほどお話がありました、例えば浜岡の問題にしてもストレステストの問題についても……(額賀委員)「マニフェストについて答えればいいんだよ」と呼ぶ。これは指摘をされたから答えているんです。指摘をされたことについては答え

ます。ですから、そういうことについても、説明が十分であつたりいろいろなことはありますけれども、国民的には、理解をしていただければ賛成をいただけたことが多く、現実にはそういう結果も出ております。

マニフェストについて申し上げれば、もちろんマニフェストは、政権を担当することに向かつての選挙での公約という位置づけだと理解をいたしておられます。そういう意味で、国民の皆さんとの約束という意味では極めて重要な約束だ、このように認識しております。

その点について、先日、岡田幹事長、あるいは私自身が予算委員会が発言したことについては、その発言のことについてはそのとおりでありまして、つまりは、お約束をしたことを、かなりの部分は進められたし、子ども手当も前進し、あるいは農業の所得補償も前進しました。しかし、暫定税率の問題や幾つかの問題で、財源的になかなか十分に賄えなかったことで実現できなかったことがあることについておわびを申し上げます。また、その中で生じた三月十一日の大震災とい

うものに遭遇しまして、今後のあり方については、大震災に必要な財源とマニフェストに必要な財源とを考えたときに、これは必ずしもすべてがマニフェストが優先ということであるのちよつと無理ではないか、こういう趣旨のことをたしか岡田幹事長も言われましたし、私もそういう趣旨で申し上げたところであります。

○額賀委員 ステップ1、ステップ2においても、安定的な冷水システムというのはでき上がっていませんよ。当初の考え方からやはり十分ではなくて、今は水をぶっかけて、高濃度の水を、汚染を垂れ流している中でやつと維持しているだけなんです。安定的にきちつと冷水のシステムができ上がっている状況ではありません。みんな心配の中でこれを見守っているんです。しつかりやつてくれと。だから、あなたが言うほど完璧にでき上がっているとはだれも思っていない。ただ、我々も、それはしつかりとやつてもらいたいと思つていて。

ただ、菅総理、あなたはマニフェストについて、かつてこういうことを言っているんですよ。マニフェストは、口先だけでごまかしてしまつて、選挙で勝ちさえすればいいという、そういう公約だとすれば、マニフェストに盛り込むには値しない、しつかりと与党の衆議院候補者すべてがサインをした、そして、参議院も認めた公約でなければマニフェストにはならないということ、改めてこの場で申し上げておく、どうすればそのことを実行できるのか、改めて総理にお尋ねしますと云つて、これは、かつて、平成十五年の本会議場か何かで小泉総理に質問をしているんですよ。

今度、あなたがおっしゃるように謝罪をしましたよ。謝罪をしただけで、具体的に何が反省点で、どういうふうに改善をしていくのか、そういうことについて何も話しておりません。謝罪をして申しわけなかったというのであれば、国民の皆さん方にきちつとそれを説明する必要があるのでは

ありませんか。

あなたは、いかにも財源不足を、今度の震災の財源手当てが必要だから、そういう優先順位を考えた。それは間違つています。あなたたちのマニフェストは、向こう四年間で歳出削減と

か無駄の削減で十六・八兆円の財源を捻出すると言つたんですよ。しかし、たかだか三兆円しかできていないですよ。本来ならば、来年度十二・八兆円の財源の確保ができていたはずなんです。みんなうそつばちなんですよ。

きちつと、そういう何が間違つておつて今後どうすべきかということを考えていかなければ、政党政治の原点が失われていくことになります。答えてください。

○菅内閣総理大臣 まず、ステップ1の注水について言われましたけれども、確かに幾つかのトラブルが生じておりますけれども、基本的に、水の循環がで始めることによつて汚染水がこれ以上ふえることがなくなつたという意味では、大変重要なステップであります。

もともと、こういった事故が起きたことは、もちろん我が内閣も責任がありますけれども、従来から自民党を含めて原子力行政を進めてきたということもあるわけですから。つまりは、批判をされることは結構ですけども、少なくとも、前進していることについてはきちんと評価をいただかないと、国民の皆さんに間違つたことを伝えることになるので、あえて申し上げるところであります。

それから、マニフェストに関して言えば、どの場面で申し上げた言葉かわかりませんが、従来の自民党の、かつての政権公約というのは、多くは例えば具体的な数値目標とか日程目標が入らない、そういう政権公約といましようか、公約が多かつたということ、これは私だけが指摘しているのではなくて、一般的にも指摘があつたわけでありまして、そういうものから我が党としてはそういう数値目標や日程も含めてきちんとして約束する、それをマニフェストという言葉で申し上げてきたわけでありまして。

そういった意味で、今御指摘がありましたように、確かに私たちが四年間でやろうとしていることについて、かなりのところは初年度の予定は暫定税率を除けば進行的に進められた。しかし、二年目において、それをさらに進めるに当たって、大変、埋蔵金等の活用を図って進めているわけですが、確かに十分な財源が捻出できないということ、いろいろな難しい状況に立ち至っていることは御指摘のとおりであります。

そういった意味で、できたところも数多くあるわけですが、できなかった点については、国民の皆さんにその理由も申し上げて、おわびを申し上げたところであります。

そういった意味で、それに加えて今、額賀さんからは、震災とは関係ないんだというような趣旨の御指摘がありました。私はそうは思いません。まさに千年に一回というようなこれだけの大地震が起きた中でいえば、そのことに対する財政的なことも当然念頭に置いて、今後のマニフェストのあり方について場合には見直すことがあるというのは私は当然の考え方であらう、こう思っております。

○額賀委員 全く問題をすり違えているだけであります。基本法とか復興基本計画は、復興財源はやはり復興債を発行して、しかも、なおかつその財源も手当てをする。従来の予算とは、関係があるとするば、あなたたちの言う無駄とか余分な不要不急のお金を削減してそこに充てるということが正論なんですよ。そういうことの筋道をきちつとやりなさいという意味で言っているわけですよ。だから、あなたの言うことは、その場その場で何とか言い繕いをするという程度の話なんですよ。

こういう政党政治の原点であるマニフェストについて、謝罪しました、ごめんなさい、そんな程度で済む程度の責任感なんですよ、菅さんの、あなたの政治姿勢というのは、やはり具体的に、ここをこうします、そしてこういう財源を手当てします、この政策はあきらめます、そういうことを

はつきりと言うべきじゃないですか。それがこれから若い世代に責任を譲っていく人の、最高の権力者としての責任ではないですか。

もう一回、そのところをきちつと明確に、どういうところを改善していくのか、言ってください。○菅内閣総理大臣 御党からは四Kという言い方で、私たちのマニフェストの主要政策についていろいろ御意見をいただいております。

その中で最大の案件は子ども手当であると認識しておりますが、その点については自民、公明両党の皆さんともいろいろとお話をさせていただいて、まだ最終的な合意には至ってはおりませんが、かなり歩み寄っている、このように聞いております。

また、他の問題についてもそれぞれ協議を行っているという聞いておりますが、今具体的な中身について、ことを言われましたが、まさに具体的な中身について、そういう形で与野党間あるいは自民党、公明党の皆さんとの間で議論が進んでいる、こう私は理解しております。

○額賀委員 今子ども手当に言及されましたけれども、上乗せ法案を撤回なさいましたよね。そして、あとはつなぎ法案です。このままだと、あなたたちの根拠法はなくなります。

これから議論することは、この子ども手当法案を取り下げて、そして従来の児童手当の問題で事を処置していくというふうに解釈していいですね。

○菅内閣総理大臣 私は、まずは基本的には、従来社会保障というものが比較的高い年齢層の皆さんにいろいろと手当てをしてきたわけですが、どちらかというと子供を含めた若年層に対する対応が不十分であったという認識のもとで、この部分に力を入れようというのが我が党の基本的な考え方です。

そういった意味で、それまで公明党を中心に進められてきた児童手当について、私たちとしては、少し仕組みは違いますが、それをさらに

に充実させるという方向でマニフェストに掲げたところでもあります。

現在の状況の中で、先ほど申し上げましたように自民党、公明党の皆さんと協議をさせていただいておりますが、その段取りとして既に、たしか政府の今年度の法案は取り下げの中で、次のつなぎ法案で昨年の分をつないで、そして、つなぎですから期限が来るわけですが、できることなら、そのつなぎ法案の期限が来るまでに何とか合意を得たい、あるいは自民、公明の皆さんとのそういう話し合いの中で、子ども手当全体を、それは名前が子ども手当であるか児童手当であるかは別として、全体としてどうあるべきかということに合意を得たい、このように考えております。

○額賀委員 今の菅総理のお話は、子ども手当の考え方を取り下げてでも何とか合意を得たいというような考え方と受けとめました。これは、撤退三条件の補正予算が通りました。そして、これから海江田大臣のもとで買い取り法案が審議されていきます。最後のとりででは特例公債法です。特例公債法の下準備をしようという意味で、従来のマニフェストはすべてもう撤回してもいいということですよ。

民主党の政策というのは、そういうふうな、その場その場を間に合わせるために本来の原則は踏みにじつてもいい、そういう感じで国民の皆さん方は受け取っているわけでありまして。だから、マニフェストは撤回してもいい、そのかわり公債法は通してほしいというのが見え見えの状況でございました。

しかし、我々はきちつとした、日本のこれから景気をどうするか、そしてまた財政再建はどうするか、そういうことについてしっかりと三党合意もしておりますので、そういうことが全部きれいに議論をされていけばいろいろと考える余地はあるかと思いますが、ただ、今のような状況では皆さんの声を聞くというわけにはいかないというのが現実でございます。

私は、そういう意味におきまして、謝罪の言葉だとか、マニフェスト、子ども手当なんかは撤回してもいいということではありますが、マニフェストを撤回するということであれば、その前に、国民の前にきちつと、あなたたちが総辞職をするか解散に打って出て、もう一度自分たちが約束した国民との契約をやり直すことが筋だ、こう思います。

菅総理、どう思いますか。○菅内閣総理大臣 額賀委員の時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 私は、三月十一日の大震災が発災して確かに四カ月は経過しましたが、この段階で、確かにマニフェストは重要であります。そのことの見直しということを提起したら、見直しののなら、撤回という言葉を使われませんが、私たちは見直しと言っていますが、それならば解散しろと本当に言われるんですか。こんな状況の中で、まだ震災の復興もやらなきゃいけないということをこれだけ皆さんが言われ、まさに原子力事故もまだ完全に収束していない中で、この子ども手当なりマニフェストが、確かに十分なことと

ころがありませんから見直しをするということとで申し上げているときに、見直しをするのなら解散しろ、そういうことを言われるのは私には理解できません。

まずやるべきことは震災の復旧復興と原子力事故の収束であつて、それがあつた段階まで来たときに、私はダブル選挙でいいと思っておりますけれども、その段階で四年間の政権がやつたことをきちつと国民に判断してもらふ時期は必ず来るわけですから、ぜひ、そういう形で国民の皆さんに問うときは来るわけですから、それを何が何でも早く解散、解散というように言うていただくと、私は、私は国民の皆さんの気持ちとはかなり離反していると思います。

○額賀委員 我々は、復旧復興については全面的に賛成をいたしました。一次補正、二次補正、三次補正も、それから基本法も復興計画も、我々

はこの問題にはきちつとしたい。しかし、民主党の政党の原点はもう破綻しているんですよ。そのことについて何の責任もとらない。あなたが本当はそういう筋道をつけて、このマニフェストを変えます、したがって、いついつか、この復興復興がある程度めどが立つたら国民に信を問う、そういうことをきちつとしておくことが政治家の務め、最高責任者の務めではないか、そういうことを申し上げて、質問を終わります。

○黄川田委員長 次に、梶山弘志君。
○梶山委員 自由民主党の梶山弘志でございます。額賀委員に続いて質問をさせていただきます。

まず最初に、今拡大をし続けている汚染稲わらを与えた肉牛の扱いでありますけれども、現時点で被害の状況はどのようなになっているのか、そして対策はどうなっているのかということを農水大臣にお伺いいたします。

○鹿野国務大臣 汚染稲わらの給与実態、出荷状況につきまして、七月二十五日まででございますけれども、優先的に確認作業を行っている肥育牛におきましては、十六道県、百六十六戸で暫定許容値を上回る汚染があつた稲わらが給与されている、また給与された可能性があるというところであります。そのうち、十五道県、百二十七戸の農家から二千九百六頭の牛が出荷されているところでございます。これは各県からの公表によつて集計したものでございます。

また、この放射性セシウムに高濃度に汚染された稲わらや、牛肉の暫定基準値を超過した牛肉が確認された後に、東京の食肉市場を初め、食肉卸売市場における牛肉の価格が大幅に下落をして推移しておるところでございます。特に福島県産牛肉の下落は顕著でございます。

これが今日の状況でございます。
○梶山委員 これはかなり流通しているんですね。けさのニュースでも四十六都道府県で販売をされているということであります。さらに、稲わらを飼料として与えた未出

荷の牛もいるわけでありまして。ですから、生産者も、流通業者も、販売者、小売の人たちも、また消費者もパニックになりつつある状況だと思っております。

全貌をとらえて、どういう責任のもとにどういう対策をしていくかということをお政府として決めることが肝要であると思っておりますけれども、農水省がこれは周知が不徹底だった、稲わらに関して通知を出していなかったということが新聞に報道されていますけれども、これはどのような扱いになりますでしょうか。

○鹿野国務大臣 三月十九日の日に飼養管理というところにつきまして明確に農林水産省の方から通知を出させていたわけでありまして、結果として周知徹底されなかったというふうなことは、私ども、何遍も申し上げておりますけれども、反省の上に立つて、そして直ちに措置を、飼養管理についての徹底を図らせていただいているというところでございます。

そういう中で、具体的な今後の措置につきましては、まず基本的には、消費者対策といたしましては、暫定値を超えたいわゆる肉牛というふうなものが出回らないようにする、そういうようなことがまず基本でございますので、汚染された稲わらを食べた牛の肉のうちで、既に今先生から指摘の流通されたものにつきましては、検査の結果、暫定値を超えたものにつきましては業界団体を買上げて処分する、こういうような取り組みをしてまいりたいと思っております。そして、独立行政法人の農畜産物のいわゆる振興機構というふうなものが利子補給を行つていく、こういうようなことも考えておるところでございます。

これは、過去の取り組みというものを参考にさせていただく、そういう中で措置を考えていきたいということでございます。BSEの問題等に対する措置というものを参考にさせていただいて、このような考え方に立つておるところでございます。

○梶山委員 先ほどお話ししました新聞記事には、稲わらは含まれていなかった、そういうことで農水省の方の談話が出ているんですけれども、多分周知の不徹底だと思えます。

それで、そのことに関して、総理も謝罪をし、また海江田経産大臣も、これを買上げの方針で少し検討をしてみようというような話も出てくるわけでありまして、政府としてどのような取り組みをしていくのか、総理そして海江田大臣にもお伺いしたいと思います。

○鹿野国務大臣 まさしく周知の徹底等々、確かに稲わらという具体的な提示が、この通知をするときには出していなかったわけでございますけれども、しかし、まあ今となれば弁明、弁解になりますので、その辺のところは私どもとしては、徹底していなかったというふうなことは反省の上に立つてやつていかなきゃならない。そういう意味で、その後の対策につきましては、飼養管理を徹底する、こういうふうなことでございます。そして、そのような措置を講じてまいりました。

そして、具体的な措置は、まず、今申し上げましたように、流通、既に出回つておるといふうなことに、流通、既に出回つておるといふうなことは何としても買い上げる措置を講ずる、そういうふうなことを具体的な措置として決めさせていただいておりまして、そして、その考え方というものは、先ほど申し上げましたとおり、重ねて申し上げますが、過去の例というふうなもので、BSE時にとられた考え方を参考にさせていただいたというところでございます。

○海江田国務大臣 梶山委員にお答えをいたします。私はこの経済被害の賠償の担当大臣でございますので、今、鹿野農水大臣からお話がございますが、た買い上げをしようということでございますが、私どももその考え方に同じでございます。そして、これは幾らで買い上げるかということもまだはつきりしているわけではございませんが、牛の肥育には大変なお金がかつておりますから、仮

に買い上げ価格が肥育の費用を下回れば、これはやはりそこで何らかの損害が生じているわけでございますから、私の考え方とすれば、そうしたことも、買い上げてそれで終わりではなくして、やはりそうした損害が出ていけば、あるいは本当に牛というのは肥育の農家の方々にとっては我が子も同じというお話も当委員会でも度々聞かせていただいております。私もそう思いますので、そういった損害についてもしっかりと対応しなければいけない、そういう趣旨でお話を申し上げます。

○菅内閣総理大臣 もう両大臣から話があつたとおりであります。きちつと必要なものについては買い上げるといふ方向で対応してまいりたいと思います。

○梶山委員 この件につきまして紛争審査会で取り上げて、七月末に本来は中間の指針が出る予定でしたけれども、この議論も踏まえて八月五日に中間の指針を出すというふうなことだと思っております。

まずは、鹿野農水大臣がお話しになりましたように、市場に出ているものをいかに買い上げる、回収をして消費者の不安をなくすかということがまず第一点。そしてさらには、このことによつて価格が大幅に下落をしております。このことによつての損失を、この被害をどうとらえるかというところについては紛争審査会の方でしっかりと議論をしていただくことだと思っておりますけれども、そういう認識でよろしいかどうか、お願いいたします。

○鹿野国務大臣 今先生から御指摘の点は、当然のことながら、私どもとしては、損害賠償というふうなことで、これから審査会に盛り込まれるように強く働きかけていかなきゃならないと思つておるところでございます。

○梶山委員 それでは、次の質問に移ります。先ほど額賀委員の質問においても第一ステップの達成の件が議論されたわけでありましてけれども、私どもも十九日に発表されて説明を聞いたわけでありまして。安定的な冷却に到達をしたという

ことで第一ステップはほぼ達成をしただろうということなんですから、ここに書かれている表現では、原子炉で発生している崩壊熱を安定的に除去できていること、滞留水をふやさずに注水、循環注水冷却ができていて、これを挙げて第一ステップが達成ということなんですけれども、一号炉、二号炉、三号炉、全部メルトダウンしたという認識だと思ふんですけれども、炉内の状況、燃料の状況については一切触れられていないんですね。

最初は、工程表では、水棺をする、水で全部覆い尽くすという方向で作業を進めてまいりました。しかしながら、幾ら水を入れても上までたまらない、どこかに穴があいているということでメルトダウンが発覚をして、さらには、それでは方法を変えるということだったと思っております。そして、この燃料の状況については、第一ステップではどの辺まで掌握しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

農水大臣、もう結構でございます。

○海江田国務大臣 梶山委員にお答えを申し上げます。

今お尋ねのありました東京電力の一号炉から三号炉ですね、四号炉は燃料が炉に入っておりますんで、使用済み燃料プールでございますので、一号炉から三号炉のことについてであります、現時点での解析結果でございます。

これに基づきますと、まず、原子炉の圧力容器の底部は破損をしているものと思われま。そして、その破損された箇所から燃料が、これは溶融した燃料でございます、溶融した燃料の一部が原子炉の格納容器内に堆積している可能性があるというふうな把握をしております。

そして、温度を毎日毎日はおかしております。はかれる部分とはかれない部分がございますが、一号から三号のところでは、大体、格納容器の下の方で温度をはかっておりますが、これが一番高いところ、その意味は、これは一定程度安定をしているとい

うことで、これまでの注水の効果があつた、こういう認識でございます。

○梶山委員 圧力容器は破損をしている、そして水が漏れている。そうすると、格納容器は漏れていないという確実な情報はないんでしょうか。

○海江田国務大臣 これは、その意味では、今断定的なことは申し上げることはできませんが、ただ、先ほどお話をしました温度の例、それからあと、やはり線量の問題もございまして、この線量が、確かに建屋の中の線量で大変高い部分がありまして、けれども、これもいろいろな形で除染の作業もやりまして、比較的安定をしておりますので、そういうことから総合的に考えなければならぬ、そんなけれども、今、基本的には、圧力容器から格納容器、この間はそれこそ制御棒なども通じておりまして、その意味では、制御棒のわきから溶融した燃料が下へ落ちるということは考えられま。すので、そこはそういう状況になっているだろうという認識でございます。

○梶山委員 第二ステップに行くには、多分、今度は百度ぐらいで安定をしたところで第二ステップが終了ということになるんでしようけれども、そうなるためには水の量をふやさなくちゃならないと思うんですね。今のままでは百三十度ぐらいですつと同じ形になつてしまふ。

さらに次の段階ということ、水の量をふやすということですが、どうも解せないのは、今までずつと水を注入していたんですけれども、たまになかった。ということは、やはり格納容器もどこかしら破損があるんじゃないかと私は思うんですけれども、今度、水をふやすことによつてそれは漏れる可能性というのはないんでしょうか。

○海江田国務大臣 委員御指摘の水漏れの可能性は私もあると思っております。ですから、水漏れをどうやって防いでいくかということをはり考えなければいけないと思っております。

○梶山委員 水漏れの可能性があるということなんです、水の管理につきましても、第一ステップをほぼ達成したということ、報告があるわけでは

すけれども、建屋内の滞留水を処理することにより、環境への意図しない漏えいリスクを低減、あとは、タンクは順次増設中、放射能濃度の高い廃スラッジは適切に保管、サブドレーンの放射線分析や水量管理を実施ということで、量に関しては書いていないんですね。これは、どのくらい発生して、レベルを幾つぐらいに分けて、高レベルから数えるかどうかという分類で保管をしているのか。さらにはまた、五月の連休中に仮設のタンクを、どのくらい運び込んだと思ふんですけれども、こういったものが今何基になっているのか。そして、この仮設のタンクというものは野外に置かれていて、そのか、それとも建屋内に置かれていて、そのういつたことにつきましても教えていただきたいと思ふ。

○海江田国務大臣 今お尋ねのありました、後段の、今仮設のタンクが何基になつておるのかということ、後は、ちよつと今手元に資料がございませんで、後ですぐお伝えをいたしたいと思ふ。

そこまでのお話はなかつたもので、……梶山委員「事前に通告はしていたつもりですけれども」と呼ぶ、そうですか、申しわけありません。

基本的に、高濃度の汚染水でございますが、これが一号機から四号機の地下、先ほどお話をしました、漏れている場合はその地下にたまつていて、わけでございますが、それから、最初に、集中ラドと申しておりますが、集中廃棄物処理建屋、ここに約十二万トンございます。この十二万トンのうち、これを、先ほどお話をいたしましたけれども、この集中廃棄物処理施設のうちのプロセス主建屋というのがございまして、ここにまず持つていきます。そして、ここで暫定的に貯蔵した上で、ここからあの例の循環型の汚染水の処理施設を使いまして、そして、原子炉冷却のためにもう一度二次使用をしていくということでございまして、その意味では、この汚染水がどんどんふえているということにはございませぬ。

ただ、委員おっしゃるやうに、これはやはり、原子炉は水をかければそれだけ冷えてまいります

から、その冷やす水をもつと多量にするためには、やはりこの循環冷却システムの性能を向上させなければいけないわけでございまして、現在使っておりますこの施設もかなり大慌てで持つてきたわけでございまして、この性能向上のための新しい施設も今準備をしているところでございまして。

○梶山委員 数量の把握が余り細かくされていないんですね。高レベルのものはどのくらいか、中レベル、低レベル、また、完全に除去したものがどうなのかということなんです、雨も降つておりますし地下水もある、そういった中で、汚染水というのはみんなが心配しているんですね。その情報が余り出てこないということなんです。

そしてさらには、先ほどお聞きしましたように、燃料がどのような状況になつておるのか。健在だ健在だ、一部破損しているけれども健在だと言いながら、いつの間にかメルトダウンになつたという報告がある。そして、メルトダウンになつたので、今度は水棺を改めて別の方法で、水の循環でとりあえず冷やそうということになつた。そうしたら今度は、水の循環がうまくいっているというだけで、燃料の所在については余り説明がない。こういう公開されない情報があるの不安をおおっている形になつておるんですね。私はそう感じております。

そして、さらには、先ほどお話ししました牛の汚染でありますけれども、まだまだいろいろな被害が拡大する可能性があるということなんです。そういった中で、いろいろな部門から、またいろいろな団体から請求が来ていると思うんですけれども、これまでの請求総額が幾らで、そして、本払というよりも仮払いですね、今の時点では仮払というところになるんですけれども、支払い額がどのくらいか、そして支払い率はどのくらいかというところをお答えいただきたいと思ふ。

○海江田国務大臣 まず、データが公表されていないということですが、これはすべて公表してございます。毎日、何ミリ上がった、水位

が何ミリ下がった、それから、一日の処理がどのくらいであるということ、全部ございますので、これは東京電力と政府が今一緒にしまして統合対策室で毎日会見をやっております、そこで本日に毎日資料を提供しております。きょう、たまたま私持ったこれなかったのが申しわけございませんが、それは本日にいつでもお示ししておりますので、そこはぜひ誤解のありませんようにお願いを申し上げます。

それから、今お話のございました、東京電力の既に行われております仮払いでございますけれども、まず、やはり真つ先にやりましたのは、これは御高承のとおり、とるものもとあえず避難を余儀なくされたおよそ五万世帯の方々に対してでございますが、これは請求額とほぼ同額でございますが、五百七億円が既に支払われております。

それから、この二次払いと申しますか、これは七月の五日にその原則を定めましたけれども、避難期間に依じて一人当たり三十万円の追加支払いを行うことを決定いたしました。そして、これもやはり請求書をいただくということでございまして、今、その請求書をいただいている最中でございますが、この全体額はまだ把握されておられません、請求書がちゃんと整っていた方々から昨日支払いが始まったというふうに聞いております。

それから、農林漁業者の方々に対しては、おおむね六月までに請求されました出荷制限指示等による営業損失分百四十四億円のうち、七月二十六日までに、団体、これは漁協でありますとか農協が間に入っておりますけれども、その団体との協議に基づく仮払い額、これが六十四億円支払われております。

それから、出荷制限指示等に関してその後請求された分及び風評被害分約二百五十億円については、精査中あるいは団体との協議中のごとでございますが、引き続き、順次さらなる支払いがされる予定でございます。

それから商工業者につきましては、避難区域等

においてこうむった営業損害について届いた請求書順に精査が進められ、七月二十二日の時点でございまして、六千社のうち四千七百社分についておよそ五十八億円が支払われたところでございます。

○梶山委員 水の管理もできているとおっしゃいますけれども、地下水も含めてどういう形で管理しているのか、そして、海に本当に流れ出ていないのか、そういうことも含めて、管理しているものは管理していますよ、建屋の中にあるものはこうですよ、三センチ減った、二センチふえたという話はあるんですけども、サイト内の全部の水の管理なんです、汚染している水の管理、こういったものに皆さん敏感になっているわけなんです、全部発表していますと言うのであれば、皆さんに聞いたら何で答えが返ってくるかなと私は思っていますけれども、ほとんどの方が知らないと思いますよ。ほとんどの方が知らないと思う。

もう少し一般の方にわかりやすいような情報公開をするべきだと思います。一生懸命やられてるのは評価をしていますけれども、わかりやすく、そして現地の人たちの不安を払拭するような広報の仕方を心がけていただきたいと思っています。今、支払いについて伺っていましたけれども、茨城県でも毎週毎週取りまとめしていただいています。先回質問のときもお話をさせていただきました。七月十九日時点が直近ということと、まとめたものも八十八億五千円支払われたということなんです。これは支払い率にして八・七％ということなんです、余りにも低いんですね。

これは、風評はこれからだと言いますけれども、みんなやはり実入りが減っているんですね、農家も漁業者の方も。そういつた中で、八・七％、百万円請求したら八万七千円しか戻ってこないということ、本当にこれで誠意ある賠償と言えるのかどうか、私は疑問に感じております。

ですから、今度の仮払い法も支援機構スキームも必要であるという立場に立つわけでありまして、

けれども、この支援機構スキームに関しては、私は国の責任というもののが不明確であると思っております。この委員会の審議の中でも、だれもが、国の責任をしっかりと明記するべきだ、また、しっかりと認識をすべきだという話が出ています。

私は余り繰り返したくないんですけども、先ほど菅総理から額賀委員とのやりとりの中で聞いてしまったものですからもう一回蒸し返しをさせていただきますけれども、額賀委員が七月八日に本会議でこの法案について質問をしたときに、総理はまた同じようなことを言っているんですね。もちろん現政権にも大きな責任はありますけれども、これを長年進めてきた中心的な政党は自由民主党であるわけでありまして、そういったことも含めて、ぜひ責任を分かち合ってほしいというところなんです。

私たちもそのつもりでおります。私たちも責任を十分に感じております。私も、東海村を選挙区にしております、十キロ圏内に住んでおりますから、今まで進めてきた責任も感じております。でも、政権交代をして政策を転換したのもありますけれども、この政策は引き継いだわけですよ。そして、環境の面からさらにアクセルを踏み込んで、二〇三〇年には五〇％の比率を超えるということまで言っているわけですから、総理がそんなことを言うと言葉が安っぽくなりまして、ですから、我々に責任があるんだ、その一言でいいと思うんです。

ですから、この法案についても、国の責任というものをきっちり明記していただき、総理の口からもその責任の所在をお答えいただきたいと思っております。

○菅内閣総理大臣 今回のこの事故に関して、特に損害賠償の問題では第一義的には東電にあるというところを申し上げ、そして、この政策を進めてきた政府として、それをきちんと賠償を履行できるようにする責任が政治にもある、そのことは明確に申し上げておりますし、ここでも改めて申し上げたいと思います。

また、この原子力政策全体について、確かに、我が党、我が内閣も従来の考え方をほぼ踏襲してやっております。三月十一日の事故を受けて、本質的な見直しが必要だということで、我が党、我が内閣でも議論が始まっている中でありますので、それは各党におかれましては事情は同じだと私は思います。三月十一日のこれを受けて、今後どうしていくかというときに、ぜひ建設的な御意見をいただきたい、こう思っております。

○梶山委員 この法案、修正協議に入っておりますけれども、ぜひ、国の責任というものを明確に示して、この法案を仕上げていってほしいと思います。

そして、この法案というのは、先日参考人質疑を行いましたけれども、今は火が燃えている最中の火事場だ、火事場で責任を問いつても仕方ないだろう、だから、とりあえず緊急避難的にこのスキームをつくるという理解でいるわけですが、ある程度落ち着いたときには、やはり見直しが必要であると思っております。

その項目としては、やはり原賠法三条ただし書きの部分。先日、内閣法制局長官の答弁をいただきましたけれども、これも免責になってしまおうということでは、これでは現実的ではないなということもあります。またさらには、一般負担金、特別負担金の管理の問題、ステークホルダーの責任の問題、そして、電気料金への転嫁の回避の問題。

さまざまなことがあると思うんですけども、先ほど言いましたように、緊急避難的にこのスキームをつくるわけですが、いざ見直しをしなくちゃならない。どの時点からでは見直しをしなくちゃならない。そのときに、例外をつくらずに、すべての可能性を排除せずに、今考えられる可能性をもう一回可能性として見直していくのかどうかというところをお答えいただきたいと思っています。

○海江田国務大臣 私ども政府が今御審議いただいておりますこの機構法案、この中の附則のこ

ろに、「原子力損害の賠償の実施の状況」や「原子力損害に係る政府の援助の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」という文言がございまして、ここであらゆる可能性について議論をするということでございます。

○梶山委員 すべての可能性を排除せずに、その見直しの時点で議論をするという認識を持たせていただきました。

今回のスキームは、まずは、被害者への賠償をいかに的確に、迅速に、もう迅速さは消えてしまったと思うんですけども、いかにこれから迅速に進めていくかということが大きな課題だと思っておりますので、ぜひ有意義なスキームをつくっていただき、そしてまた、仮払いの方も、御理解をいただいて、有機的な結合をしながら事を進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○黄川田委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

いよいよ、この支援機構法案の審議も大詰めを迎えてきておりまして、並行して、民主党さんと自民党と私ども公明党、私が代表いたしました、今修正の議論も進めさせていただいておりますが、そういう中で、この閣法をさらにいいものにするためにはどうしていくのかという議論を今させていただいております、そういうところから何点か、きょう総理も出席されておりますので、お聞きをさせていただきたいと思います。

あえて申し上げますと、七月八日の審議入りのときに、本会議のときに、私、もしかしら総理に挑発したかわかりませんが、質問をしていなかったんですけれども、総理も熱い答弁をされました。きょうは、そういう政局的なことは一切抜きにして、いかに被害者の立場に立つて迅速な損害賠償が行われていくのか、そういうことを視点にした質問をさせていただきたいと思うわけであります。

まず第一に、先ほど梶山委員からありましたけれども、今回のこの支援機構法案の中で私どもも懸念しておりますのは、果たして政府が、今回の損害に対して国の責任、関与というものをどのようにとらえておられるのかということ、やはりこの終盤に来てはつきりとさせておかなければいけないのではないのか、そういう問題意識を私は持っているわけでありまして。

今回の東京電力の福島第一原発事故の損害については、当たり前ですが、第一義的には東京電力に責任があることは間違いございません。その上で、国にもそれなりの関与、また責任というものを感ぜなければいけないのではないのか。特に二つの側面から、私は、国も関与してきた責任があるのではないかと、そういう問題意識を持っております。

一つは、国策として原子力政策を推進し、安全基準の策定及び承認をしてきた、そういう責任があることは明らかでございます。特に今回、さまざまな原発がございましたけれども、福島第一原発だけが津波や地震に遭ったということは、この原子力発電所が津波や地震に耐えられなかった欠陥があった、そのことによって事故が起こった、こういうことが言えるかと思うんです。

だから、福島第一原発の、今までの、そこに位置を決め、また施設、施工の方法、さらには維持管理をしてきた、それは、国が安全基準等をきちつと定めて認可をしてきた、そういう経緯から見ましても、福島第一原発だけが事故に遭ったということも踏まえて、やはり原子力政策を推進してきた国の責任というのは免れないのではないのか、私はそういう意識を持っておりますけれども、まず総理は、そういう国の責任についてどのような認識を持っておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○菅内閣総理大臣 佐藤委員おっしゃるように、賠償ということになりますと、第一義的には東電の責任でありますけれども、こういう原子力政策を進めてきた国が、賠償という意味では、きちんと

と東電が被災者に賠償ができるような、そういう意味での責任は私は大きくあると。そういう意味で今の法案も出させていただいたところであります。

○佐藤茂樹委員 そういう意味で、まず一つの側面としては、原子力政策を推進してきた、そういう国の責任というものがしっかりと踏まえた上で、今回の機構法というものを考え直さなければいけないだろうというのが我々の視点でございます。

もう一つの側面として、これは余り、当委員会また本会議でもその部分について答弁いただかなかったんですけども、もう一つの側面からの責任としては、国の責任というより関与ですね、そういうことから見ますと、実際に起きた事故の後の損害の発生に対する国の関与と責任というものをどう考えるかということがあるわけですね。

原賠法の第二条第二項で、原子力損害というものが定義されております。この第二条第二項で定義されている原子力損害というものはどういうものなのか、文部科学大臣、お答えいただきたいと思っております。

○高木国務大臣 佐藤委員にお答えをいたします。法律に詳しい委員でございますので、その上で申し上げますけれども、原子力損害賠償に関する法律、いわゆる原賠法の第二条第二項には、「原子力損害」とは、「やや要約して言いますけれども、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害」とされております。すなわち、この原賠法の中で賠償の対象となる原子力損害については、原子力事故のもたらすいわゆる放射線の作用や毒性、こういったものはまさに相当因果関係が認められるということで、損害と考えております。

○佐藤茂樹委員 今、高木文部科学大臣が述べられたとおりなんです。まさにそういう核燃料物質の原子核分裂の過程の作用あるいは核燃料物質等の放射線の作用また毒性的作用、そういうものによって生じた損害なんだということなんです、今回は、そういった核分裂や放射線に起因する損害以外に、その次に、政府が避難指示等を出したことによって財産やその他精神的損害を受けている被災者が大勢いらっしゃるという、ここをどう見るかということですね。

確かに、それは被害拡大を防ぐためという大きな目的があったと思うんですが、しかし、やはりそこに国が関与して避難指示等を出したことによって、直接的な放射線被害ではなくて、まさに避難を命ぜられた、指示された、避難を準備せよと行動を制約された、あるいは計画区域に入ると行動を制約された、こういったことによる損害というのは、これは原理的な、先ほど答弁されました原賠法第二条第二項で定義されている原子力損害という、直接この放射線等に基づく損害ではないわけですね。

そういった点から、今福島を中心とする被災者に生じている損害というのは、もともと原子力損害に加えて、政府の行為によってもたらされたものであるということも、ある意味では言えるわけですね。実際に起きた事故の後の損害の発生に対するそういう国の関与、責任というのは明らかであって、そういう観点からも政府の責任というものは法的に位置づけていく意味があるのではないかと私は思いますが、政府を代表して海江田経済産業大臣、何か御答弁いただけましたらお願いいたします。

○海江田国務大臣 お答えを申し上げます。

今野党の皆様方がおつくりになつております仮払い法案の根底には、そういうお考えがあると私は承っております。

○佐藤茂樹委員 その上で、私はきょう資料を提示させていただきました。

私がなぜそういうことを言うかという、これは私ども野党が言っているだけではなくて、今の原子力損害賠償紛争審査会、これで今、第一次指

針が四月二十八日に出されています。五月三十一日にも第二次指針を発表されています。六月二十日には第二次指針の追補が発表されていますけれども、その中でどういうことが言われているかというと、一覽表を見ましたときに、第一次指針では、避難指示、航行危険区域の制限、また三番目は出荷制限区域の指示、こういうものが全部出されているんですね。それによる損害をどうするか、そういうことが議論されているんですね。

第二次指針でも同様のことが指示を出されておりました。要するに、調査室なんか一覽表で出されておりましたけれども、第一次指針から第二次指針にわたってすべて、政府によるそういう避難等の指示に係る損害、そういうことで全部この紛争審査会は今回の損害というものを種別されているわけですね。また、そういう指針を出されている。

そういうことからいうと、この政府の指示や設置に係る損害というのは、本来、法が考えていた直接の放射線等の作用による損害でないことは明らかなのであって、因果関係からしても、従来の原賠法の第二条第二項の厳格な定義の原子力損害定義では、読めと言われている、今回の損害を見たときに相当無理があるのではないか、そのように私は考えるんです。だから、今回のような政府の指示や設定等による損害も損害賠償の対象とすることを踏まえたそういう定義の見直しというものが、やはり原賠法の改正をも視野に入れた定義の見直しというものが必要ではないか、私はそのように考えるんですが、文部科学大臣の答弁をいただきたいと思っています。

○高木国務大臣 政府の指示は、この事故によりもたらされるいわゆる放射線の影響などを考慮して設定されているものでありまして、その意味で、放射線的作用などとこれは相当因果関係があると考えられております。したがって、委員の御意見は御意見として受けとめますけれども、政府による避難とか出荷制限によって生じた損害については原子力損害に当たると考えておりまして、

その定義の見直しについては、今のところ考えてはおりません。

○佐藤茂委員 ぜひ、今までの議論を踏まえてちよつと総理に感想をお聞きしたいんですけれども、私は、今指摘しましたように、まず総理が最初求められた原子力政策を推進してきた国の責任、これはもう与野党ともに認めると思うんですが、これももう与野党ともに認めると思うんですが、今回の損害を見ましたときに、原子力損害賠償紛争審査会のこの数次の指針を見ても、政府によるそういう関与、また政府によって指示が出されたことによつて受けた損害というものがほとんど列挙されている。そういうことから見まして、政府の行った避難指示等であると警戒区域の設定、出荷制限指示等によって住民や関係業者の皆さんがこうむったそういう被害や苦痛などの責任が皆無と言えるのかというと、私は皆無と言えないと思うんですね。

今回の事故に関して、冒頭申し上げました、東電にこれはもう損害賠償の観点からしても第一義的に責任があるのはもちろんですが、同時に、国も一定程度の関与や責任を有している、そう認識するのが私は自然ではないかと思うんですが、今までの議論を踏まえて、総理の見解を伺いたいと思います。

○菅内閣総理大臣 関与という意味では、私もそのとおりだと思います。

責任という言葉は、いろいろなレベルで今、佐藤委員御自身が使われておりますが、まず一般的な責任はある、つまり、原子力行政を進めてきた責任はある。今御指摘のこの法律の解釈については、文科大臣が言われましたけれども、文科大臣が言われるように、原子力損害というものの、それが、例えば放射線を浴びて病気になったからというようにただけではなくて、結果において、そのために逃げなさいいけない、そのために何かしなさいいけないということ、当然ながらこの原子力損害に入るんだと、今の文科大臣のお話を聞いていて、私はそれは自然に受けとめまし

た。

あえて言うとなれば、国が関与して、原賠法、原子力災害特別措置法に基づいて、私、本部長の命令でいろいろと避難してくれ、あるいは出荷制限をしてくれということをやったときに、それは確かに関与だと思えます。それから、明らかに任意ではないわけですから、ある種の強制的な意味でも、もちろん安全のための強制ですが、お願いをしたわけです。ですから、そこにはつきりと、被害者の自由裁量でやったのではないという意味で、よりはつきりとした原子力損害という意味での責任が明確な分野だと。多分、そういう意味で、風評被害の場合はそこがややあいまいいことで、そういうものをどう認識するかということでは議論があつていて、私はそう理解しております。

○佐藤茂委員 あと、総理の指示でも原因の調査委員会というものも動き出しています、また、今立法府の中にもそういうものをつくつていくという動きもございまして、その辺で最終的にはやはり国の責任というものを大きな意味では問われていくのかなと思います。

私は、今回の事例を通して何を申し上げたいかというと、もう一度やはり原賠法の成立時点に立ち戻つて、原賠法がこまごまのところが、政府がこういう避難の指示等、また出荷制限の指示等を大がかりでやらないといけないような、これだけの被害をどこまで想定していたのか、そういうことを考えましたときに、それによつて具体的に結果として受けた損害をどうとらえていくのか、また、その責任というものをどうとらえていくのかという議論は、やはりこれはこの法案の通つた後も早急にしなければいけないのではないかと、そういう観点からこのテーマについてさせていたいただきました。

もう一つ大きなテーマで申し上げたいのは、やはり損害賠償。これは、支援機構をつくることによって相当先行きが安定していくことは間違いないんですが、問題は、どれだけ迅速に適切なそういう処理をしつかりとできるかということが被害

者にとつては一番大事なんです。

今、東京電力福島第一原発の事故に関して、現時点で損害賠償の対象となり得る項目について、該当する件数はどれぐらいである、そのように見られるのか、海江田経済産業大臣に答弁いただきたいと思っています。

○海江田国務大臣 佐藤委員にお答えをいたします。

先ほどの梶山委員のところでも対象はお話をいたしましたけれども、まず、真つ先に支払い、仮払いに当たりましたが、これは着のみ着のまま避難を余儀なくされた方々でございまして、これがおよそ五万世帯いらつしやいまして、この方々に対して、これは五百七億円がまず支払われたということでございます。

そして、この時点で世帯ごとで行いましたので、これはたしか佐藤委員も国会で御指摘があつたかと思いますが、一世帯には四人の方もいれば二人の方もいる、単世帯は別、一人の世帯は別でございまして。そうした意見も踏まえて、今度はお一人お一人に着目しよう、しかも、その避難の期間がどのくらいであつたかということに着目しようということ、その方針を七月の五日に定めました。

前回の場合は、これは世帯ごとでございましたから比較的、それでもなかなか大変でしたけれども、比較的、世帯の数がわかればそこに対する支払いができたわけでございまして、今度は個人の条件が異なりますので時間がかかりまして、昨日からやつとこの支払いが始まつたということでございます。

ただ、この支払い額が、昨日は二千三百万円支払いが行われたということでございまして、今現在、まだその総額がどのぐらいになるのかということがわかつておりませんので、請求額の何%ということとは申し上げることはできないということでございます。

それから農林漁業につきましては、六月までに請求された出荷制限指示等による営業損害分が、

これが百四十四億円あると承知しております。そのうち、これは七月二十六日まででございますけれども、団体と協議しまして、先ほど、これは梶山委員からも少ないという御指摘がありました。が、団体との協議の間で、仮払いですから、とりあえず請求額の二分の一にしようというお話になりましたので、それで約六十四億円が支払われております。

それから、この方々は、当然風評被害についても請求をしておられます。これは二百五十億円あります。これはまだ精査中あるいは団体との協議中でございますからまだ支払われておりませんが、これも早く支払わなければいけないと思っております。

それから商工業者の場合は、七月二十五日までに請求がありました約六千社のうち約四千九百社分、そして金額は六十億円でございますので、この六千社分のうち全体で幾らかということはまだちょっと私も把握をしておりませんが、まだまだこれも力を入れていかなければいけない、こう思っております。

○佐藤(茂)委員 今聞きましただけでも大変な対象者がいらっしやるんですね。

私もきのう、最新の数字を大臣の答弁の前には聞いておりますが、避難を余儀なくされた住民の皆さんだけでも、七月二十二日までに約四万五千世帯に振り込みが終わっています。さらに、中小企業者でも、今おっしゃった六千社のうち四千七百社、また農林漁業者も、五県の農業団体、二県の漁業団体というふうに、大変な広域にまたがっております。

これだけ見ましても、ジェー・シー・オーの臨界事故と比べても、これはもう比べ物にならない膨大な損害賠償の対象件数が、これはきちっと事故が収束した後、出てくることはもう予想されると思うんですね。ジェー・シー・オーのときには、結局、損害賠償の対象というのは約七千件です。それから比べても、もう既に今わかっている範囲でも大変膨大な数だと思うんですが、これは

そういう膨大な損害賠償の対象件数が生じる、そういう御認識を政府としてお持ちでしょうか。

○海江田(国務)大臣 今御指摘のありました、このジェー・シー・オーの場合が七千件を超えておりまして、そして損害賠償額については百五十億円というところでございまして、先ほど私がお話をしました金額を合計しますと、これはおよそ六百億円をもう超えておりますので、その被害の額からいっても、あるいは対象の件数からいっても、これはジェー・シー・オーと比べて比べ物にならないということでもございますので、この点は、かなり初期の段階から私も東京電力とよく話し合いをしまして、そして、最初はたしか五百人ぐらいからスタートをしたわけでございますが、実際に、避難された方々に対する仮払いが始まっていく中から、とても五百人では無理だということ、臨時雇いの方もふやしまして、今一千人の体制でやっております。

○佐藤(茂)委員 それで、今、仮払いはある程度、第一次指針とか第二次指針に基づいて、そういう一律でいいかと思うんですけれども、最終的に本当に損害賠償の問題になったときに、個々にやはり要求されてくることも当然違うわけですから、これは大変なことになるんですね。

ぜひ総理に決意を伺いたいのは、ジェー・シー・オーの臨界事故のときには、平成十一年の九月三十日でしたけれども、そこから最終的に昨年の六月三日、平成二十二年ですね、ここまで最終解決に要しているんですね。要するに十一年、時間が費やされている。ジェー・シー・オーの事故と同じようなことを今回やっていると、件数からしても、これはもうさらに長い時間がかかる可能性があるので、ですから、福島県を中心とした今回の被害者の心情を考えると、ジェー・シー・オー事故のような、そういう損害賠償の最終解決に結果として十年以上もかかるというようばならないと私は考えるんですけれども、迅速なそういう損害賠償の処理を目指すのかどうか、そ

の政府の決意をぜひ総理に伺いたいと思うんですね。

○黄川田(委員)長 では、最初に文科大臣高木義明君。その後総理に答弁させますので。簡潔に。

○高木(国務)大臣 ジェー・シー・オーの事故とは比べ物にならないほど多数の被害がありまして、これからもその賠償は極めて膨大なものになるというふうを考えておりまして、今回の事故において、私どもとしては、その紛争の処理のスキームをきちつとしないがなれと思っております。そのために、文部科学省としても、法務省を初めとした関係機関、そして今回は、法曹界との連携協力が非常に大事だと思っております。

したがって、紛争審査会に和解の仲介を専門に行う委員を多数任命させていただきまして、和解の仲介に参画していただくとともに、専任の事務局体制を整備する、こういうことが必要だろうと思っております。審査会全体の体制を、迅速かつ的確に行われるようなものについて今考えておるところであります。

○菅内閣(総理)大臣 御指摘はそれとおりでと思っております。

この間、ジェー・シー・オーの反省も含めて、同審査会における指針の作成に関する業務を法律でも加えていただきましたし、今文科大臣からも話がありました。が、実は、第二次補正予算で十億円ほど、こうした和解の仲介に当たるような法律専門家等、各分野の専門家の人件費等に充てるというところで予算を組んでおります。

そういう意味で、大変膨大な作業になろうかと思っております。迅速な補償が進められるよう全力を挙げてまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 私は、なぜこういうことを言うかという、やはり、この膨大な賠償の処理に矛盾が出ないように、一人一人差があるとか、そういうことを言われないように、また中立公正でスピーディーな、また迅速に処理をする、そういう何らかの制度的仕組みがやはり今回の件については絶対に必要だ、そういう問題意識から申し上げ

ているんですね。

今文部科学大臣が御答弁されましたけれども、今回は、原賠法の第十八条で置くことができますというところで、先ほどから出ています原子力損害賠償紛争審査会を設置されました。その一番目の業務に、事務に、紛争に関する和解の仲介というのが一応書いてありますが、今の御答弁だと、もう一回確認ですが、今、今回の事故が収束した後の損害賠償の処理については、文部科学大臣の御答弁だと、この原子力損害賠償紛争審査会でもうすべて、人も相当増員して、また法律の専門家も入れてきちつと対応する、そういうお考えである、そういう答弁と考えるとよろしいんでしょうか。

○高木(国務)大臣 おっしゃられるとおりでございます。この和解の仲介、これが一つの大きな仕事になります。

これについては、できるだけ早く物事を解決するためには、この審査会として策定する指針をできるだけわかりやすくすることが一つと、それから、いわゆる関係産業団体などの賠償請求の取りまとめ、こういった御協力をいただくこともそれには必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど答弁しましたように、補正予算の中にも組み込んでしておりますので、相当な体制をしいて公正中立な紛争解決がされるように取り組んでまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 もう一点、最後に総理にお聞きしたいのは、今、当委員会でも、この閣法の支援機構法案と、参議院先議でやってまいりました野党五党共同して提出いたしました仮払い促進法案というのが審議が始まったわけでございますが、私は、今回の事故による仮払いのおくれというものを、今後同じような事故が起こったとしても、同じ失敗を繰り返してはならない、そのように思うんですね。仮払いの法案というのは、我々、やむにやまれず緊急措置としてつくって提出をいたしましたけれども、今回の事故の対応はもうろん

ですけれども、将来の事故においても、被害者の側に立てば、国が責任を持つて被害者の手元に仮払いをいち早く届けることが急務である、そのように私は思います。

政府が迅速に仮払いを行い賠償の矢面に立つ制度を、制度として、またセーフティーネットとしてきちっとやはり盛り込んでいく必要がある、そういう観点から今我々も修正協議をしているんですけれども、この支援機構法と仮払い法案の関係を明確にして位置づけた上で、今後に生かせるようなそういう法的措置というものをきちっとしていく必要があると私は考えます。

というのは、原賠法そのものに仮払いという考え方がそもそもなかったんですね。だから、そういう今回のように、被害者の一日も早い救済ということ、先ほど海江田大臣も言われましたけれども、一世帯百万円だけで四カ月も過すなどというのは無理なんです。だから、本当に、やはり次々に仮払いが進んでいく、そういうものをもっとの国の制度として盛り込んでいくようなそういう法的措置というのは急務である、そのように私は考えますけれども、総理の見解を伺いたいと思います。

○菅内閣総理大臣 御指摘のように、支援機構法案と五野党提出された仮払い法案とは、相對する法案ではなくて、原発事故の被害者に対する賠償を迅速かつ適切に行うための法案であると考えておりまして、ぜひ、両法案が修正の上、両方とも早く成立をさせていたいただきたいと思っております。

それに加えて、将来的には、両法案の施行状況などを踏まえて、被害者の方々が賠償を受けられるよう、最も適切な枠組みをそうした状況も踏まえながら検討していくことが必要だ、こう考えております。

○佐藤(茂)委員 以上で質問を終わりますが、ぜひ総理には、一定のめどをどのように自分で決着をつけられるかわかりませんが、やはり今大事なのは、特に国民、国民の中でも被災者の方に目

を向けて、本当に総理が被災者に寄り添うような気持ちでこの被害者の救済、または被災地の復興に本当に熱意を上げて取り組まれることを最後にお願ひいたしましたして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○高橋(千)委員 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

七月十二日の本委員会、原発推進あるいは原発維持ありきの法案ではないのかということ指摘いたしました。そのときは目的条項について聞いたわけですが、改めて法案を読みますと、第四十条「資金援助の申込み」というものがございまして、原子力事業者が資金援助を機構に申し込むためには、書類を提出し、並びに機構が事業者と協力して特別事業計画をつくることになっていと思ひます。これには当然、今後の事業をどうするかという計画も明記する必要があると思ひます。

東電は、全国の発電量の中でも三割、原子炉は全国五十四基中十七基で、非常に大きい位置づけにあると思ひます。ですから、この東電の中の原発をどうするかということが真つ先に問われてくることになるわけです。

そこで、総理に伺ひますが、国は、東電の特別事業計画の中における原発の扱いについて、どのようにされると思ひているのか。

○海江田国務大臣 私から高橋委員にお答えいたします。

もうこれは言うまでもないことでございすが、今回私も出しておりますこの機構法、これの目的というのは三つございまして。一つは、迅速確実に損害賠償が行われること、二番目が、原子力発電所の状況の安定化及び事故処理に関する事業者への悪影響の回避ということ、それから三つ目が、電力の安定供給でございます。ですから、特別事業計画を事業者が作成するという場合、この三つの目的に照らして事業計画が適切かどうかということをやはりしっかりと判断をする

ということでございます。

原子力発電所のあり方、これについても、政府におけるエネルギー政策の検討状況も踏まえつつ、電力の安定供給の確保の観点から適切に精査をしていくつもりでございます。

○高橋(千)委員 本日は総理に質問したんですけれども、当然、事業計画の中で原子力の位置づけについては書かなければならない、これは確認してよろしいですね。

○海江田国務大臣 ですから、原子力発電所のあり方について、それは当然、政府におけるエネルギー政策の検討状況も踏まえつつ、電力の安定供給の立場から適切かどうかということをしつかり精査をしていくことでございまして。

○高橋(千)委員 やはり、これはあいまいにできないわけですね。

エネルギー計画の見直しということ、いずれやるだろうということをおっしゃっています。私たちは、期限を区切つてゼロを目指すべきだということも言っています。その間の期間が当然あるだろうということなんですけれども、あくまでも東電に対してはどうかということとはきちんとしなければ、そこをあいまいにして進むということがあつてはならないということです。

それと、海江田大臣は、前に質問をしたときには、リストラを進める、こういう表現をされたわけですが、事業計画イコール、いわゆる合理化イコールリストラではないということも言えると思ひます。

リストラと言ったときに、やはり電力の場合、特に原子力事業者の場合は、それが本当に最前線の労働者のリストラにつながつて、一番危険な原子炉付近の仕事が非正規の労働者に置きかえられている、このことが今の安全軽視のことと本当に密接に結びついていると思ひます。そのことをしっかりと見きわめていただきたい、そのことを踏まえての審査でなければ、あいまいにしてはならないと思ひます。

○海江田国務大臣 それは重々承知をしております、リストラがもう既に計画も一部発表されておりますが、例えば都心部の繁華街にある電力館でありますとか、そういう原子力をPRするようなものについては真つ先にこれを売却することなどでございまして、そういうことを先にやつて、そして、まさに現場で頑張つておられる方々をくれぐれもそういうリストラの波にさらさないようにということ、私どもも何度かこれは東京電力に伝えてございまして。

○高橋(千)委員 昨日の審議でも国の責任について議論をしたわけですが、やはり仮払い法案の参議院からいらした提出者の方、自民党の方も公明党の方も、東電と同じ責任があるということがあつたかと思ひます。

私が問題意識として指摘してきたのは、機構法案は、形の上では東電を責任者としているんだけれども、やはり国がスポンサーになっている、それは結局、どちらも本当に責任をとっているとは言えないのではないかとことです。

その上で、機構や国が東電の肩がわりをするのではないのだ、できるだけ東電が払う、そのことが大前提だということを認識したい。

○海江田国務大臣 そういう認識でよろしいかと思ひます。

○高橋(千)委員 確認しました。

そこで、先ほどの第四十条は、賠償する額が賠償措置額、つまり千二百億だと思ひますが、これを超えたときに資金援助を申し込めるといふふうに書かれているわけです。そうすると、千二百億円を超えたら直ちに資金援助を申し込めるといふふうにも読めなくはないわけですね。

そうすると、いよいよ一円も東電は出さなくてよくなるということになりますので、そうではないということにさらに確認したいと思ひます。

○海江田国務大臣 私どもは、今般の補正予算でも二兆円、交付国債の原資というものを計上して、昨日成立をさせていただきましたが、これはあくまでも返していただくということでございま

すから、資金の融通をするということでございますが、それは東電にしっかりと返済をお願いするものであります。

○高橋(千)委員 返済をお願いする、それと、先ほどの質問に対して、東電がまず先に払えるものは払っていくこととセットであるということとで、確認をしたいと思います。

そこで、官房長官に伺いたいと思うんです。

きょうも稲わらの問題などが議論をされているわけですが、これは指針に入れるか入れないかではなくて、やはり待たずに、やるべきことはもう国が率先してやればいいじゃないか。モニタリング、除染、あるいは健康調査、今の牛の問題にかかわっては、全頭検査、買い上げなどは国がやるべきだと思います。そのことと同時に、この点では福島県と他の県に違いがあつてはならない、同じ条件だと思ふんです。いかがですか。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、必ずしも紛争審査会の指針を待たずに、やることはやつていくという方針でございます。

モニタリングについては、既に関係府省や自治体、事業者、それぞれ役割に応じてさまざまなモニタリングを協力して実施しております、これもできるだけ広範かつ詳細にさらに詰めてまいりたいと思っております。

除染については、第二次補正予算において、福島県内の全域の市町村が実施する公園や通学路等の線量低減事業と、福島県外も含めて校庭、園庭の空間線量率が毎時一マイクロシーベルト以上の学校等について設置者が行う土壌に関する放射線低減事業について、それぞれ財政支援を行うこととして、国会の御承認をちょうだいいたしましたところでございます。

健康調査については、第二次補正予算では、福島県が主体となつて実施する事業を中長期的に実施するための基金を計上して、全面的に支援することといたしておりますが、その他の県についても、各県ごとの事情をしっかりと踏まえた上で、必要性について相談、検討してまいりたいと思つております。

ております。

牛の出荷については、出荷制限を指示したところでございますが、これに関しては、肉のうち既に流通しているものについて、暫定規制値を下回つたものを除き、買い上げて処分するといった緊急の対策を決定したところでございまして、賠償がどうなるかということにかかわらず、安全、安心、あるいは被害を受けた方々の生活のために必要なことで、できることについては行つておりますし、また、どうしてもまずは福島県からということになります。しかし、県外においても必要なことについてはしっかりと進めていくという考え方でございます。

○高橋(千)委員 福島県からではあるが、必要なのは他県についても進めていくというお答えだつたと思ひます。

やはり、同じ被害を受けているのに他県では支援が受けられない、そういう違いがあつてはならないと思ひますので、ここはしっかりと確認をしたいと思ひます。

ただ、前段にお話しされたいわゆる除染の問題などで、やはり、文部科学省が基準とした毎時一マイクロシーベルト以上のところは国が支援をするけれどもというところは、それでよいのかということとはさらに要望が上がつているわけですので、そこをちゃんと踏まえていただきたいということ、これは重ねて指摘をして、これは次の機会にまた質問しますので、続けたいと思ひます。

そこで、福島県は、全県民の賠償が必要である、そのように訴えております。審査会で、損害の終期、いつまでを損害の時期とするかというのを随分議論していたわけですね。ただ、実際には、終期というのは当然決まらないわけですが、まだ収束をしていないわけですから、私は、そのことと同時に、将来の損害ということも考えなければならぬと思ひます。

例えば、牛を手放して避難した方が、先日NHKスペシャルでやつておりました、泣く泣く、見通しが持てない、いつ帰つてこられるかわから

ない、だからもう牛を手放すしかないと選択した方。でも、国は戻るようにしたいと言つていて、わけです。だとすれば、戻れたからといって、一から酪農をやり直すというためには、新たに設備投資をしなければならないわけですね。そうすると、その避難していた間だけの支援、損害賠償では済まないことになるわけですね。

ですから、こうした再生まで見通したときに、さまざまな制度があるという羅列ではなく、いわゆる現行制度の枠内ではなく、やはり特別法が必要ではないか。これは福島県も求めているわけですから、この点について、ぜひ総理の考えを伺いたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 今回の原子力発電所の事故により生じる損害については、事故と相当因果関係が認められるものは、原子力損害賠償法に基づいて、東京電力により適切に賠償が行われることになつております。

また、原子力損害賠償紛争審査会において、現在、賠償すべき原子力損害の範囲について指針を策定中ですが、この指針においては、原子力事故がまだ継続中であることから、将来生じる損害についても対象とする内容となつております。

そのような将来生じる損害に対しても被害者が適切な賠償を受けられるよう万全を期するとの観点から、今般提出した原子力損害賠償支援機構法案をぜひ早期に成立させていただくことが重要だと考えております。

なお、今後、原子力損害賠償に関する法制度のあり方については、同法の附則にあるとおり、原子力損害の賠償の実施状況等を踏まえ、原子力損害に係る政府の援助のあり方などについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなつております。

今御指摘のような問題意識も、私も一つの選択肢としてあり得るかと思ひますが、今申し上げましたように、まずは、こうした損害賠償の実施というものを行つた上で考えることにならうと思つております。

思つております。

○高橋(千)委員 官僚の答弁なのか、ずっと読み物をされていたというのが非常に残念に思ひます。

この特別法については、別に今初めて言つたわけではなくて、もう繰り返し指摘をしてきましたし、また、委員会として知事さんに意見を伺に行つたときも寄せられた要望でございまして、やはり従来の枠組みでは難しいのだ、賠償という枠組みだけでは難しいのだということをちゃんと問題意識として持つていただくことが絶対必要なんだということを重ねて指摘したいと思ひます。

そこで、もう一問用意していますので、海江田大臣に伺いたいと思ふんですけれども、第六十五条「政府による資金の交付」についての考え方は、これは参考人質疑でも、電事連の会長は、「この第六十五条に基づく国の支援を積極的に発動していただく」と要望しています。

この法のつくりとしては、事業者からの一般負担金と特別負担金で二兆円を返済する。これは交付国債であるわけですが、それと見合いの額を事業者で負担していく。ただ、これを、いきなりその二兆円をすぐ返せとなると、電気料金があつとはね上がることになるわけですので、そこを、そこまですらないように資金を交付するという、真水の投入ということになるのかなと思ふんですけれども、ただ、いずれにしても、これは負担増には違ひないわけでありまして。

ですから、この六十五条の意味合い、また発動のタイミングについてどのように考えているのか、伺いたいと思ひます。

○海江田国務大臣 今委員御質問のありましたこの一般負担金の場合につきましても、これはコストの計算の中に入れるということでありまして、しかし、私どもは、国民負担の最小化ということを基本的な考え方として持つておりますので、ここはしっかりと守つていきたいというふうに思つております。

そうした考え方の上に立ちまして、六十五条の問題でございますが、この六十五条というのは、文言をお読みいただければよろしいかと思ひますが、「当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、」と書いてございましてから、この法律に書いてございまして文言をしっかりと守つて、そして具体的な発動のタイミングについては、やはり事故が収束をして損害賠償の全体の像が明らかになつた段階で判断すべきものと考えております。

○高橋(千)委員 国民負担の最小化、負担は避けられないということになるわけですが、ただ、これは別な形で、電気料金にはね返るのは単純計算すれば二割にはなるだろうなと指摘をされてきたわけですが、そこはそこまではしない、しかし、そのかわりに真水の投入ということ、結局税金であり国民の負担であるということ、それを避ける努力をどこまでするのかということもまた問われなければならないと思うんです。

六月二十五日付の福島民報の社説では、「原発賠償の原資 まず合理化、「埋蔵金」として、支援機構法案では、電力会社の負担金として電気料金への転嫁や国が公的資金で支援する仕組みもあり、最後のツケを国民が税金で払われるおそれもあると指摘しています。これをもっと端的に表現しているのは、「原発事故の賠償対象者が賠償金の一部を自分で支払う矛盾が生じかねない。」こう言っている。つまり、税金投入ですから、賠償してくれと言えは言うほど増税がかぶさつてくるということになつては困るんだという指摘だと思ふんです。これは、我々も繰り返し指摘をしてきたところでございます。

この点について、どうですか。

○海江田国務大臣 今のは、まさにこの原子力発電所の事故の被害者であります福島県の方々にとつてみれば、そういう主張をされるのはもつと

もだと思ひます。

そういう事情があるわけでございますから、そういうことにならないように全力を尽くしたいというところでございます。

○高橋(千)委員 税金投入しか選択肢がないのだというところに仮になつた場合に、そうすると、全面的に賠償してほしいと福島県が今詳細な要望書を出していますけれども、要するに、そこに歯どめがかかるとあることがあつてはならないわけですね。つまり、国民と賠償を求める被害者との間に対立を生み出してはいけないのだということを指摘しているわけでありまして。

全国銀行協会の前の会長、奥正之氏の言葉をかりれば、東電は日本のGDPの四〇％を占める大変重要な地域に電気を供給しており、電気をとめるわけにはいかないと書いてあります。つまり、電気という欠かせないライフラインを地域独占しているがために、東電を破綻させることもできない。これは、今回はここに風穴をあける、そういう覚悟が必要ではないかということなんです。

使用済燃料再処理等積立金、最終処分積立金の活用、事故処理でもうけを拡大させるプラントメーカーの責任、大株主でもあるメガバンクの責任も含めて、徹底した放出をさせるときです。電気を人質に実質破綻している東電を救済し続けるのではなくて、国の介入によつて全面賠償と電気の安定供給を両立させるべきだ、このことを指摘して、終わりたいと思ひます。

以上です。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男でございます。事故の収束に向けて、ステップからステップ2へと非常に順調に推移をしているということ、政府はそれぞれ明らかにしているわけでございませうけれども、そのところについては、まさに作業員の人たちの努力、この部分が大変大きなものがあるんだろうというふうに私は思つております。

しかし、その作業員の状況、いわゆる健康そのものについてのところがなかなか明らかになっていない、こういう状況だろうというふうに思つております。

今回の質問の中において、原発事故による放射線被害で亡くなつた作業員、重体になつていてる作業員、内部被曝を受けた作業員はどれだけの数か、わかっているものは明らかにしてほしい、また、それらの人に対してどのような補償が行われているのか、そのことも明らかにしてほしい、こういう一つの質問の通告をきのう夜やつたわけでございまして、それ、そうしたところについて、この対応について、それぞれ各省庁の持ち分があつて、ぐるぐる回されて、答弁できる大臣はどこのか、これがわかつたのがもう十一時を回る、こういう状況でございます。

こういう状況の中において、本当に今、作業員の人たちが、電力さらには関連会社を含めて必死に頑張つておる、そして今、ステップ2に入つて、ますます被曝量の多いところ、汚染が多いところに入つていかなきゃならない、そういう状況のときに、厚労省を含めて、やはり少しきちつと対応をお願いしたい、まずこのことを冒頭申し上げたい、こう思ひます。

それで、まず厚労大臣の方からお伺いをいたします。

今回の、これまで放射能災害で亡くなつた、いわゆる作業員の中で重体になつていらっしゃる方々、さらには内部被曝を受けている、こういう人たちが、今一体どのぐらい東電の方から報告を受けているのか、そのことについて明らかにしてほしいと思ひます。

○細川国務大臣 吉泉委員にお答えいたします。

結論から申し上げれば、これまでの放射線の被曝の原因とする死亡あるいは重体、そういう方はおられません。

緊急作業に従事をしておりまして、被曝によるもの、これについて御報告をいたしたいと思ひますが、三月及び四月から緊急作業に従事をした労働者で、東京電力から報告を受けております、内部被曝線量の測定評価が終了いたしました六千八百人、この中で、二百五十ミリシーベルトを超えた者が五人、二百ミリから二百五十ミリシーベルトまでが一人、百ミリから二百ミリシーベルトまでが六人、五十ミリシーベルトから百ミリシーベルトまでが六十四人となっております。

今後、労働者におきまして健康被害が生じた場合には、これは委員御承知のような、労災保険から必要な補償がなされるということでもあります。また、東京電力の福島第一原発の作業員につきましては、離職後も長期的な健康管理を行つていくということにいたしております。

○吉泉委員 亡くなつた方はいない。重体もない。そういう理解でいいんですか。

でも、うち方を見ると、あの事故、三月二十四日の、下請会社の作業員が福島の病院の方に運ばれた、そのところの人たちは重体ではないんですか、再度確認します。その人たちはどういう状況になつていますか、三人が運ばれたわけでございませうけれども。

○細川国務大臣 あの三人の方については、放射線を浴びまして、外部被曝でありましたけれども、外傷的なものは出ておりません。

○吉泉委員 ネットなりいろいろなところの中で、被曝の状況について、重体だとかいろいろな書き込みがなされているわけでございませうけれども、今大臣から言われたことが真実だというふうな受けとめさせていただきながらも、やはり厚労省として、炉の中に入つていくとか発電所の中に入つていくとか、いろいろな部分のそういう立入調査、こういった部分はこれまで何回やられたのでしょうか。

○細川国務大臣 結論的に申し上げます、福島原発の中に入つて立ち入りの検査をいたしましたのは三回でございます。

○吉泉委員 それでは、東電の一つの作業のマニュアル、こういったところはあるわけでございませうけれども、厚労省として、そのマニュアルを

受けながら、やはり安全、そういったところについて、作業員の命を守っていくという立場の中で、どういうふうに厚労省としての方針は持っているのか、お伺いします。

○細川国務大臣 厚生労働省といたしましては、五月二十日、省内に作業員健康対策室を設置いたしましたので、専属的に対応をいたしているところでございます。

まず、内部被曝を含めた被曝線量管理、臨時の健康診断の徹底、そして事前の作業届の提出によります被曝線量管理の徹底や被曝線量の低減等、これらについて東電を指導いたしております。被曝線量が二百ミリシーベルトを超える者の場合は緊急作業から外すというような措置をとっております。外部被曝線量測定やあるいは記録、それから内部被曝の線量の測定、評価等について着実に改善が図られております。

また、熱中症予防の観点からも指導をいたしております。午後二時から五時までの炎天下における作業については原則行わせておりません。また、冷房付きの休憩施設も増設をいたしまして、千二百人が収容できるようなそういう休憩施設もつくりまして、熱中症の予防もいたしているところでございます。

また、重要免震棟で医師を常駐させておりましたけれども、この七月一日からは、新たに診療所を設置いたしまして、複数の医師を二十四時間配置する体制もとっております。

そしてまた、先ほども申し上げましたけれども、労働安全衛生法に違反する事案があれば、是正勧告をしたりあるいは立ち入りの検査等もいたしまして、厳しく指導をいたしているところでございます。

今後とも、第一原発やJヴィレッジに立入調査なども行い、線量管理、健康管理状況について確認をしながら、作業員の方々の安心して働ける指導に万全を期していきたい、このように考えております。

○吉泉委員 ぜひ、健康管理の東電に対する指導

強化、お願いを申し上げさせていただきます。

あと、質問時間がなくなつたということでございますけれども、総理の方に質問も予定をしていました。そして私は、総理の方に言いたいというふうに思っております、その言葉で終わらせていただきます。

今回の支援機構法案に対して、やはり、今の電気の安定供給とかそういうものは要らないのではないかと、あくまでも損害の賠償の部分に絞る、そういう機構法案でいいんじゃないかと、こういうふうに私は思っておりますけれども、そのことについて総理の方から聞きたかつたわけでございまして、けれども、時間がないので終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○黄川田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

まず、国家の方針を決めるに当たつての総理の権限についてお伺いをいたしたいと思います。

実は、日本国内閣総理大臣の権限は強大だといふふうに言われてきました。不信任決議案の可決または信任決議案の否決以外にはやめさせることはできない。そして、立法院との間で国政遂行上の意見対立があれば、最終的には衆議院を解散して国民の信を問うことができるわけでありまして、仮に内閣の閣僚が反対をしても、総理が全閣僚を罷免して、兼務して、一人で解散をすることもできる、こういうことになっております。

今回の震災に当たつても、災害対策本部長、原子力災害対策本部長、すなわち、総理の権限でいわずに非常事態の対処を一手に引き受けて決断、実行することができ、こういう法的なたてつけになつております。橋本行革によつて総理の権限が強化をされ、それを十二分に活用してみずから政策を断行したのがまさに小泉総理その人であつたといふふうにも思います。

総理の国家指導者としての権限はかくも強大であるわけです。ならば、総理は、みずからの考え

を国家の方針として実行していくことができるはずであります。

ところが、海江田大臣は、今月二十日、この復興特別委員会の私の質問に対して、菅総理が記者会見で表明した脱原発依存の方針を共有しているかどうか問うたところ、総理としての発言ならば大事な問題だが、個人の発言とおっしゃるわけだから、共有しているかどうかは鴻毛より軽い、こういうふうにして述べられたわけでありまして。枝野官房長官にもお伺いをいたしました。将来的に原発に依存しなくてもやっていける社会を目指す、こういうふうな菅総理がおっしゃつたのは、行政の長としての発言というよりも、政治のリーダーとして国民的議論を呼びかけたにすぎない、こういう御答弁をされておりました。閣僚が総理の威令にいわば服していない状況ではないでしょうか。

海江田大臣は、願わくば内閣の一致した発言であつてほしいかつた、そういうふうにも話されていて、そこは海江田大臣のおっしゃるとおりだといふふうに思います。総理は、原発に依存しないをやつていける社会を目指すというみずからの考え方をどうやって国家の方針に昇華させていくのか、内閣総理大臣としての御答弁をいただきたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 議院内閣制のもと総理大臣の権限というのは、議論をすればいろいろありますけれども、私はやはり、与党と内閣が一体的に、つまり、与党は政権党という形で一体的に行動したときに非常に強い指導力を持ち得る、そのように思っております。大統領制との比較等はありませんけれども、きょうはこの程度にこの問題は答弁をさせていただきます。

先ほど私の記者会見等についてのいろいろな御指摘がありました。何度も申し上げておりますが、三月十一日の原子力事故を踏まえて、まず、二〇三〇年には原子力力で五三％の電力を賄うとされていたエネルギー基本計画を白紙から見直すというところで、既に内閣の中でも議論を始めてお

ります。また、原子力安全・保安院が、どちらかといえば原子力推進の役所である経産省の中にあるということも矛盾ではないかということ、これは、経産大臣も了解の上で、IAEAに対する政府の報告書の中でもそれは切り離す方向を提示したところでもあります。また、短期、中期、長期のエネルギー計画についても今議論をいたしているところでもあります。

そういった議論の方向性と私が申し上げた考え方の方向性は決して矛盾しているものではないわけでありまして、つまり、閣議決定とかという手続をしたから、しないからということでは、決定した中身ではありませんけれども、少なくとも内閣が議論を進めている方向性の中で、私として私の考え方を申し上げた、こういうふうに理解をいただきたいと思ひます。

○柿澤委員 与党と内閣が一体になつたときに強大な指導力を内閣総理大臣が持ち得る、こういう御見解を語つていただきましたが、皮肉にも全く真逆の状況が今起きてしまつていゝのではないかと、いふふうにも感じられます。

現在の閣内、与党の状況を見るにつけ、これは遠大な時間を要する作業になるといふふうにも思ひます。一定のめどでやめると言っている方がこれをできるのか。道半ばでやめになるんじゃないか。それとも、一定のめどがつくまで続けるというんでしようか。それとも、脱原発依存を引き継ぐ人にバトンタッチをする、こういうことなんではないか。この脱原発依存の社会を目指していくという総理の方針を、一定のめどがついたらおやめになるといふこの発言とどう整合させるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 これは御党を含めて、三月十一日のこの原子力事故を踏まえて、これから日本のエネルギー政策、原子力政策をどうするか。これは、だれが総理であろうが、どの内閣が存在しようが、相当に本格的な議論を進めなければいけないし、それによつて大きな従来の仕組みも変えざるを得なくなる。先ほど原子力保安院のことを

申し上げましたが、それは単に私が言っているからというのを越えて、IAEAなどの国際的な機関からも指摘がありますし、これから原子力のいわゆる事故調査・検証委員会からも方向性が出されますから、そういう中で議論をすべきことであります。

もちろん、私が総理大臣という立場にある限り、この問題についても一つの方向性を出し、一つの考え方なり、あるいはその段階まででできるところまでの提案というものはきちっと示してまいりたい。それがその後どのように引き継がれるか、それは、最終的には国民の皆さんの判断によつて、引き継がれるものは次の政治的なりリーダーにも引き継がれるもの、私はこのように考えております。

○柿澤委員 今の御答弁を聞いておりますと、あたかもIAEAが脱原発依存の社会を目指せ、こういうことを言っているかのように聞こえるわけですが、そんなことは言っていないと思います。

本当に、世界的な要請であるという以上に、日本国の総理大臣として菅総理が発言され表明された方針をどういうふうな国家の方針に昇華させていくのか。このことについて、ある意味では、現状においては、国家の方針というよりも言い放しの状況になつてしまつていゝのではないかと、うふうに思います。

そうしたことに関連をして、きょう通告をしておりましたが、けさの新聞で報道されたことなので伺いをしたいと思います。

きょうの産経新聞で、中井治元拉致担当大臣が二十一日、二十二日、中国の方に訪問をして、宋日昊朝日交渉担当大使にお会いをされたという話があります。これは、菅総理の意向を受けて拉致問題について交渉し、進展があれば、菅総理みずから八月月上旬にも北朝鮮を訪問して交渉をする意向だということにも書かれております。

枝野官房長官はきょうの会見で、そのことについては全く聞いていないということでありま

れども、菅総理がみずからの意向で中井元大臣を交渉に当たられた、こういう事実があるのかどうか。そして、八月月上旬等々に北朝鮮をみずから訪問する意思があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 全くその件については承知をいたしております。そして、報道があつたことは承知をしておりますが、私がそうした予定なりあるいは準備を進めているということは全くありません。

○柿澤委員 先ほど御自身がおつしやられた、与党と内閣が一体のときに総理大臣は強力な指導力を持ち得る、議院内閣制における総理大臣の権限についてそのような認識を語つていただきました。やるからには、そのような状況をみずから進んでつくり出す、そうした取り組みが必要だといふふうに思いますし、それが実現できないのであれば、これはやはり、政策推進力を内閣、与党として持ち得ないわけですから、どなたかにお譲りをいただくのがいいのではないかと思います。そのことを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○黄川田委員長 次に、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案及び参議院提出、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案の両案を議題といたします。

この際、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案に対し、後藤斎君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及びた、参議院提出、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対し、後藤斎君外四名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党及びたあがれ日本の五派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。後藤斎

君。

原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤(斎)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、原子力損害賠償支援機構法案に対する本委員会での議論等を踏まえ、国の責務規定を追加するなど、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保する上で必要な事項について定めるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任にかんがみ、原子力損害賠償支援機構がその目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとしております。

第二に、政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、国債が交付されてもなお資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、予算で定める範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができるとしております。

第三に、機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、原子力損害の賠償の全部または一部の支払いを行うことができることとしております。

第四に、機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならないこととしております。

第五に、法施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、経営の合理化及び経営責任の明確化の徹底とともに、株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならないこととしております。

第六に、政府は、法施行後できるだけ早期に、平成二十三年原子力事故の原因の検証等を踏まえ、原子力損害賠償に係る制度における国の責任

のあり方等について検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを初めとする必要な措置を講ずるものとしております。

また、政府は、法施行後早期に、平成二十三年原子力事故の資金援助に要する費用に係る当該原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担のあり方等を含め、国民負担を最小化する観点から、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本修正案の趣旨及びその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○黄川田委員長 次に、梶山弘志君。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○梶山委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する国会での議論等を踏まえ、国による仮払金の迅速かつ適正な支払いに係る規定を追加するなど、被害者の救済を図る上で必要な事項について定めるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国が行う仮払金の支払いについて、「特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない」との規定を追加することとしております。

第二に、仮払金の支払いに関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする旨の政令を定めることのないよう十分に配慮するものとしております。また、主務大臣または主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事が仮払金の支払いに関

する事務の一部を行うにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる事務については、会計法に基づく支出の決定及び交付の事務を除くものとしております。

第三に、この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣としております。

第四に、この法律の施行期日を「公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとしております。

第五に、国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払いの状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

以上が、本修正案の趣旨及びその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○黄川田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

午後三時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

午後三時一分開議

○黄川田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案及び参議院提出、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として原子力安

全委員会委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として厚生労働省社会・援護局長清水美智夫君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○黄川田委員長 これより両案及び両修正案に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 委員長、大変お疲れさまでございます。

この機構法案に対する議論も、二十時間という長い時間帯にわたつて議論をしてまいりました。そもそも、三・一一東日本大震災発災以降、福島原子力発電所の事故、そして今、収束に向けて、私が十二日の日に議論をさせてもらったときにはまだ第一ステップからようやく第二ステップに行きそうだなという時期でありましたが、それが第二ステップに何となくたどり着けたということで、確かに、時間軸の面においては、国民の皆さん方が見ればもつと早くしろという声があつたのも事実だというふうに思っています。

特に、この委員会の議論では、私自身も、この機構法案を党内で議論し、またこの委員会の議論をお聞きし、さらには、大臣、皆さんから、御意見を政府側から拝聴する中で、やはり、原賠法という親法の、本体の仕組みが、五十年間、限度額の引き上げというものはあつたものの、抜本的な、大規模で、なおかつ非常にたくさんの被害者、被災者の方を想定しているものではなかったという多分現実があつたというふうに思っています。

そして、東電という、ある意味では、今の電気事業法の中では、地域をそれぞれ、独占という言

葉が適当かどうかは別としても、ほとんどのエネルギー、電力供給をその地域にしているという電力事業者が、確かに、私たちの党の中でもこの委員会でも、法的処理をして、もつと公明正大にやるべきだという議論があつたものの、この機構法案を通じて、国から交付国債、また政府保証を通じて支援をしながら、これは現行の原賠法の十六条、政府の支援というものの具体化だというふう

に思っていますが、やはりその部分で想定を超したものにどう対応するかという真摯な議論が行われたというふうに私自身も思っています。

特に、この委員会の議論を踏まえて、午前中、私も含めた、自民党、公明党の実務者の中で、先週の金曜日に合意形成をし、駆け足でありましたが、それぞれの党内手続を経て、正式な修正案として、国の責務の明確化、さらには、原賠法もこれから検証、検討して早急に見直すべきだという修正案も提出をさせてもらいました。

海江田大臣に冒頭お尋ねします。

これは若干十二日の残りでもありますけれども、原子力を二〇三〇年に五〇％以上の電力供給源というふうにエネルギー基本計画を、昨年こうしたもののが、当然これは、この委員会でも議論がありましたように、見直しをし、脱原発か非原発かということよりも、国民の皆さん方に、産業、生活を通じてきちつとした電力を供給していく。きょうも、今この時間帯も多分ピークを若干ずれた時間かもしれないけれども、やはり節電を強いられたい。もつと冷房をきつきたいな、涼しくなりたいなというの、これは人間のさがでありますから、それを我慢しながら節電をして

います。これも現実であります。

そういう意味で、大臣、やはりこれから、この機構法を通じてできるだけ被災者の皆さん方に迅速、適切に補償をしていく、そして仮払い法案もセットになつて補完をしながら被災者の方の救済に資していく。この二点は後ほど詳しくお尋ねをしますが、エネルギー政策も、現実をどうとらえて、そして国際競争力、やはり産業が元気に

なつていかないと、空洞化ということでは、日本の経済、特に日本の中で六千万人以上の方がいろいろな御職業で働いているわけですが、それに過度な節約や抑制をかければ、この四カ月間、前回もお尋ねをしたように、加速度的に海外に企業立地を求めている、その動きをとめることは今できません。

ぜひ一日も早くそのメッセージを、きちつとしたエネルギー供給のあり方というものを国民の皆さん方に御説明し、御理解いただく中で、そういう動きをとめること、さらには、国民の皆さん方に原子力ではない代替の、ほかの、特に経済産業委員会が審議しております再生可能エネルギーの全量買い取りも、多分これも日本ではドイツにおくれること十年ですから、そういう意味での新しい電力源というものを確実につくっていくことが必要だと思います。

今アジアの国も、国際競争力で、電力の料金というものも大きな一つの、企業を誘致する、しない、そして研究所や本社の機能をどこに置こうかという、三・一一以降、ある意味では今までと違つた課題が設定をされております。

その点につきまして、海江田大臣から国民の皆さん方に、エネルギー問題は、いましばらく我慢をしていただくものの、できるだけ早くエネルギーの全体像、計画の全体像を示し、そして、産業界、国民の皆さん方に悪い影響を与えないという力強いメッセージをいただきたいと思ひますが、冒頭、海江田大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 後藤委員にお答えをいたしますが、その前に、後藤委員を初め野党、与党の皆様方、大変な御努力をされて、先ほどお話ございました、私も政府が出したこの機構法案、あるいは参議院の皆様方が御尽力をして成立させたこの立てかえ払いの法案について修正が行われたということで、本当に皆様方の御努力には心から感謝、心から深謝を申し上げます。この際、心からお伝え申し上げます。

その上で、今、後藤委員から、まさにエネルギーの問題は国の礎の問題だ、国の一番かなめの問題であるという御指摘をいただきました。私も、全くそのとおりだろうというふうに思っております。

そして今、東京電力とそれから東北電力の管内の皆様方、とりわけ東北電力の管内の皆様方というのは、三月十一日の大震災以来大変な御苦勞を強いているわけですが、その方々が率先をして節電に協力していただいているということには、これもまた私はもう本当に心から感謝感謝で申し上げることはございません。

ただ、こうした今のような節電の状況というのは、私はこれはやはり一種異常な状況だということに思っております。国民の皆様方あるいは産業界の皆様方の御努力によって、辛うじてピーク時におきまして何とか供給の範囲内でおさまっておりますが、まず、やはりこれは異常だという認識を持っております。

そして、もちろん省エネということは、これはこれから不断の努力をしていきまして、より効率的なエネルギーの使い方、また、そうした省エネの技術を開発していく中で新たな雇用、新たな日本の企業の競争力というものも出てまいりましたけれども、現在のような、省エネとは別の段階にありますこの節電というのは、やはりこれは異常な事態でございますので、これが一日も早く克服できるように、そして、あわせてこの省エネの動きをしっかりと経産省としても後押ししていきます。

それから、先ほどお話がございました、ここにいらつしやる皆様方、もう既にだれ一人として、昨年私どもが決めましたエネルギー基本計画の中で、二〇三〇年に五〇％を超える、五三％の原子力というのは、これはもう実現不可能だということ、私は共通の認識だろうと思っております。

そうした原子力のエネルギーを減らしつつ、しかし、やはりそこは計画的、段階的に減らしてい

かなければいけないわけでございますから、そうした計画的、段階的に減らしていくことを、国会の議論あるいは国民全体の議論を通じて、多くの方々の理解のいただける範囲でそういうことを着実にやっていく。

それから、自然エネルギーにつきましても、今お話がありましたように、これからもう一つの法律の議論も行わなければいけない。それから、火力発電などに当面頼ることになるかと思いますが、この火力発電などの効率化ということにも努めていかなければいけないということでございますから、そうしたエネルギー政策、これは本当に国の礎でございますので、大いに議論をして、そして多くの国民の皆様方に納得をしていただけるような議論を、私も経産省としましても、そういう議論を引っ張っていく努力をこれからもしていきたいと思っております。

○後藤委員 海江田大臣、ぜひ国民の皆さん、産業界、家庭の方を含めて安心ができるよう、一日も早く総合的な体系を、この機構法案と同じように、与野党を問わず、大臣がおつしやつたように、電力、エネルギーがなければ生活も産業も成立しないわけですから、ぜひそういうふうな視点も含めて御議論をお願いしたいと思えます。

大臣、この機構法が、きょうこの委員会でも、与野党の合意の中で多分成立していくと思えます。そして、参議院に場所をかわつて、できるだけこれは仮払いも含めて、佐藤先生、浜田先生、参議院の方でも本当に熱心な御努力で、修正を衆議院の方ではしましたけれども、やはり仮払い法案と機構法案が補完をしセットになつて被災者の方、被害者の方の不安を払拭するということが必要だと思えます。

大臣、この機構法案ができてから、本格賠償開始を、機構が東電に対して資金協力できるこの仕組みの構築という、この時間の流れというのはどうなるのか、ちよつと私は確認をしておきたいと思ひましたので、その点についてはどのような見

通しを持っておられるでしょうか。

○海江田国務大臣 これまでも東京電力は、最初に仮払いを行いましたのが、これが避難を余儀なくされた方々に対する仮払いということで四月の二十六日だったと記憶をしておりますが、その後、仮払いを数次にわたつてやつてまいりましたが、しかし、まだそのスピードというものは皆様方の満足のいくものになつていない。とりわけ、実際に被害に遭われた皆様方の満足のいくものとなつていないということでございますので、この機構の法案、それから、今まさにそれと両立することとしての仮払いの法案、この二つが成立をすることによって、東京電力の仮払いもこれまで以上にスピードを上げて、実際に仮払いが行われるようにしなければ、今私どもが本当に時間をかけて、しかも長時間にわたつて議論をしたということの意味がございせんので、その意味では、この両法案が可決することによって東京電力の仮払いについてもスピードアップするもの、このように考えております。

○後藤委員 大臣、時間軸に具体的な言及がありませんでしたけれども、できるだけ早期にというのがどの程度か。まあ、一カ月、八月いっぱい、九月にずれても八月のアローアンスの範囲というの、私は一つの前めどだと。また後ほどの答弁の中で補足をしてもらいたいと思ひます。

高木大臣にお尋ねをしたいと思ひます。私どもは三党で、実務者の中で、先ほども冒頭お話をしましたように、原子力損害賠償法、この機構法案の親法でもあるものについていろいろな議論をしてまいりました。結論としては、今すぐ原賠法の本体も含めて修正というのは、なかなか、物理的なもの、そしてそれに多くの時間を要することは被災者の方の早期救済、迅速救済ということに資さないという観点から、附則の一条に、原賠法の本体の検証をして見直しをしたという、附則の法案修正をいたしました。そういう中で、大臣、午前中に公明党の佐藤茂

樹議員の議論でもありましたように、今回の福島原発以降のこの四カ月を見て、これほど大規模な事故で、そして賠償金額も莫大なものになつて、お金の手当てやその支払う実務も含めて具体的なものを原賠法本体も想定していなかったし、国と事業者の責任のあり方も、五十年間の部分でまだ十分に議論をしていなかった、これは言わざるを得ないと思ひます。

そういう中で、こういう大きな事故、もちろん二度とあつてはいいわけですが、今、原賠法本体を所管する文部科学大臣として、この原賠法本体の見直しをどう進められていくのかということとあわせて、佐藤茂樹議員の議論の中でもあります。その実務の体制をどういうふうな構築をするのか。当然、この機構法の修正や仮払い法も、国が前面に立つものの、実際の実務というのは、機構や、またJAさんや、政令で定めるところでいろいろな対象を広げながら、できるだけ早期に救済、早期求償が行われるという仕組みの修正をさせていただきました。そういう、行政組織とは言いませんが、今の組織の補完や、また、新たな支払いや事務、組織の設立も含めてどういうふうな検討を進めていくのか。

見直して、そして組織のあり方について、文科大臣にお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○高木国務大臣 後藤委員にお答えをいたします。私からも、このたびの法案審議に当たりましては、与野党、各党各派の皆さん方が真摯に修正協議に御尽力をいただいたこと、心から敬意を表したいと思っております。

その上で、今の原賠法の見直しについては、既に修正後の原子力損害賠償支援機構法案の附則の第六条第一項に記載されておりますように、今般の原子力発電所の事故の原因の徹底的な検証、そしてまた実際に被害者の救済のための損害賠償の実施の状況などをしっかりと踏まえて、原子力損害賠償制度における国の責任のあり方、また、紛争を迅速、適切に解決するための組織の整備などに

ついて検討することが必要であろうと考えておりまして、この検討の結果に基づき、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

なお、私どもとしては、この審査会についても、具体的にさまざまな対応を今検討しております。委員の御指摘の趣旨に沿うように、策定する指針を可能な限り明確化していくこと、そして、被害者にかかわる関連の産業、事業団体等の賠償請求を取りまとめた上で、こういった御協力などもいただきながら、紛争の発生を最小限に防止していく、こういうことを考えております。

したがって、第二次補正予算にも組み入れておりますので、相当な事務量が予想されておりますので、法務省を初め関係省庁、関係者あるいは民間法曹界と連携、協力をした上で、和解の仲介を専門的に行う委員も多数任命させていただきます。専任の事務局体制をしつかり整えて、いわゆる紛争解決のための努力をしていきたい、このように考えておるところであります。

○後藤(斎)委員 高木大臣、高木大臣のところは、教育関係、大学も所管されている部分であります。私も、高木大臣の前任で少しお仕事を文科省でさせてもらいましたので、内容がある程度わかっているつもりですが、やはりかなりの学校の、大学の先生方も含めて、司法界だけではなく法学部の先生や経営、経済の先生も含めて、多くの人材を投入しなければ、今、東電が今の部分での仮払いを実際運用していてもなかなか進まない、専任体制でもまだうまくいかないという御指摘がたくさんあります。

それを仮に二倍、三倍にしても、必ずしもスムーズにいくかどうかというのはありませんから、ぜひそれ以後の、委員会の中では原賠法の見直しというのは一年をめどにしてくれという話を附帯決議で多分つける予定であります。そういう中で……(発言する者あり)ええ、つける予定です。予定でありますので、そういう意味では、高木大臣、もちろん文科省だけではなく、これは経

産省も内閣府も、政府全体でどういう体制が必要なのか、そして、その必要性を論ずるときには、日本には多くの大学が、数百年の私立大学、国立大学を含めてありますから、そういう中から若い先生方も含めて有為な人材を登用して、本来原子力損害賠償というあり方はどういう形をつくっていくのが、五十年たつた今、また福島原発を踏まえた中で必要なのかという論点を含めて、やはり実務もきちつとやるという仕組みをきちつと議論していただきたい。これは要望とお願いであります。

そして、海江田大臣、そういう中で、私たちはこの機構法の、閣法が決まったときにも、国民負担の極小化、私どもは最小化ということで少し謙虚に法案修正をさせてもらいましたけれども、やはりこういう論点の中で、実は附則六条の二項も新設をし、原賠法をまず見直しをし、負担の問題、そして国と事業者のあり方の問題、いろいろな論点を整理して政府の考え方をまとめ、当然、私たちも国会の中で、与野党の中でのいろいろな議論をこれからしてまいります。

そういう中で、国民負担を最小化するというのは、確かに一般負担金も含めて電力料金が一定程度、コストが増加することになります。先ほど、冒頭、海江田大臣にお尋ねをしたように、原子力発電所がなかなか再稼働できない現実、そして、二十年、三十年というオーダーでは原子力発電の依存度を低めていかなければいけないという現実、そういう中で仮に瞬間的に化石燃料にかえれば、兆というオーダーで料金コストが増加する。もちろん、徹底したリストラや経営合理化という努力は必要なもの、それだけではやはり賄えない。しかし、安易な料金転嫁は、大臣も繰り返すように審査をするという話もされました。

そういう意味で、私たちが新しく附則の六条二項に、国民負担の最小化の中で、事故がいずれ収束をした時点、そして、賠償が迅速かつ適切に行われるように必要な措置を講ずるという規定を設

けさせてもらいました。この点について、大臣、どのような大臣の御感想、御見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○海江田国務大臣 今委員のお尋ねの中で、一つは、国民負担の極小化と申しますか最小化の問題と、それから新しくできまふ法律の見直しということの二つ、お尋ねがあつたかと思ひます。

国民負担の極小化ということでは、これはもう言うまでもございませぬが、まず最初に、リストラを徹底してやつてもらふ。これは、今回事故を起こしました東京電力だけでございませぬで、相互扶助の考え方から、その他の原子力発電施設を持つております電力会社にも一般負担金という形で拠出をお願いするわけでございませぬ。そして、この一般負担金というのはコストの中に含まれますというところでございませぬから、それをそのまま電気料金に転嫁するのでなく、やはりそうした他の電力会社もリストラをしつかりやつていただきたいというところでございませぬので、これを通じた国民負担の最小化あるいは極小化をされる、これが一つの考え方ではございませぬ。

それから、もう一つの見直しでございませぬが、先ほど高木文部科学大臣からお話がございませぬ。やはり、何といひましても、今回の私どもが出しました機構法というのは、まさに五十年以上前の原子力損害賠償法に基づいておりますから、その限界というものは、抜け出ることができないわけではございませぬから、今回新たに附則第六条第二項という形で、その見直しについて提案をいただいておりますので、その見直しというもののもしつかりとこれはやつていかなければいけない、そのように考えております。

○後藤(斎)委員 海江田大臣、最後に一点確認をさせてください。

今回の機構法案、修正案も含めてですが、やはり、機構という新しい組織を通じ、原賠法を政府として支援、補完をしながら、実際、電力事業者、すなわち東電自体が資金繰りに窮したり、償

務超過に陥つたりすることなくして、支払いをきちつとする、支払いが停滞しないという法のたてつけであります。

そして、やはりこれは、主務大臣、海江田大臣を中心とした、大臣の役割というものが非常に強くなります。やはり機構もきちつとチェックをし、そして本にお金がお金が被災者の方に、仮払いも含めて流れているかというものを、主務大臣として確認をそれぞれしていただく必要があらひます。これは、仮払いも、文科大臣という原案から、主務大臣という形で、仮払いの方は文部科学大臣ほか事業官庁ということで修正をさせてもらひました、やはりそれぞれの大臣の職責は非常に重いものになります。

ぜひ、そういう意味で、きちつと対応してほしいというところについて、どのようにお考えなのか、これは端的で結構ですから、海江田大臣にお尋ねします。

○海江田国務大臣 私どもは、最初に御提案申し上げました機構法の中でも、東京電力が資金繰りに窮したり、あるいは債務超過に陥り、結果的に賠償支払いが滞ることはいかならないと見込んでいないということでも提案を申し上げてきました。今回の修正においてもこの基本姿勢はしっかりと守られるものと認識をしております。

○後藤(斎)委員 七月の下旬、ある新聞にこういうコメントがありました。過去を嘆いて、立ちどまつていても事態は変わらない、前向きに考えれば、これだけの危機に遭遇した時代を乗り越えることができ、これが私たち国会議員に与えられた宿命、使命だということを最後に発言させていただきます。質問を終わります。

○黄川田委員長 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 自民党の吉野正芳でございます。まず、仮払い・基金法案、修正が相調ひいたしました。本当に感謝申し上げます。これは私にとつても、福島県選出の与党、野党の国会議員にとつても、待ち望んでいた法案であります。参議院では、与党の皆様方の御理解がなかなか得られな

かった。でも、衆議院に来て与党の方々の御理解が得られて、無事修正案の合意を見たということは本当にうれしいうりです。感謝申し上げます。ありがとうございます。

私たち福島県と野党の国会議員、毎月一回集まっています、意見交換しています。県庁からは副知事も来ていただいて、ざっくばらんに意見交換しています。渡部恒三先生も欠席なしです。そして玄葉大臣も、本当に忙しいんですけれども、この福島県と野党の合同会議にはちよつとの時間でも顔を出して意見を述べてくれます。このように、私たち福島県の国会議員は丸となつて、福島県民の要望、このために働いている、このことをこの場をかりて御報告申し上げたいと思います。

この法案ができるきっかけになったのは、自民党の四人の国会議員です。ここにおられる佐藤正久議員、森議員、そして岩城光英議員と私です。この四人は、毎週水曜日のお昼にカレーライスを食べながら意見交換しています。それぞれの方々が福島県内をくまなく歩いていて、そこから出てくるいろいろな意見、要望、こういうものを意見交換した中で、今一番何が困っているのか。それは、避難しているのにお金がない、これだけの損害をこうむっているのにお金が一つも来ない、国で何とか仮払いをしてほしい、こういう意見が多数を占めておりました。そして、自民党の福島県連、県会議員の方々からも同じような意見が出されました。

そういう中で、この四人が、まず仮払い法案をつくらう、そういう思いで原案をつくらせていただき、自民党の佐藤PTでオーソライズされ、その結果を与党、野党の会議の場で、福島県の会議の場で皆さんに御説明し、荒井先生、小松先生等々の御理解を得ることができて、この法案提出に至ったわけでありました。

このような、本当に我々、思いのこもつたこの法案が今回成立する運びになるわけでありましたから、本当に県民のためになったな、政治家として

やりがいのある仕事をやったな、こんな満足感でいっぱいあります。

さて、私たちはこの法案をどんな視点からつくったか。それは、被災者の目線、視点であります。東京電力にも損害を請求し、国にも損害を請求する。国と東京電力は一心同体、被災者から見れば一心同体の存在であります。

実は私は、四月の二十九日の予算委員会のこの場で菅総理に、連帯して国と東電は責任がある、いかがですか、こういう質問をさせていただきました。総理の答弁、連帯して責任がある、こういう答弁をいただいたわけでありました。連帯して責任がある、このことは、東京電力も国も被災者から見れば同じものだ、同じ責任を負っているものだ、こういう理解を私はさせていただきま

す。そういう中で、今回、この仮払い法案、被災者の視点からつくつたこの法案、参議院の修正協議の中で一番問題になったのはまさにこの点であります。国が主體的に、国の責任を果たすために仮払いをする。三条の一項の規定です。これは哲学です。国の責任をきちんと踏まえた法律でござい

ます。できる規定に変えようという形でいろいろ議論はなされました。できる規定であれば、これは国の責任はないんだ、国はあくまでお手伝いなんだ、こんな意味が込められてしまう。参議院の先生方の御努力で哲学は守られた、私はこう理解をしているところです。そういう意味で、国と東電の連帯責任、これはこの仮払い法案で具現化した、このように私は理解をするわけでありました。総理答弁を踏まえて政府はどう考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○海江田国務大臣 吉野委員にお答えをいたします。今、吉野委員から、特に仮払い法案ができた経緯についてつぶさに御説明をいただきまして、私もよくその経緯がわかりました。ありがとうございます。その上で、政府がこの仮払い法案ができた背景

などもわかつた上で今の時点でどういう感想を持っているか、どういう考え方をしているかということでございますが、これはまさに吉野委員がお話をしたとおりだろうと思います。

きょうの午前中の議論でもございました、国が原子力政策を推し進めてきた責任と、それからもう一つ、安全保安基準などを国が定めて、そしてそれに基づいて検査などもやってきたわけでございますが、今度のような事態でああいう事故が起きてしまったという責任、そういうものも含めて、やはり国も責任を免れるものでないわけでございますから、しっかりと損害賠償に向き合わなければいけない、そういう考え方を私どもも今共有をしております。

○吉野委員 続いて、修正項目について確認をさせていただきます。

この法律が成立をします。でも、予算計上をしないと全く絵にかいたもちになってしまいます。きのうの財務大臣の答弁でも前向きな答弁をいただきました。

重ねて確認します。予算計上をしていただけるのか。それも、今度の二次補正予備費八千億、この中から、予備費を使ってこの法案の予算をきちんと計上していただけるのか。この辺を確認したいと思ひます。

○野田国務大臣 きょう、谷先生の御質問にも答弁をさせていただきましたけれども、原子力事故被害緊急措置法案が成立した晩には、当面必要な国の仮払いの費用につきましては、吉野委員御指摘のとおり、東日本大震災復興・復興予備費、昨日第二次補正を通過させていただきましたが、ここに盛り込まれた予備費の使用や、今後編成をする三次補正での計上も視野に入れて、適切に対応していききたいというふうに考えております。

○吉野委員 大臣、適切に対処という言葉は、何か私にとつてはちよつと後ろ向きな感じがします。この要求内容は五千億です。何年かにわたる予算も基金の中に入っていますけれども、ほとんど

は単年度でなくなつてしまふ、そういうお金です。ですから、二十四年度もきちんと予算計上していただきたいんですけれども、そこもあわせて、適切に対処ではちよつと納得しかねるという思いでありますので、もつと前向きな答弁をお願いしたいと思ひます。

○野田国務大臣 適切に対応というのは、必要なことについてはちゃんと措置するというのが適切な対応でございますので、決して後ろ向きの話ではございません。

加えて、二十四年度以降の話でございますけれども、二十四年度の国の仮払いの費用に関する財政措置については、原子力事業者による損害賠償の支払いの状況とか法施行後の国の仮払いの状況を踏まえて、予算編成過程において、しっかりと適切に検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

○吉野委員 この法の附則三、「財源の確保」、きちんと条文に書かれております。財源を確保するためにいろいろ努力しなさい、資産、剰余金、積立金の活用、そして歳出の見直し、例えば子ども手当等々の歳出の見直しをして、この基金、仮払いの財源を確保しなさい、こういうことも附則三で書かれておりますので、ぜひ、きちんとした予算を計上していただきたいと思ひます。

さて、次からは発議者、修正者に伺ひます。第八条で、都道府県に対して事務の一部委託をできる、できる規定になっております。でも、委託を受けた都道府県、事務量は大幅です。東京電力も一千人を超える規模で今の事務に当たっておりますので。

八条の二項で、これも条文に書かれております、修正されております。過重な負担をすることがないように十分配慮する規定、これが盛り込まれておりますので、負担軽減について、具体的にどんなことなのか、人的な応援なのか、財政的な応援なのか、それも含めての応援なのか、具体的にお願いしたいと思ひます。

○佐藤(正)参議院議員 吉野委員にお答えいたし

ます。

今回の法案が成立した場合、大事なことは、これをいかに早く実行に移すか、そういう体制を整備するかというのが非常に大事だと思います。その際に、国が実施する部分、あるいは都道府県の方にも一部お願いする部分というものがあろうかと思えます。

今回の八条の一項の方で、これは「都道府県知事が行うこととすることができる。」という規定にしておりまして、都道府県の方にお願する事務の範囲というのは、状況に応じてそれを適切に判断することとが前提であります。

余り過重な負担をかけてしまつて事務が滞つてしまつてもいけない。それは、まさに福島県なり、あるいは隣の群馬県なり、あるいは栃木県、いろいろな状況が違ふと思います。その県の状況に応じて一番いい体制をつくっていく、これが発議者の思いであります。そういう意味で、配慮規定というものを設けさせていただきました。

一番事務負担がきつと思われまふ福島県の場合、いろいろ調整をさせていただきました。現在行つていゝるものとして、被害に関する問い合わせの窓口の設置とか、いろいろな会議の主催、あるいは仮払い請求等という部分についての請求書を配付するとか、いろいろな支援をやつています。

さらに、これから、福島県の方が言われているのは、中間指針が出た後、それに入らなかつた方々からの紛争事案相談体制、何でこれは入らなかつたんだ、そういう相談体制もやらないといけないということも考えられておるようです。

ということで、今福島県が実際行つていゝる、これからやろうとしていゝるという部分については、それを超える部分は負担をかけないということを発議者としては想定してありまして、今その細部を調整してゐる。よつて、今までやつていゝるような会議の主催とか、あるいは説明会の実施、あるいは請求書の配付等々、現状とほぼ同じラインと

福島県はできるだけ被災者のために働きたいという思いはありますが、やはりそういう限度があるということと、そこら辺の事務規定というものを、少しでも負担を軽減しながら、一部のものは農協あるいは漁協、東京電力等の方に委託できるといふことも踏まえながら、少しでも事務負担が軽減できるという配慮規定を今回修正協議の中で置かせていただきました。

○吉野委員 佐藤議員にお尋ねしますけれども、いわゆるJA、漁協、商工会等々に事務委託をした場合、今はボランティアでまゝとめていゝるんですね。その辺の負担の経費、この辺はどう考えていゝるんでしょうか。

○佐藤(正)参議院議員 まさに御指摘のとおり、今仮払いの支援をやつておゝります農協や漁協、商工会等、すべて自分の経費負担あるいはボランティアでやつておゝります。我々に接します要望といふものは、何かこの辺も国あるいは県の方で支援をしていただきたと。人を雇うといふても、やはり非常にお金がかかりますから。

今回の法案においては、そういう事務の委託をした場合、その費用については国が全額負担をする。今までのスピードアップをするという観点で、人を雇つてくださ、必要の人を雇つて、それは国が支払いをいたしますよ。今、東京電力にお金を入れたとしても、やはり体制が整わなければうまくいゝかないわけですから、そういう面において、事務の負担の軽減と同時に体制を整備する。人とその予算という手当ても、今回国がそこは責任を持ちますという法案にしてございゝます。

○吉野委員 本当にいい法案です。事務のかかつた経費、全額国が持つ。でない、今はボランティアで商工会、農協、頑張つていゝますけれども、続かないです。本当にいい規定を入れていただきました。

次に、第五条です。皆さん発議者は、文科大臣が国の窓口になるんだ、こう規定をされましたけれども、これが主務

大臣に変更になりました。主務大臣ということであれば、文科大臣から、それぞれの担当、農林大臣、経産大臣等々、たくさん大臣が窓口になると思ふんです。そんなに窓口を多くつくつて、ばらばらになつてしまふんじゃないのかなという心配をいたしますけれども、いかがでしょうか。

○後藤(清)委員 御質問ありがとうございます。吉野先生から今お話があつたように、参議院で可決をした原案では、文科大臣という規定になつておりました。それを主務大臣という規定に変えさせていただいて、条項が移つて、十五条だつたと思ひますが、主務大臣の規定を、文科大臣ほか事業を所管する大臣ほか政令で定める大臣といふうな修正をさせてもらひました。

これは先生御案内のとおり、今現場で起つていゝることは、農協、また農協に所属したい農業者の方々、さらには中小企業の方々を含めて、たくさん被害、そして避難をされた方々がいらつしやいます。その事務量は、先ほど先生がおつしやつたように、かなり膨大なものになります。どの程度なのかといふのは、この委員会の議論でも海江田特命担当大臣からもお話があつたように、まだ被害額、全体像が当然見えません。

そういう中で、文科大臣といふ一つの省庁を所管する大臣だけでなく、できるだけ、農林水産大臣や経済産業大臣も含めて、たくさん事業者また業を営まれている方々に迅速かつ確実に仮払いの処理が国が全体責任を持つてできるといふことに対応したいといふことで、主務大臣という規定に修正をさせていただく中で、今先生がおつしやられたように、いろいろな窓口がでぢやつたら困つちやうといふ話がありましたから、そういう部分については、政府側でも、文科大臣を中心に関係大臣、関係省庁が連携をしながら、迅速かつ確実に仮払いができるという体制を求めていゝたいと私たちも思つて、法の修正の手続をさせていゝただいたといふことでございゝます。

○吉野委員 被災者にとつてはワンストップサービス、窓口は一つでいいと思ひますので、あとは

それぞれの主務大臣、それぞれの大臣のところできちんとやつてほしいと思ひます。

次に、十四条、これが私たち福島県にとつては肝、一番大事なところといふうに位置づけをしておる、これは県議会もこういう位置づけをしてゐる、基金についてなんです。

これは、原子力の災害が生じた県が、町が、いろいろお金を使つていくわけですが、原子力災害に関連するものはどんなことにも使えるんだ、そういう理解を私はしてゐますけれども、発議者の方ではいかがでしょうか。

○荒井参議院議員 全くそのとおりでございゝます。本日、与野党が一体となりまして、そして、全国民の皆さんの御理解のもと、原発被災者の福島県民を支えるためにきょうの日を迎えられたことを非常に感慨深く思つておゝります。

また、先ほどは野田大臣から、八千億の予備費をきちんとこの仮払いと基金の方にも回すんだといふ明確なお話もいただき、なお一層そう思つておゝります。

使ひ道、この基金は、本当に未曾有の災害ですし、原子力災害つてこんなことかなと、私も被災者の一人として本当にその悲惨さと苦しさといふのを感じておゝります。その意味では、一つは、原子力災害対策特別措置法、原災法も含めまして、こういつたことに基づくことも当然できますが、そういつたものから漏れる場合が非常にあります。

新たに、地方公共団体の、区域内の経済社会または住民の生活への原子力事故による影響の防止などを図るために行ふ応急の対策に関する事業といふことですから、本当にハード、ソフトで何でも使える、こういうところが一つでございゝます。

二つ目は、この基金、使ひ勝手よしです。これは非常に自民、公明そして各党の皆さんに工夫していただいた点でございゝますけれども、地方負担は全くありません。地方公共団体は、これが一番心配なんです。後になつたらば、あんなた

が全部持てよ、一部は残しておくと、こんなことじゃ、もう恐ろしくお金を出せないという気持ちがあるんです。ですから、原則十分の十を国庫負担いたします。

そして、数年にわたりますから、恐らく原発災害は何年にも及ぶ福島県民の闘いであり、国民の皆さんと心を一緒にしていただいて乗り越えるべき日本の課題だと思いますが、その何年かかかるであろうこの対策に、数年にわたって応急、緊急の対策をとっていかれる。

そして三番目は、阪神・淡路の教訓でございますが、六千億から三千億積み増ししまして九千億、フェニックス基金というのをつくりました。

これは、当時はまだ運用が非常に利回りがいいときでしたから、四千億にちよつと足りないぐらいの運用益で回しておりました。今回は三千億を考えておりますが、三千億そのもの、取り崩し基金でも結構です、積み増して運用しても結構です、これも福島県にお任せする。

こういった形で、本当に被災者の皆さんの気持ちになつて、寄り添つて、何とか早く、頑張つてくたさい、一緒に立ち上がりましょう、そういうものであつたら何にでも使える、そういう内容のものであります。

○吉野委員 ありがとうございます。

森先生にも、実は我々四人の中で原案中の原案をつくつたのが森先生でありますので、この使い道、もつと具体的に、考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○森(ま)参議院議員 お答えいたします。

まさに福島県の私も国会議員が被災地を歩いて皆様方のお声を聞きまして、どうしても国の支援や東電の賠償が行き届かないところ、これをきめ細かく支援をしていくために基金を設立したものでございます。

具体的には、自主避難者の支援でございますとか、それから、国の避難指示の対象地域のその外側で非常に困つていらっしゃる方、例えば国が引いた三十キロの線があります、それによって地域

が分断されて苦しい思いをしている方がいます。例えば南相馬市の鹿島地区の方。この方は、同じ南相馬市、被害は一緒、しかし東電からは一銭も補償金が出ていません。こういう方に対する補償。または、いわき市の川前地区などの北部の地域も、全部三十キロからはみ出している。同じ部落だけでも、はみ出している部分があります。

または、作付制限が三十キロの外側で全部解除された、だけれども、ぎりぎり線量が高いので、悩んで悩んで作付を断念した農家の方。作付した方は補償される。ところが、作付しない方は、これは補償の見込みがありません。これを基金で救つていく。

それから、特定避難勧奨地点というのが新しく指定されましたけれども、伊達市の小国地域の方などは地域が分断されて、指定された方と指定されていない方で苦しんでおります。こういう指定されていない方にも十分な補償をしていく、その地域はしっかりと除染をしていく、子供たちを避難させる費用を出す、そういうようなこともできます。

または、それ以外の、学校を初めとした地域の除染でありますとか、それから県民、特に子供たちの詳細な健康調査と医療費の補助です。ホール・ボディー・カウンタも、五台ということですが、もつとふやしていただいて、そして迅速に内部被曝検査をしていただきたい。

エアコンの補助も不十分ですから、いまだにエアコンの設置に踏み切れない中通りの地区もございいます。

または、子供たちが、疎開をしたい、一時避難をしたい、林間学校に行きたい、こういうことに對する費用の補助もできると思います。

それから、きめ細かい線量の測定。もつときめ細かくしてくれ。特に農家の人方なんかは、作付について、していいのか、して困るのか。また、でき上がった作物についてもゲルマニウム線量計ではかりたいんだけど、これが福島県に十台ぐらいしかない。これをもつとふやしていくとい

うこともできると思います。

または、中小企業の方の支援です。営業損害ですね。そういったことや、サラリーマンの方の就労不能、給与の減少。これが、警戒区域内の方もまだ払われていませんが、警戒区域外の方も同じような境遇にございますので、そういったことについて具体的に支援をしていける。そういう使い道がございいます。

○吉野委員 すばらしい使い道、本当に広い意味の基金、私たちはこれに大いに期待をしているところですよ。

さて、支援機構法案についてお尋ねします。第二条に、「国の責務」、これがきちんと書かれました。「社会的な責任を負っていることに鑑み」、社会的な責任という言葉が使われております。

これは、私が先ほど申しました、国は連帯して責任がある、これをも大きく包含する、そういう概念でよろしいんでしょうか。

○後藤(憲)委員 御質問ありがとうございます。本来であれば西村議員が答えるべきであります。が、ちよつと不在でありますので、私がかつて答弁をさせてもらいます。

「社会的な責任」というふうに、二条の新設をした部分に規定させていただきました。原賠法本体において、先生も御案内のとおり、少なくとも今の法のたてつけというのは、賠償責任というものはすべて原子力事業者にあるということが規定をされております。したがって、この新設をした国の責任というのは、国がこれまで原子力行政を推進してきたことに伴う社会的責任ということ、ぜひ御理解をいただければというふうに思っています。

あわせて、この二条というが、先ほども私自身の質問で海江田大臣とやりとりをしたように、この機構法案のたてつけというのは、あくまでも原賠法本体の十六条の政府の支援の具体化ということとあります。

そういう意味で、今もお話をしたように、これ

まで原子力行政を推進してきた、やはりその責任をきちつと明記をする、社会的責任と明記をさせていただいたということで御理解をいただければというふうに思います。

○吉野委員 私がこの修正案の中で一番特筆すべきは、六条の二項です。

六条の二項で、政府と東電と他の電力会社の負担のあり方、また、東電の株主責任、その他の利害関係者の負担のあり方、そして、これと密接に絡む国民負担の最小化、これについて検討し必要な措置を講ずる、この項が入ったことで、いわゆる法的整理を望んでいる方々の意見、これもここである程度包含されるのかと私は思うんです。

どの程度、例えば東電の株主責任、その他の利害関係者の責任のあり方については、株主も一〇〇%減資をしていくのか、利害関係人はきちんと債権放棄していくのか、この辺について、修正案の発議者の方々の御意見を賜りたいと思います。

○西村(康)委員 吉野委員にお答えをしたいと思います。

今回、株主初めステークホルダーの皆さんにはさまざまな局面で一定の責任を負っていただくというところで、特定事業計画をつくる時にも、東電はしっかりと関係者に協力を要請し、機構はそれを確認する、それが十分なものであるかどうかを確認するという規定を入れております。さらに、今委員御指摘のあつた附則の六条第二項で、将来、これは早期にということでありまふけれども、賠償額の全体が見えてくる、冷温停止なり見えてくる、そうした状況を踏まえながら今回の賠償の費用負担をどうするかということを検討するということでありまして、その際に、東電、国、他の電力事業者、我々は他の電力事業者は基本的に負担金は最終的には充てないものというふうに立法者の意思として思っておりますが、プラス、株主初めステークホルダーの方々の責任をどう分かち合つてもらうのかということを早期に検討する。

その際に大事なことは、委員御指摘のあつた国

民負担を最小化することでありまして、同時に、賠償を確実に進めるということでありまして、その二点から、その時点でどういう対応が最適なのかということを検討して必要な措置を講じることとあります。

○吉野委員 六条の三項、これはちよつと通告と違ふんですけれども、修正者の方々、答弁していただきたいんです。

六条の三項は、ある意味で、電力の安定供給を図らねばならない、国民の生活のためには必要だ、そのためには今のエネルギー政策を見据えて対応していかなければならない、そういう意味に私は理解をしているんですけれども、この規定を盛り込んだ意味といたしましては、この規定を盛り込んだことにあるんでしょうか。

○後藤(斎)委員 先生が御指摘いただいた附則の六条を一項目、二項目、三項目というふうに整理を実施者の中でさせていただいた重立った視点というのは、一項目めは、原賠法を中心とした法体系の見直しをできるだけ早期にやろうということ、これが第一ステージであります。おむね一年を目途というふうなことで実施者では合意をさせてもらいました。

二項目めが、先ほど西村議員からも御説明がありましたように、ある一定程度はやはり、今回の福島原発の事故の収束や、また、補償額のおおよその額が確定をしたときに、この本体も含めて見直す。

三項目めが、それ以外に、やはりこの機構の設立というものは、先ほどもこの委員会でも議論になりましたように、まさに機構を通じて交付国債や政府保証を確実にしていくことが、仮払いの運用と相まって、きちつと被災者の方に迅速かつ確実な補償金が届く、そして、それを使っていくということになると思います。それはまさにエネルギー政策全体であり、先生がいろいろな部分で御指摘をされているように、脱原発という言葉がいかに別としても、やはりエネルギー依存度全体は、これから原発の部分はエネルギー全体に占め

る割合というものは低くしていかなければならない。しかし、それは、まだすぐこの半年、一年という形でできるものではなく、少し時間軸を中長期にわたって検討していくべきだということ、電氣供給に係る体制の整備を含むエネルギー政策全体のあり方についての検討をしながら、原子力政策、この機構の役割も含めてだというふうに理解をしておりますが、検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講ずるという、少し中長期というところで三項目めを追加させていただいたということ、御理解をいただければというふうに思います。

○吉野委員 安心しました。菅総理とは違ふんだということは今答弁で伺いました。私も、中長期的に原子力については縮小をしながらやらないかと思っておりますけれども、今原子力ととめていくということについては、国民生活に大混乱を起こしていく、同じ考えであります。

次に、日本赤十字の六点セットです。本当にありがたいです。津波で流された方、地震で家が全くななくなってきた方々に対して、日本赤十字が、海外の義援金から六点セットという、まずテレビ、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、ポット、もう一つは炊飯器、この六点セットを皆さんにいただいております。でも、現物支給なんです。福島県はパナソニックだけなんです。ポットだけは象印だったんですけれども、私もいろいろ見てみました、全部福島県はパナソニックなんです。

これは、パナソニック、ある意味で大きな会社ですから、義援として半額近いお金で提供してくれたのかなと思っておりますけれども、その辺の実態はわかりません。ただ、被災地の経済を考えた場合、津波で流された電器屋さんであつても、店がなくても、被災地から冷蔵庫を頼むと言われれば、問屋さんに電話できるんです。問屋さんはメーカーに行くんです。被災地にお金を落とすことができるんです。なぜ被災地の電器屋さんを使わなかったのか。現物支給で、一切、被災地

の復興、被災地にお金が落ちない。なぜこんな制度を日赤とあろうものとしたのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○細川国務大臣 吉野委員にお答えいたします。日赤の六点セットの被災者への贈与というのは、海外の赤十字社から日本の日本赤十字社に支援で送られてきたお金を使つての事業だそうでございます。前提に、これは独自の日赤の事業としてやられているところでございます。

そこで、お聞きをいたしましたら、なぜそういうふうになったかといふと、セットで贈与する数が多い。九万セットぐらいらしいです。それを確実に早く被災者の皆さんにお届けをする、こういうことといたします。これは地元の方、量販店の皆さんにお願いしてもなかなか難しいんじゃないかということで、経団連とか電機メーカー、あるいは関連事業者の皆さんと協議をして、そして、被災三県それぞれに幹事会社をつくって、そこでその幹事会社が製品をつくることから搬送まで手配をして、お願いをした。こういうことで、たまたま福島はパナソニックが担当幹事会社になったということでございます。

私が事務方から責任者にお聞きをいたしましたら、そういうような回答でございました。○吉野委員 確かに、被災された方々に現物支給されるのは本当にありがたい、感謝感謝なんです。でも、本当は、被災地がいかに生きるかなんです。被災地にお金を落とさないで、テレビをくれたから、冷蔵庫をくれたからこれでいいよというわけには私はいかない。もつと配慮があつてほしい。

特に、家電の流通ネットワーク、これはすばらしいんです。注文したら一日、二日で来ちゃうんです。これだけのネットワークを家電業界は持っているんです。今、これは全部佐川急便、クロネコヤマト、その配達人がセットしてくれるそうです。だから、ある程度勉強して、私なんか、ジャックをどこにつければテレビが映るかわかりません、箱で買つてきても、そこはセット

してくれる。そこまで、ある意味で経費が入つていふと思うんです。そういう経費をかけるんだつたら、なぜ被災地のルートを使わなかったのかというところは本当に残念な思いです。答弁は結構です、時間がありませんので。

もう一つなんです。実は、被災者であれば六点セットはもらえるはずなんです。津波で家がなくなつちやつたんですから。ところが、仮設住宅等に入つた方々というふうには、これは日赤の指示なんです。そうすると、福島県とかいわき市の場合は、仮設住宅等です。市が準備した、市のあつせんされたアパート、仮設住宅。自分で親戚のアパートを見つけた、この方はもらえないんです。社宅に入つた方はもらえないんです。この辺のところは本当に不公平、地元では本当に大きな不満の声が出ています。

被災者であればもらえるんだという、この辺のところをちよつと大臣の方で再度日赤の方に強く申し入れて、対象を仮設等に入つている方々というところを直してほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○細川国務大臣 委員が言われることもござつともなところもござつと。最初、これは仮設住宅に入つている方に六点セットを寄贈する、こういうことが始まりでありましたけれども、この仮設住宅に、民間の賃貸住宅の借り上げのところ、あるいは公営住宅、これを県の方で借り上げたりして、いわゆる仮設住宅と、こういう扱いをさせていただいた、そういうところにはこの六点セットも入れていただいている、こういうことでございます。

また、先ほどの親戚の方のアパートも、そこを県の方で借り上げの形にさせていただいて、仮設住宅にすれば入ることになりますけれども、そこがちよつとなかなかできていないようでありまして、もしそういうことでありましたら、県との間で借り上げの契約をしていただけたらというふう

そこで、今、日赤の方にお願いをしてみたらという事で、私も前に一回日赤に赴きまして日赤の社長さんとお話もさせていただいて、できるだけ多くの人に六点セットを配っていただきたいという事と、それから、運送の方も地元の運送業者を使っていたらいいということも申し入れをさせていただきました。運送の方についてはもう既に契約をしているからお話もありましたけれども、今は取りつけなんかについては地元の人もいろいろやらせていただいているという話も聞いております。

そういうことで、今委員の方からお話がありましたので、私も、もう一度日赤の社長さんの方に、吉野委員のこの国会での提案について、お願いに上がってまいりたいというふうに思います。

○吉野委員 仙谷副長官、申しわけありません、退席して結構です。お忙しい中、ありがとうございます。

本当に、今、厚労大臣、ぜひ日赤の方に、家が流された方は全員対象なんだという、例えば社宅なんかは県で借り上げ住宅にしてくれませんか、社宅に入っている人はもらえないんです。だから、そういうところもきちんと申し入れをしてほしいと思います。

次に、時間ありませんので、実はちよつと具休例を言います。

私は材木屋なものですから、木材瓦れきなんです。津波で木材瓦れきがたくさんいわき市に生じています。これを裁断して燃料チップにして、日本製紙、いわき大王製紙等々に送っているんです。ところが、環境省の指示で、放射能が検出された、放射線が検出されたということで、百ペクレル以上は出荷停止、そこに置きなさいと。野菜だって五百ペクレルは食べていいんです。なぜ、燃やす木材瓦れき、それも津波の木材瓦れきが百ペクレルでストップなんですか。

そして、安全委員会、安全委員長、きちんとした指示を安全委員会の方で出されております、再生利用について。それで、その言葉の中で、市場

に流通する前の製品は、これは十マイクログシーベルト・パー・年なんです。これはかなり厳しいです。それはそれでいいでしょう。

だけれども、今私が例示したような、津波の木材瓦れきをチップ化して製紙会社のボイラーに運ぶ、この燃料チップは最終商品なんですか。ここに言う市場に出る前の商品に当たるのかどうか、安全委員会としてきちんとした答弁をお願いします。

○班目参考人 おっしゃるとおり、管理から外れまして、それで国内外を含めた不特定多数の方の間に流通する、そういうふうになる前には必ず、クリアランスレベルといいますが、放射能濃度がある基準以下であるということを確認していただきたい、これが原子力安全委員会の求めている基本方針でありまして、何らかの管理がなされるならば、別にこれにこだわらなくても結構でございます。

○吉野委員 ここに環境大臣がおられます。

今の指示は六月三日なんです。それで、環境省がそれを受けて指示をした扱いが六月二十三日なんです。安全委員会は、きちんと管理がされていれば百ペクレルだろうと流通していいよ、こういう解釈なんですけれども、環境省は百ペクレルだから今ストップなんです。私ももう一カ月以上前からこの問題をお話しているんですけれども、きょう現在もストップなんです。何でこんなにおくれるんですか、環境大臣。

○江田国務大臣 委員今御指摘のとおり、安全委員会が六月三日に当面の考え方というのを取りまとめられた。これはクリアランスレベルを基準にしているわけですね。十マイクログシーベルト・パー・年、これを換算しますと百ペクレル・パー・キログラムということになって、それを環境省としても六月二十三日に処理方針において同じ考え方を示したわけではあります、安全委員会の方でも、今、再利用して生産された製品が市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準以下になるように管理されておればよろ

しい、そういう説明がございまして、私どもの方でも、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物についても、関係省等と連携して再生利用を含む処理の推進に努めていきたいと思います。

そこで、クリアランスレベルを超えている、つまり百ペクレル・パー・キログラムを超えている場合はなかなか市場に自由流通させてもらっては困るということですが、しかし、今委員おっしゃったとおり、どこかへ持っていくて、そしてそこできつちりと処理をして、その後市場に出るという場合には、まだ市場に出る前ですから、そうしますと、その場合には、クリアランスレベルを超えていても取引先が限定されて、環境保全上適正に使用、処分されることが確実であるということであれば、これは取引可能とすることができるという考え方を説明していると私どもも思っています、現場でそうなのではないでしょうか、今、首をお振りですから、なっていないんですよ。そこはさらに徹底してまいります。

○吉野委員 環境大臣はまさに現場のトップなんです。ですから、今大臣が説明された、であれば出ていくわけですから、流通するわけです。三社しか売っていないんです。燃料チップを不特定多数の個人が買うはずないです。これを原料としてペレットというのがあります、ペレットストープ。これはクリアランスレベルを確保しなきゃなりません、不特定多数の方がペレットを買いますから。ペレットストープに使いますから。その前の段階なんです。ですから、絶対、あしたにでも約束してください。お願いします。

それでは最後に、科学技術白書です。この八ページにこう書いてあります。東京電力第一及び第二原子力発電所の事故、これが小見出しです。第一の事故と第二の事故を全く同列に扱っているんです。第二は、全電源停止、ディーゼルエンジンもバアになりました。たまたま東北電力の外部電力があったから、必死になって、徹夜して事故を防いだんです。放射性物質を一滴も

出さなかったんです。なぜこれを、第一及び第二の事故を同格に扱うんですか。白書ですよ。全世界に情報を発信するんです。世界の方々は、第一も第二も同じ事故を起こした、こう思われるんですけれども、なぜ第二を事故として扱ったのか、この辺のところをお願いします。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

東京電力の福島第二原子力発電所につきましては、地震の直後に、一号機から四号機、すべて制御棒が全挿入されまして、運転が停止されました。ただ、津波の到達によりまして、三号機以外の各号機で原子炉の冷却系が使用不能となったところでございます。さらに、通報を受けました各号機におきまして、原子炉の最終的な除熱ができずに、格納容器内の圧力を抑制するために設置されているプールの水温が百度を超えましたために、原子力緊急事態宣言の公示を要します異常事態の基準、圧力抑制機能喪失に該当すると判断した旨、東京電力から連絡を受けました。そのような連絡を受けましたので、これが重大なものと判断いたしました。原子力緊急事態宣言を発したところでございます。

その後は、ただいま委員御指摘のとおりでございます。現場の方々を初めといたします関係各所の懸命の御努力によりまして、残留熱除去系の冷却機能が復旧するなど、すべての号機で冷却作業が継続され、冷温停止状態になっているところでございます。

福島第一原子力発電所での事態と異なりまして放射性物質が放出されようといったようなことには至っていないわけでございますけれども、今申し上げましたような事情から事故として取り扱ってきたところでございまして、引き続き安全性をしっかりと確認していくことが重要と認識してございます。

○吉野委員 時間も来ましたので、最後の質問。文科大臣、今、事故という判断をしました。では、二次補正に千二百億、第一の分の保険金、これを計上して、通りました。事故なら、なぜ第二

の分の千二百億を計上しないんですか。矛盾して
います。

○高木国務大臣 吉野委員にお答えをいたしま
す、時間も限られておりますけれども。

今回の原子力発電所の事故の賠償の総額とい
うのは、まだ事故が収束をしていないこと、そして
また、いまだ避難指示の解除がなされていないこ
と、こういうことから、現時点では具体的な総額
の把握というのは困難でありまして、この東京電
力の第一原子力発電所を対象とした原子力の損害
賠償の補償契約に基づいて支払われる補償金の額
は、少なくとも契約金額の上限の千二百億を超え
ることが予想されておりますことから、先ほども
御指摘ありましたように、昨日成立した第二次補
正予算に必要な額千二百億円を計上したものであ
ります。

東京電力の福島第二原子力発電所につきまして
は、支払うべき補償金の額が困難であること
とから第二次補正予算についてはその補償金を計
上しておりませんが、仮に東京電力から補償金の
請求があれば、東日本大震災復興・復興予備費そ
して今後の補正予算の活用、こういったことにつ
いて適切に対応していきたいと思っております。

○吉野委員 時間が来ましたので、これで終わ
ります。

与党の皆様方、仮払い法案を御理解いただい
て、本当にありがとうございます。これで質問を
終わらせていただきます。

○黄川田委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。

きょうはこの二法案の最後の質問ということに
なりますので、私の後は当然ありますけれども、
私は最後ということで、しっかりと質問を
させていただきます。

今回は、閣法と参法、またそれぞれの修正、こ
ういうことで、それぞれ御尽力をいただいた皆さ
んに心から敬意を表したいというふうに思いま
す。それぞれ修正に至った経緯等もこれからお聞
きをしてまいりたいと思いますので、よろしくお

願いをしたいと思えます。

官房長官も帰ってこられましたので、質問を開
始したいと思います。

まず、支援機構法案についてお聞きをしたいま
す。

今回修正された中で私が大変評価するのは、国
の責任が明確に法文の中で書かれたということだ
というふうに思っておりますが、このことにつき
まして、修正の提出者から、どういうふうに修正
されたか、そしてその意義ということについてお
聞きをしたいと思えます。

○西村(康)委員 石田委員にお答えをしたいと思
います。

今回、第二条に、新たに「国の責務」というもの
を書かせていただきました。

実は、この前提として、本法のもとになる親
法、いわゆる原賠法と言われたり、法律上は賠償
法と言っておりますけれども、原賠法では、もう
委員よく御存じのとおり、三条で、原子力事業者
が基本的には損害賠償の責を負うと。政府は、
一定の補償額、千二百億を超えた後、必要な援助
を行うということになっておりまして、国の責任
は援助を行うということになっていくわけですが、
けれども、その援助の中身を今回具体化したとい
うのが本法であります。

したがって、国そのものが賠償責任を負うとい
う立て方にはなっておりませんが、これまで原子
力政策を推進してきた社会的責任というものにか
んがみまして国が万全の措置を講じる、これは、
賠償を迅速かつ適切に進めていく、その万全の措
置を講じるということを明記したわけございま
す。

そして、さらにもう一点申し上げると、附則の
第六条一項で、今後国がどういう責任を負うべき
なのかというところは、そのもとの原賠法、賠償
法でありますけれども、それと、本法においても
しっかりと見直しを行って、国の責任をさらに明
らかにしていく、それをできるだけ早期に行うと
いうことを明記させていただきました。

○石田(祝)委員 この第二条を新しく法文で追加
をされたわけですが、この修正について官
房長官にお聞きをしたいと思えます。

昨日、私も質問させていただきましたが、国の責
任について官房長官から極めて明確な御答弁をい
ただいたところでありますが、きょうは、こうい
う形で法案が修正された、そして国の責務につ
いて明確に書かれた、このことについて官房長官
の評価をお聞きしたいと思えます。

○枝野国務大臣 きょうの御答弁申し上げました
とおり、これまで原子力政策を推進してきたこと
に伴う社会的な責任は国としても負っているとい
うふうに認識をしております、そのことは国会答
弁等を通じて政府として申し上げてきたところで
ございますが、今回、議会の皆様の御努力によ
って条文上明確になったということは、大変望ま
しいことであるというふうに受けとめております。

○石田(祝)委員 この第二条、私はよく書かれて
いると思えます。一つは社会的責任ということ
と、そしてその後も、前条の目的を達成するとい
うことでの責任と両方にかかっているということ
で、大変これはよく書かれている条文ではない
かと、このように私も評価をいたしたいと思いま
す。この修正に御努力をいただいた方に改めて
敬意を表したいというふうに思っております。

引き続いて、この負担金の区分管理ということ
が今回話題になりましたけれども、私も当初よ
り、特別負担と一般負担、これがいわゆる一つの
財布の中に入って、今回の東京電力の福島第一原
子力発電所の事故と関係ない原子力事業者も負担
金を払う。それが一体となるということによつ
て、自分の会社の事故ではないし、過去の事故に
ついてお金を出す。そして、それが将来へのお互
いの助け合いだ、こういう名目の中でやられるの
は非常に不明確ではないのか。

私は、これは、会計なり区分、または勘定を分
けるべきだと個人的に思っておりますが、この
負担金の区分管理について今回どういうふうに修
正をされたのか、これをまず修正の提案者にお聞

きたいしたいと思います。

○西村(康)委員 お答えをさせていただきます。
本修正によりまして第五十八条第四項に新設
の条文を起こしまして、「機構は、負担金につ
いて、原子力事業者ごとに計数を管理しなければ
ならない」という旨を規定したところでございま
す。したがって、他社の負担については、他社が
幾ら負担をし、それが何に使われたかというこ
とをしっかりと計数上管理をしていただくという規定
を明記いたしました。

あわせて、機構には、これは立法者の意思とし
て、機構の機能ごとに計数管理をしっかりと行っ
てもらうというところを求めておりまして、これ
は、できれば附帯決議で確認をしたいというふう
に思っているところであります。

その上で、附則の第六条二項に明記してありま
すように、将来、法の施行後早期に、この賠償の
ための資金、賠償の姿がおおむねわかってきたよ
うな段階で賠償の資金をどう負担するか、今回の
東電、政府、それからいわゆるステークホルダー
の皆さん、そして他社とどう負担をするかという
ことを検討して、国民負担が最小となるように必
要な措置を講じるというふうに規定をしております。

立法者の意思といたしましては、今回、賠償に
対して、委員御指摘のとおり、他社の負担は将来
の備えに対するものである、そういう保険的な性
格であるというものを認識した上で、しかし、仮
に一時的に賠償を優先する、賠償をしつかり確保
し、それを第一に考えるという視点から、仮に賠
償の方に使われることがあったとしても、将来、
この附則の六条二項に規定する検討、見直しの段
階で、私どもとしては、負担は、今回の賠償とは
別ということで戻していただくということを念頭
に置いております。

○石田(祝)委員 この区分管理、計数を原子力事
業者ごとに管理する、こういうことになったわけ
であります。これから法案が成立いたします
と、具体的にはこれは経済産業大臣がおやりにな

るんでしょか、このことが具体化をしていかな
きやありませんが、このことについて、どうい
ふに制度設計をなさっていくのか、経済産業大
臣にお伺いをしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 石田委員にお答えをいたしま
す。

ただいま西村議員からお話がございましたよう
に、私もとしましては、機構が東京電力を含む
各事業者から徴収する一般負担金についても、こ
れは、被害者の方々の迅速かつ適切な救済のため
の東京電力の賠償支払いに対する支援に使うこと
ができるかと考えております。その上で、将来、こ
の負担のあり方についてしっかりと議論を行
い、そして見直しをするということでございます
から、そのことのため、あらかじめ各原子力事業
者が負担をした負担金額について、それぞれに計
数管理し、出入りを明確にしておくことによつ
て、将来の変化に対する体制もしっかりとしたも
のにできる、そういう考え方でございます。

○石田(祝)委員 続いてお聞きをいたしますが、
今回、国の責任が明確に書かれたわけでありま
すが、それと同時に、今までの総理初め各大臣の御
答弁も、第一義的には東京電力の責任である、こ
ういふお言葉であったわけでありましかども、
この東京電力の責任の明確化についてどうい
う形で明確に書かれていったのか、このことにつ
いて修正者からお聞きをしたいと思います。

○佐藤(茂)委員 石田委員の御質問にお答えを
いたします。

今御指摘ありましたように、東電の責任の明確
化というのはもともと支援機構法の考え方に
もそもそございまして、特別事業計画を認定す
るときに東電の経営合理化等をしっかりと書か
せる、また、徹底したそういう経営の見直し、そ
ういふものを求める、そういう枠組みになって
おりますけれども、それに加えて、我々修正案
といたしましてはさらにそれを鮮明にさせよう
ということで、附則の第三条二項に、「この法律
の施行前に生じた原子力損害に關し資金援助を機

構に申し込む原子力事業者」、これは東電のこと
でございますが、「その経営の合理化及び経営責
任の明確化を徹底して行う」、こういうことをき
ちつとこの附則の第三条二項に明記をいたしま
して、この修正によりまして、今お尋ねの東電の責
任は一層明確化されたものと私もは考えており
ます。

○石田(祝)委員 続いて、もともと法律の原子
力損害賠償法、これについても見直しをする、こ
ういふことが、私は、本当は年限を限って明確に
して見直しをしたらいいと思ひましたけれども、
そういうことは、年数については入っておりま
せんが、この見直しについて今後どう取り組む
か、考え方を提出者と文科大臣にお伺いをいた
したいと思います。

○後藤(漸)委員 石田委員にお答えいたします。
附則の六条一項に、法施行後できるだけ早期
に、原子力損害賠償法の抜本的な見直しを初めと
する必要な措置を講ずる旨の規定を設けました。
いろいろな考え方が当然あると思ひますが、現行
の原賠法七条の補償措置額の水準、現在は一千二
百億という規定があります。そして、機構法の、
先ほど議員からも御指摘があったように二条を新
設し、国の責任の明確化ということをこの機構法
ではいたしました。

そういうことも含めて議論が進められていく
と思ひますし、基本的なイメージとしては、でき
るだけ早期というのは、実務者の間では、一年を
めどというふうな時間軸で検討して見直しをして
いくべきだということに至った次第であります。
以上です。

○高木国務大臣 石田委員にお答えをいたしま
す。

この原賠法の見直しについてでありますけれど
も、文部科学省としては、修正後の原子力損害賠
償支援機構法案の附則の第六条の第一項に記載を
されておりますように、今般の原子力事故の原因
等の検証、そして原子力損害の賠償の実施の状況
等を踏まえて、原子力損害賠償制度における国の

責任のあり方、そして原子力損害の賠償に係る紛
争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備等
について検討することが必要と考えておりまし
て、この検討の結果に基づき必要な措置を講じて
まいりたいと考えております。

○石田(祝)委員 この点についていま一度お聞き
をしたいんですが、今、修正案提出者からは、い
ろいろ議論の中で一年という議論があった、たし
かこういふ御答弁があったと思ひますが、文部科
学大臣として、この附則の第六条第一項は、「で
きるだけ早期に、こういう書き方になつておりま
すけれども、これはいつまでにやるのかというこ
と。できるだけ早期と言へば、みんな一生懸命
やつていますよという話で終わってしましますの
で、大臣として、立法者、修正者のお話が今出ま
したけれども、ここはどういうふうにお考えです
か。

○高木国務大臣 国会の御議論もありましたし、
また修正の協議の中でもかなりの議論があったと
聞き及んでおりますが、そういったものを総合的
に考えまして、私もとしましては、先ほど申し
上げましたように、この賠償のあり方、そう
いったものも十分踏まえて、できるだけ早く見
直しをするということで、今の時点において、い
つまでかということについては申し上げられるこ
とはございせん。御理解をいただきたいと思います。

○石田(祝)委員 修正者の意思は大体一年とい
うことではございまして、これは一年以内でも
いわけですので、できるだけ早く見直しという
ことでお取り組みをいただきたいと思います。

引き続き、平成二十三年六月の十四日に、東
京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の
賠償に關する政府の支援の枠組みについて、こ
ういふ閣議決定がなされておりますが、今回の支
援機構法が修正議決という形になりますと、ある
一定、応援の体制が整うわけですね。

この応援というのは、別に東電を応援するとい
うよりは、被災者に対しての支援をする、そうい

う前提の中での話でありますけれども、官房長
官、この閣議決定というのは、今後、この法律
が成立した後も生き続けて、ちよつと何か今回の
修正議決される法律と若干方向性が必ずしも一致
していないんじゃないかと思ひますが、これはそ
のまま閣議決定が生き続けて、ずっとこれにある
意味でいえば内閣が拘束されていくのか、それと
も、今回の法律を国会の意思としてこちらの方を
重点的に取り上げていく、重く見ていくのか。こ
れは官房長官、どういふお考えですか。

○枝野国務大臣 御指摘の閣議決定は、機構法案
の土台となる問題意識や基本的考え等を記述した
ものでございまして、これを踏まえて政府案の制
度設計がなされております。

政府案には、閣議決定の要素がすべて具現化さ
れた形で盛り込まれており、その意味からは、今
回修正をいただいた上で今国会で成立した際には、
いづれにしても閣議決定の文書そのものは一定
の役割を果たしたことになると思つております
が、こうしたケースの場合に閣議決定やその一部
が撤回をされるというようなケースはなく、あく
までもその閣議決定の枠組みに沿つて、そして成
立された法律にのつとつて運用されていくという
ことになる。

当然、閣議決定と法律では法律が上位概念で
ございまして、矛盾はしないと思つております
が、そういった危惧には当たらないと思つており
ます。

○石田(祝)委員 これは、理屈からいくと、当
然、閣議決定がなされて、こういう閣法に反映を
されて、国会に法律の形として提案をなされて、
しかし、それがそのまま通過すればいいんですけ
れども、私から見たら、相当、国の責務が入つた
り、原賠法は見直しが入つたり、いろいろな形で
閣議決定のときと内閣の意思とは違う形になつて
いると私は思ふんですね。

ですから、それが修正議決して、与党も当然賛
成をするということでありまして、政府と与党
と一体、こういう議院内閣制のもとで考えれば、

閣議決定のときと違う意思がもう入ってきている、こういうことはやはり率直にお認めになって、当然、閣議決定がすべて否定されたとは私は申し上げませんが、それとは違うものが入ってきているので、この閣議決定、この部分がなくなっているとかそういうことは申し上げませんけれども、違う段階に入ってきているということは官房長官はお考えになりませんか。

○枝野国務大臣 今回御修正をいただいたことと閣議決定とは矛盾をするものではないというふうな思っております。まさに時間的な経緯としても、閣議決定がありまして、それに基づいて法律案を国会に提出し、そして国会で御修正をいただいて、成案となった法律に基づいてこれを施行していくということでございますので、先ほどあつた撤回ということにはならないというふうに思いますし、また内容についても、法律が上位概念でございますので、法律に基づいて当然行政運営をしてまいります。

○石田(祝)委員 続きましてお伺いをしたいんですが、原子力事業者の一般負担金について、年度総額を決める、また負担金率も決めていく、これは今後の話だということでありませうけれども、これはどのぐらい負担をしないかやらないのか、これは今、原子力事業者にとっては大変な関心事というんでしょうか、これはもうここまで来ましてから、法律が成立するということは間違いないだろうと思いますが、そうすると次の段階として、原子力事業者が、我が社はどうか、こういうことだろうと思えます。

これは、具体的に今どういうお考えになっているのか、お聞きをいたしたいと思えます。

○海江田国務大臣 石田委員にお答えをいたします。今具体的な割合とかいうことは、残念ながら申し上げられませんが、基本的な考え方をお話しさせていただきます。

まず、やはり各社の収益というものを参考にし

ながら、そして、安定供給に支障があつてはいけませんから、安定供給に支障を起こすおそれのない、あるいは利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないように、これは機構が設定し、運営委員会がございまして、この運営委員会の議決を経て主務大臣が認可をするということになろうかと思ひます。

そして、もう一つ考えなければいけないのは、各社間の、事業者間での不公平の観点でございます。公益性の観点から、事業者間での不公平が生じない適切な割合となるように機構が設定し、運営委員会の議決を経て主務大臣が認可をする、こういう基本的な考え方でございます。

○石田(祝)委員 ですから、原子力事業者から見たら、法案は成立されて一般負担金の話が出てくるけれども、全然今の時点では何もわからない、ただ、お金を必要なやいけないことだけはわかるけれども、我が社の経営にとってどういうことになるのか、これは全くわからない話になつてくるわけですね。これは、法律に書かれていまして、経営の問題とかいろいろなことを加味して決めますよ、こういうことしかわかりません。それで、ちよつと角度を変えて、では、一体いつの時点から一般負担金をお願いするようになるのか、いつがスタートの時期になるのか。これはどうですか、答えていただけますか。

○海江田国務大臣 この点は、まず機構をスタートさせなければいけないということになろうかと思ひます。先ほど後藤委員からお話ございました、それがほぼ私どもの政府の考え方と同じでございますが、やはり、まず機構をできるだけ八月中旬にと。若干おくれる場合、これは九月にならざるを得ませんが、そこでまず機構をしっかりと立ち上げて、そこから遅くない時期にということと考えていただければよろしいかと思ひます。

○石田(祝)委員 機構ができてということでありませうけれども、機構をつくるのが八月なんかにできますか。三人の発議者みたいな人がいて、そこから定款をつくつて、さらに出資を募つて、理事

長を決めてとかいうことでしよう。海江田大臣、これは八月中旬にできるとは私はとても思ひませんが、八月中とおつしやつたので、何か腹案があつて進められるんでしょう。

ですから、これはそれ以上申し上げませんけれども、私はそれはちよつと日程的になかなか無理じゃないかなと。できるだけこれは急いでいただきたいということはお聞きをいたします。これは、どこの原子力事業者から見ても、これはある意味負担として透明性を持って決められた、こういうことになるように、ぜひ御努力をお願いしたいと思ひます。

それで、主務大臣という話が出ましたけれども、この主務大臣というのは一体だれなのか。主務大臣、主務大臣ということですから、これは一体どなたが主務大臣になりますか。

○枝野国務大臣 機構法でよろしゅうございませうね。(石田(祝)委員「そうです」と呼ぶ)

機構法の機構を所管する主務大臣は、これは内閣府の長たる内閣総理大臣ということになります。実際の業務については、内閣府の場合には特命担当大臣等が置かれますので、実際の運用はそういったところが責任を持つて行ひますが、法律上の主務大臣は内閣総理大臣となります。

それから、法案中に複数の条文に登場する主務大臣については、政令で条文ごとに具体的に定めることになりませうが、例えば特別事業計画の認可等については、計画が電気の安定供給を図る上で適切かどうかといった点も確認することが求められていまして、これについては例えば経済産業大臣が入ると考えられます。

また、原子力の損害の賠償に関することを所掌する文部科学大臣についても、原賠法の観点から機構の制度が適切かどうかについて確認することが求められていまして、考えられておりますので、関係する条文のところにおいては文部科学大臣が政令で指定をされることがあろうかというふうな思ひます。政令において適切に指定をしてま

いりたいと思ひます。

○石田(祝)委員 引き続き仮払法案についてお伺いをしたいんですが、これは参法の提出者にお聞きをいたします。

参法の提出者に聞いた方がいいのかあれですけれども、修正案のところで都道府県知事に対する配慮規定が設けられましたけれども、この趣旨をどういうふうにお考えになつていられるのか、お答えいただきたいと思います。

○佐藤(茂)委員 石田委員にお答えをいたします。

仮払金の支払いを迅速かつ適正に行つていくためには、相当数に上ると推測される仮払金について、その内容を速やかにかつ適切に審査して支払うことができるように事務処理の体制を整備する必要がありますが、特に、当初から、我々、原案を自民党、公明党でつくりましたときから事務の一部を都道府県知事が行うことができる旨の規定が置かれていたんですけれども、それが過度な都道府県知事の負担になつてはいけません、都道府県の事務の、今は被災地ですから。

ですから、そういうことから、原案のときから、まず第一段階として、「その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することが可能」ということで、想定としては、JA、農業協同組合、また漁業協同組合、あるいは商工会、あるいは場合によつては東電、そういうところに委託することができるといふことにしていたんですが、なおかつ、与党の民主党さんも入つての最終的な修正協議において、震災や原子力事故で大変な状況にある福島県に多大な事務負担を負わせることは適当でないという意見がさらに出まして、それで、八条の二項で「都道府県知事に過重な負担を課することのないよう十分に配慮する」と、そういう確認の意味での配慮規定を置かせていただいたということでございます。

○佐藤(正)参議院議員 石田委員に答弁させていただきます。

今、公明党の佐藤議員からお話ありましたけれ

ども、趣旨は全く同じでございまして、できる規定という形にしておりますので、それぞれの都道府県状況にかんがみて行わせる事務というものを判断しようというのがともとの発想でございます。

具体的に、一番事務量が多くなると思われます。福島県の方と細部をやりとりさせていただいた結果として、やはり配慮規定というものを置いた方が福島県も安心できますということから、今回、この配慮規定というものを明文化させていただいたということになります。

○石田税委員　もう時間になると思いますので終わりたいと思いますけれども、本当にこの法律、二法、現場で大変お困りの皆さんに一日も早くいろいろなものが届けられる、こういうことで私たちも努力をさせていただいたところでございます。

ですから、例えば機構も仮払いができる仕組みになっておりますから、機構についても早くつくつていただいでスタートができるように、また、この法律をつくって国会はちゃんとやってくれた、こういう評価を被災の方々から私たちもいただけるように、法律ができただけではいけませんので、これは実際動き出さないといけないし、動いたことが本当にそういう方々のプラスになっている、こういうところまで我々は見えていかないと、法律をつくったから後は行政でよろしくということとは私たちは間違いだと思っておりますから、しっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思います。

また海江田大臣も、忍の一字で頑張っていた
だいてようございますので、これからもぜ
ひ頑張っていただきます。最後にエールを送
らせていただきます。

○黄川田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴委員　日本共産党の高橋千鶴子です。日曜日の福島市は、早朝から一斉清掃活動をやっております。雑草を刈り取り、側溝の泥を上げて水で流しております。確実に放射線量が下

がると言われております。ただ、普通の住宅街の至るところに泥や雑草を入れたビニール袋がたまっておりまして、その行く先がまだ決まっていない。これでは、本当に気の休まることはないだろうと思いました。

また市内でも一番線量が高いと言われている団地、あえて地域名は言いませんけれども、真ん中の小さな公園に、放射線量が高いので立入禁止という、ロープで囲みがありまして、つり下げ看板がございました。自分たちもホットスポットとなつて避難を勧告されるのだろうか、あるいは避難しなくてよいのだろうか、いつもいつも放射線のことを考えている状況なわけですね。本当に息苦しく思いました。

政府は、第二次補正予算の中で特別緊急除染事業百八十億円を盛り込み、そのうちガイドラインの作成事業を盛り込みました。子供たちがよく利用する校庭などの表土の除去、通学路や側溝などの除染に二分の一の補助をするといいます。そして、午前中の枝野官房長官の答弁にも少し紹介されておりましたが、一定の基準値を超えるものについてはさらに補助率を高めるということであります。

そこで、資料を配られているでしょうか、厚労省の二次補正の身なんでしょうけれども、「児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策について」ということで、保育所等の児童が受ける線量を減らし、ていくために、土壤に関する線量低減策が効果的となる空間線量率が毎時一マイクロシーベルト以上の保育所等を対象に、設置者の希望に応じて、土壤の入れかえ費用を災害復旧費の枠組みで財政支援を行うというものであります。

まず、ここですけれども、厚労大臣に伺いますけれども、毎時一マイクロシールド以上のみを補助の対象とし、そして三・八マイクロシールド以上ということで補助率が違うのはなぜか。

それからもう一つ、あわせて言いますけれども、上と下の関係を見ていただくとわかるんですけども、対象施設、保育所などは三・八マイク

ロシヤヘルト以上を超えますと激甚法の補助率になります。そうすると、これは最大で十分の九まで補助されることになるわけですね。ところが、その下の子育て支援のための拠点施設云々は三分の二であります。これは認定こども園、政府が鳴り物入りで進めてきたし、これからは仮称こども園などというものも出てくると思うんですが、これが三分の二であります。さらに下に行きますと、児童館は二分の一なんです。

同じ子供の施設なのに、何で差をつけるんでしょう。そんな必要はないと思いますが、いかがですか。

○細川國務大臣　まず、毎時一・〇マイクロシーベルト以上の場合、こういうことで対象にしたわけでありますけれども、それはなぜかと申し上げますと、四月五日から七日にかけまして福島県が実施しました調査結果におきまして、毎時三・七マイクロシーベルト以上の値が測定された学校のうち、当該調査後に二センチメートルから五センチメートルの土壌を剝離した学校については、五月十八日に文科省が実施した調査結果におきまして、土壌の剝離前の空間線量率の値にかかわらず、毎時〇・六から一・一マイクロシーベルトの一定の範囲に減少をいたしました。また、空間線量率は剝離直後に減少いたしましたして、その後大きく下回る傾向は見られない。さらにまた、剝離の結果、毎時一・〇マイクロシーベルト弱となつた校庭等における調査では、地面から剝離による遑量のほとんどが地表以外である放射性物質によるものと考えられております。

したがって、毎時一・〇マイクロシーベルト以上の線量が測定されている学校におきまして、土壌の剥離による放射線量の低減効果が確実であるというふうに考えられたので、そのような結果にしたというところであります。

そのほか、先ほど、いろいろな施設によつて補助率が違う、こういう御指摘でございます。

象にはなったんだけど、激甚の対象にはなっていない。補助率が低い、こういうことになるわけでありまして、これについては、これまで全然対象外だったのを今回対象にいたしました。しかし、補助率が違う、こういうことでありますから、委員も御指摘のところもありますので、私も、これについてはさらに検討を少し重ねなければいけないというふうに思つて、検討をさせていただきますというふうに思います。

○高橋(千)委員　まず、前段の説明はほとんど理解できなかったかと思うんですね。

実は、厚労省に、これはどうしてかしらと聞いて

うでありました。子供のころなら文科省だそうでありました。私は逆に、小さな子供の命を守るべく厚労省が、何も文科省の例の年間二十ミリシーベルトというあの基準に合わせる必要は全くないで
あろう、まずこのことを言わなければならないと思ふんです。

それと、この上と下の、認可外の保育所、認定こども園で何で違うのかという話は、お話ししたように、激甚災害法の補助の施設の中に書かれていないからだということなんです。これは大人の都合でありますよね。

要するに、設置基準に基づいて認可、これが補助金をどこまで出せるかという仕分けでありまして、非常時であり、子供の健康にかかわるその表上が云々という問題に、認可も認可外も関係ないだろう、差をつけるべきではないと思います。いかがですか、もう一度。

○細川國務大臣 委員が御叱

は、これは私も少し検討をしたらいというふう
に思っておりますので、今後前向きに検討して御
回答をしていきたい、このように考えておりま
す。

○高橋千委員 検討とおつしやいましたが、少しではなく、確実にやつていただきたいと思ひます。

れども、子供に差をつけないこと、このことをまず確認させていただきたいと思ひます。

それで、私は、やはりこれは十分の十が一番いいと思うんですよ。何でこれは段階があるのかな、おかしいですね。これは、福島県には、先ほど来議論しています仮払い法案でセツトをする基金があるので、場合によっては不足分を捻出することが出来ます。ただし、これは他県にはないわけですよ。そうすると、ここでまた差がつくことになる。これはやはりまずいですね。これは、結果として子供に差がつくことになってしまひますので、これを吸収する何らかの仕組みを考えなくては行けません。いかがですか。

○枝野国務大臣 原子力被災者・子ども健康基金の使い方については、補助率を含めて、具体的な事業内容については、基金の目的の範囲内で、県内各地域等のニーズを踏まえて、今後福島県と関係省庁、御相談の上で定めていくことになりま

す。

御指摘のとおり、県外の方との違いが出てくるということについては、最終的にはそういつたことは適切でないというふうに思っておりますが、まずは影響の直接大きい福島県について対応させていただいておりまして、県外の地域についても、今後さらにモニタリングの範囲あるいは制度等を広範に広げた中で、各県ごとの事情を踏まえた上で、特にお子さんを初めとする健康への対応という点で遺漏なきよう今後努力をしてまいりたいと思っております。

○高橋(千)委員 遺漏なきようということでしたので、しっかりとお願いをしたいと思ひます。

では、具体的な中身で伺いたいと思ひます。仮払い法案の十四条、この基金については修正がなかったかと思ひます。そこで、条文ではこのように書かれています。「原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助すること

か。先ほど来、十分の十という言葉が聞こえてきまふけれども、なぜこの一部という言葉があるのか、伺ひます。

○浜田(昌)参議院議員 高橋委員にお答えしたいと思っております。

発議者の意思としては、全部と考えております。ただし、この基金に対しては、例えば福島県が独自の財源でこの基金に、ふるさと納税とかのお金を使って入れるということもございしますので、形上、一部になることもあるかもしれません。が、発議者の意思としては、全部を出すという趣旨からこういう表現になったわけでございます。

○高橋(千)委員 では、申しわけないんですが、大臣にこの点で伺つてよろしいでしょうか。

実は、説明を受けたときに同じことを聞きまして、ふるさと納税、確かに今回の災害を機会に非常にふえております。いいことだと思ひます。ただ、それを野党が提出してきたときにはそういう発想であつたかもしれないけれども、与党がそれを受け入れて法案にしたときに、本当にそういう意図でよろしいのかと。

要するに、財政理論、つまり、なるべく十分の十はしないという財務当局の理屈にこれが使われては困るということですので、発議者の意思と同じであるということも明言していただければよろしいのですが、いかがですか。

○海江田国務大臣 せっかくつくつた基金でありますから、やはりそれが本場に十全に活用できるように、それは今発議者がお話があつた、その発議者の意思をしっかりと体したいと思つております。

○高橋(千)委員 ありがとうございました。確認ができましたので、ふるさと納税のような場合を除いては、負担を求めるのではないのだということを確認させていただきたいと思ひます。

それから次に、参議院の提出者が繰り返し述べた自主避難の問題、これらについては、指針から漏れた部分について基金で対応するべきだということを中心張されていたわけですが、こ

の問題については、私、五月三十一日の本委員会で質問をしまして、官房長官が検討すると答えていたと思ひます。現時点では中間指針にはまだ入る見通しがないのでありますけれども、提出者の問題意識もはつきりしている。それも与党も受け入れたわけですよ。やはり、こういう問題は指針できちんと書いていくべきではないかと思ひますね。

それから、避難生活が半年過ぎれば精神的苦痛が半減というのは絶対おかしい、これは七月十二日にこの場で指摘をさせていただきました。これは、福島県の二十一日に政府に提出した緊急要望の中でも、早急に見直せということが明記をされているわけなんです。これはもう中間指針のところで解決すべきだと思ひます。ですから、何でも基金でできるということではなくて、やれることはちゃんと指針に盛り込んで政府として対応すべきだと思ひます。

この点、いかがでしょうか。

○枝野国務大臣 まず、前提として、自主避難の方についても、今回の事故との相当因果関係が認められるものは、原子力損害賠償法に基づき賠償がなされるということでございます。

原子力損害賠償紛争審査会でございますが、被害者を可能な限り早期に救済するため、相当因果関係を明らかにするところから順次、範囲の判定の指針を策定してきているところでございます。御指摘のとおり、できるだけ早く、前倒しをしてこの指針をつくつていただきたいと政府としても考えているところでございますが、これは独立性を持つた審査会でございますので、政府の判断でえいやと決められるものではございません。ただ、審査会の皆様方も、できるだけ早くという思いは持っていたいただいているというふうに承知をいたしております。

なお、仮に、地方自治体が仮払い法案に規定される基金によつて自主避難者に対して避難費用等を支払つた場合が生じた場合でも、事故との相当因果関係が認められる場合には、自治体か

ら東京電力に求償できるといふふうに思つております。

また、避難から半年で精神的損害が小さくなるということについては、これは交通事故による入院等の例を前提に御判断されたといふふうに承つておりますが、これもまた、専門家の皆さんの独立性を持つた機関でございしますので、直接的に政府としてこうする、ああするとは申し上げられませんが、県からの御要望やあるいはそうした御指摘も踏まえて、交通事故の入院の場合と、御自宅に帰りたいけれども帰れない状況の長期化という場合との違いということが、損害賠償理論の中で評価できるのかどうかについてはぜひ検討をいただきたいといふふうに思つておまして、所管の文部科学大臣とも御相談をしたいと思つております。

○高橋(千)委員 できるだけ早くとおつしやいまして、早いがために、みんな保留になつて先送りになつたといふことでもいけないわけでありまふ。今の議論をしっかりと踏まえて、やはり私は、できるものはちゃんと基準になつていくべきだと思ひます。そうでなければ、難しい、よつて基金に入れましようとなつたら、福島県が国や東電に対してこうであるべきだといふことを要求する立場だつたのに、自分が要求される立場になつちゃうわけですよ。何でこれは人間的に、何でこれは人間的に矢面に立つて逆に県が責められる、そういうことはやはり避けるべきだ。これまで主張してきたことは積極的に取り入れていくべきだといふことを重ねて指摘したいと思ひます。

さて、少し時間がなくなつてきましたので飛ばしまして、民主党の提出者に伺ひます。六十五条が既にあるのにもかかわらず、その上、五十一条「資金の交付」を書くのはなぜでしょうか。国の真水投入に大変前のめりのような気がしますが、いかがでしょうか。

○柿沼委員 この真水規定、六十五条、今のこの修正案の後では六十八条になりますけれども、こ

の五十一条と六十八条の違いは、五十一条というのは、その条文に書いてありますとおり、交付国債を用いて損害賠償に充ててもそれでも足りないとき、そのときに真水が注入できる、これを新たに修正案で入れたものでございます。

六十八条は、旧六十五条、高橋先生もお読みになつて、長い日本語で、非常に難解な日本語であります。原稿法の三条ただし書きのような非常に難しい文章になつていますが、恐らく、これは政府原案でありますけれども、数十兆、百兆、限石のときは当然でしょうけれども、原子力発電所が複数同時に損害に遭うとか、そういうときに真水の注入を予定していたものでございます。

その意味で、六十五条があるのに五十一条というのはちよつと当たらず、全く違う局面で適用されるものであるというふうに思います。

○高橋(千)委員 あるのにと、そういう違いを聞いたわけではなくて、資金、真水の投入が、そうであれば、逆に最初から原案にきちんと整理をされているはずであつたわけですから、あえてそれを修正して真水がこつたつてきたのはなぜかというのを聞いたわけでありまして。

やはりこは、六月十四日の閣議決定の、「援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。」この閣議決定がやはり修正案の中でも生きていくことなんですね。もう一度。

○黄川田委員長 修正案提出者柿沼正明君。高橋委員の持ち時間が過ぎておりますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

○柿沼委員 お答えいたします。

閣議決定の精神が生きているかといえば、閣議決定の精神を受けてこの法律に変わつていまして、精神は受けているということであろうと思ひます。

その上で、五十一条の真水がありませんと、交付国債の資金交付が終わつた後にだれも補償され

ない、被害者の救済ができないということになつてしまいますので、その意味で、ちよつと原案の方で少し不明確になつていったものを明確にしたというところでございます。

○高橋(千)委員 また午前の指摘に戻るといふことで、残念ながら時間になりましたので、討論の中で意見を述べたいと思ひます。

○黄川田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社民党の吉泉秀男です。

「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要原子力事業者に対し援助を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。」これが、六月十四日、閣議決定された中身でございます。

私も社民党としては、このことに対して、東電のいわゆる損害賠償の責任、これがやはり第一義的だ。だから、国としての責任もある。当然それはあるわけです。しかし、そのことをやる上では、東電の一つについて、資産処分も含め、そのことを徹底的にやつた上で国の責任を果たすべきだ、こういう質問をずっとやつてきました。そして、その答弁も、一定程度の方向性も含めて御理解、さらには答弁をいただいた、こういうふうな私どもは理解をしております。

しかし、今回のこの修正案が提案された中において、五十五条、これは新設だつたわけでございますけれども、機構による原子力損害の賠償の支払い等、五十五条を設けて、機構は、「原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができる。」、こういう修正案が今出されているわけでございますけれども、このことについては、どういう意味での全額という言葉、これはどういう中身なのか、一つお伺ひさせていただきます。済みません、修正案提案者に対してお願いいたします。

○西村(康)委員 お答えをさせていただきます。

五十五条で、機構に新たな業務を今回の修正案で追加させていただいていまして、機構が損害賠償の全部または一部の支払いを行うことができるのは、その条文にありますとおり、「資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、」でありますので、今回でいいますと、東電の委託を受けてその一部の事務をやるということでありまして。

したがって、今回、国による仮払いが、法律も同時に審議をしていただいて、成立の方向へ今御議論いただいておりますけれども、それをカバーする形で、機構も東電の委託を受けて一部の事務もできるということでありまして。

○吉泉委員 ちよつと納得できません。

機構については、それぞれ東電の責任範囲を超える場合、この部分について、やはり機構のところの中でその一部、いわゆる立てかえの形になるんだらうというふうな、私は機構という部分はその思っているわけですが、これであれば、全部というふうなことで、損害賠償を機構が支払えるという状況になれば、東電のいわゆる損害賠償に対する支払いについては免除になつていくみたいな、今当面の部分については支払わなくてもよいという解釈にならないんですか。そのところはどうか。

○後藤(憲)委員 全体の整理は今、西村委員が御説明をしたとおりであります。先生、修正案の附則の三条の二項をごらんになつていただければと思ひます。

三条の二項の規定は、「この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。」という形で、先生が多分御指摘をいただいているように、今回の原子力事業者は東京電力でありますから、その経営の合理化、経営責任の明確化を徹底して行うと

いうのが前提になつていっているというふうなことで御理解をいただければと思ひます。

○吉泉委員 そのことは理解をしているつもりでございます。しかし、わざわざ修正案の中に新設をして、全部、今までの言葉を入れられるということについては、今までも東電のその支払いが遅くなつて、こういうことに対して、ましてや最初の案については千二百億、このところを一つの限度みたいな部分と私ども一応受けとめていたわけですが、これすらならない中で、今、仮払い法案を含めながら、機構の段階ですべてを払うんだ、払うことができるんだというふうな、そういう理解というものについてはなかなか納得ができないのでございます。

よろしく願ひいたします。

○西村(康)委員 お答えをさせていただきます。もちろん、この規定に書いてございまして、うちに、委託を受けて事務ができるということでありまして、全部やるということではまずございせん。

その上で申し上げたいのは、東電が仮払いをする部分と国が立てかえ払いをするという二つのルートがあるわけですが、効率よくやるためには、東電が実は被災者に対しての口座を知つておつて、東電が管理をするのが、東電を通じてやるのが一番いいわけですが、東電が手いっぱいになつていくわけでありまして、東電と機構が連携をしてやる。

したがって、東電がやれない部分の一部、全部と一応書いていますけれども、東電の委託を受けてやることによつて効率的に賠償を進めるといふ視点でありますので、ぜひ御理解をいただければと思ひます。

○吉泉委員 私どもは、今のこういう形で法の中に、全部、こういうふうな書かれれば、東電の立場から見れば、やはり金がかかるわけですが、それから収束に向けた一つの資金、このところが今大変忙しい部分だというふうな思つています。ですから、東電から見れば、損害賠償のことについ

てはまさに国、機構にお任せをする、こういうふうになつちやうんじやないですか、こう思うわけでございます。

ですから、その面では、資産処分、そういったところについてまでやはりなかなか目が行かない、こういうふうにも思っています。そういう意味では、東電の責任、この部分があいまいになっていくのではないかな、こういうふうには私思っています。そうした面の中で、この法案等について私どもとしてなかなか理解できない、このことを申し上げさせていただきたい、こう思っております。

そうした中において、大臣の方からお聞きをしたいわけですが、東電の責任、特に支払いがやはり滞っていくのではないかな、こういうふうにも私は察するわけでございますけれども、大臣としての考え方はどうでしょうか。

○海江田国務大臣 吉泉委員にお答えをいたします。

私は、私どもの提案をしましたこの機構法案と、それから、今、参議院の方から提出いただきまして、そしてきょう野党と与党の間で修正が相調つたこの仮払い法案、これは言ってみると、原子力の安全規制の上で多重防護というような考え方がありますね、保安院がやったものだけではだめだから安全委員会にも協力をいただいて、そういうような関係にあるんじゃないかなというふうには私は考えているわけでございます。

ですから、まずやはり第一義的な責任というのは東京電力にあるわけでございますから、国の仮払い法ができたからといって、東京電力は、第一義的な責任であります、しっかりとした損害賠償金を、これを行うということの責任は何ら薄められるものではない。ただ、スピードの上でどちらが速いかということを考えたときに、これは多重でそういうシステムが整っていた方が速いということもあると思いますので、その意味の備えでございます。

私はこれからも折に触れて、東京電力に対して、やはりしっかりと責任を持ってスピーディーに損害賠償をやつてくださいということを言うつもりでございますので、委員御懸念のような、この法律が成立することによってむしろ後回しになるのではないだろうかというのではないようにするの、恐らくこれは、きょう、大変な時間をかけて御苦労いただいた野党、与党の間の協議の趣旨ではないだろうか、そのように考えております。

○吉泉委員 ありがとうございます。

私も、被災者に対して一日も早く賠償金を払う、そのことについては同じでございます。しかし、東電の責任についてこれから私どもは厳しく追及もしながら見守つていきたい、こういうふうにも思っておりますので、このことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○黄川田委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

原子力損害賠償支援機構法案に関する修正案についてお伺いをいたしたいと思ひます。修正案は民自公の修正協議の合意に基づくものでありますが、自民党内には、これについて、債務超過にしないとの閣議決定を事実上取り消し、二段階方式で破綻処理することができるようになったので大きな一歩だ、こういうふうには評価をしている方がいらつしやるようであります。しかし、本当にそうなのかということをまずお聞きしたいというふうに思ふんです。

まず、本案が修正の上、成立をし、原子力損害賠償支援機構による支援が始まった後に東電が債務超過になる可能性は想定しているのか、そして、想定しているとしたらどのような場合か、お伺いをしたいと思います。まず海江田大臣からお伺いをして、修正案提出者にも御答弁をいただきます。お願いします。

○海江田国務大臣 時間も限られておりますので

端的に申し上げますが、私どもは想定をしております。

○西村(康)委員 お答えをさせていただきます。

この修正案は、賠償を迅速かつ適切、確実に実施するために万全の措置を講ずるという観点から、さらに強化するためにしたものでありますので、現時点においては、そういう観点から、東電が債務超過になる状態は想定をしております。ただ、今後、賠償の全体像が見えてくる、廃炉の費用もわかつてくる、いろいろな状態がありまふので、附則の六条第二項に規定をいたしましたように、ある時点で、この負担の全体像を、どういうふうな負担のあり方を分かち合うのか、これは、東電、政府、それから株主を初めとするステークホルダーの皆さん方、こうしたところとどう分かち合うのが一番適切なのか、国民負担の最小化の観点からどういう措置が適切なのかを検討して、必要な措置を講じることについていたしております。

○柿澤委員 今の西村先生の御答弁は、将来的に、負担の割合をどうするか、ステークホルダーにどういう責任を求めるか、こういうことを整理していく中で、債務超過ということが認定をされ、その先の破綻処理に進んでいくという可能性もあり得る、こういうことをおっしゃったことになるんだらうというふうに思ひます。

今回の修正案の論点の一つとして、東電を債務超過にさせないというこの閣議決定の効力を取り消すということがあつたはずであります、この点について大臣が必ずしも肯定をされない、必ずしも肯定されないどころか、想定していませんということがありますから、これでは法案修正のある意味では実も上がらないということになつてしまふのではないかと思います。

西村委員、御答弁ありますか。

○西村(康)委員 お答えをさせていただきます。先ほど来御答弁ありましたように、六月十四日だつたと思いますが、くだんの閣議決定については、そこにさまざまな思いが、考え方が込められ

ているんだらうと思ひますが、本法案が成立をすれば、その役割というか意味というか、これは、私ども提出をした立法者の意思としては、もう意味は失われたものというふうには認識をしておりますので、そのことを尊重していただいて政府には見直しを求めている。これは実務者の間の共通した意識でございます。

○柿澤委員 六月十四日の閣議決定の役割がこの修正案の成立によつて終える、こういうことをおっしゃられて、案件が案件ですから言い回しは非常に慎重でありますけれども、少なくとも修正案提出者は、東電が債務超過となり、その後の処理に進んでいく可能性を将来的には選択肢として排除していない、こういうふうには理解をされると思います。主務大臣におかれては、国会の議決の意を体して御対応をいただきたいというふうに思っております。

そういうことになりましたと、債務超過というところで仮に法的整理をする場合が出てくるわけですが、それまでの時点で、例えば機構から一定程度の支援金が東電に交付されていたとして、この支援金というのはどうなるのか。特別負担金として返していただく、そういうスキームになっているわけですが、仮に、先ほど可能性として否定しなかつたように、東電の債務超過を認定し、そして法的整理に進む場合には、この支援金はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○西村(康)委員 必ずしも将来の法的整理を前提としたものではございませんで、附則の六条二項に書かせていただきましたとおり、賠償の全体像が見えてくる、その賠償の状況も見ながら、さまざまな状況を勘案しながら、ある段階で、今回の賠償の責任を、どういう形でその負担を分かち合うのが適切なのか、繰り返しになりますけれども、恐縮ですが、東電、政府、そして私どもが想定をしていない他電力の負担、そしてステークホルダーの方々、こうした方々の間でどういう負担のあり方がいいのか、これを検討する。その際に、国民負担が最小化する形で検討してまいりま

すので、おのずから解答は出てくる、その時点で判断として最適の解が出てくるものというふう

に期待をしております。

○**柿澤委員** 自民党の議員の方が、二段階方式で破綻処理ができるようになったのでこれは大きな一歩であるという評価をするコメントをブログで書かれておられるので、そういう回答が返ってくるんだらうというふうに思いましたが、極めて慎重な物言い、こういうことであるとすると、我が党は基本的に、やはり東京電力を法的な、債務超過とみずから認めているわけですから、破綻処理を行って、その上で新たな電力業界の姿をつくっていくべきだという立場ですので、やはりこの考え方には賛同できないということになるかと思

ます。

結局、東電が債務超過ということになった場合には、機構から東電に投入をした支援金というのは特別負担金の形で返納させることができなくなつて、直ちにこれは国民負担になつてしまふということになるのではないですか。そうなら、それまでお金を投じてきたのに、今さら東電を破綻させた国民負担が生じてしまうのではないかということで、結局、東電を救済することになつてしまふに決まつてはありませ

せんか。

そのための、機構から東電への資金援助の条文もあつて、さらに今回の修正では、機構の金が足りなくなつたら国が必要な資金をさらに機構に追加投入できる、こういう条文で、第五十一条、新たに盛り込まれております。これを見れば、国の責任の明確化の名のもとに、機構を通じて国がとことん面倒を見ると、いみじくも先ほどの海江田大臣の御答弁のとおり、やはり、債務超過にはさせない、法的整理にはしないという基本線を守つて、むしろ強化するような内容になつて

いるということがあるかと思

います。

だからこそ、株価の動向を見ますと、六月九日には一時百四十六円まで下がつた株価が、修正合意が近いとなつたら、先週末には一時六百四十

円、四倍に上がつて、今は五百円を上回る水準になつて

いるわけですね。この修正案で東電は救われた、破綻処理で株価ゼロになることはない、こういうふう

に受けとめられているからこそ、このような株価の動向になつて

いるのではないで

しょうか。

さらに、あわせて申し上げますけれども、手元に経済産業省

さんがつくつたとされる、自民党に根回しをしたときに使つたというペーパーがあり

ます。法案修正のポイントというのがあつて、その次のページには、修正が許されないポイントと

いうのが書いてある。この資料を見ると、債務超過にならないように勘定区分を分け

ないようにした、勘定区分を分けなければならぬ、勘定区分を分けていくべきだ、こういうことが意見としてあつたようだけれども、結局、今回の修正案には明確にそのことは入らないということになりました。

そもそも、こういう形で民自公の法案の修正協議を行つて、表に出て国会で議論するのは二時間半、そして、私の割り当て時間は十分間ですから、本

当にこれで、公開の場で、国民の目に見える形で十分な議論が行われて論点が整理されたのか、こういう点でも、今回の対応は大変疑問に思えます。これから法案は参議院に回るわけですから、十分な、できれば一週間以上の議論の時間をかけて、この法案に対して審議をすべきだということ

をあわせて申し上げたいと思

います。

西村委員から、挙手をいただいておりますので、お許しをいただければ御答弁いただきたいと思

います。

○**黄川田委員長** 柿澤委員の質疑時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○**西村(康)委員** 柿澤委員、私は知らない紙ですが、経産省がつくつたと言われる紙で何か根回しを

したりしている。我々の、立法者の意思に反してそういうことがあつたとすれば、経産省、私は経産委員会の筆頭理事でありますけれども、今後一切、経産省の協力には、法案要請につ

いても応じないということ、それが事実だとすれば、申し上げたいと思

います。

私も、被災者に対して賠償を確実に進める、その一方で、今回、当面、東電には頑張つていただく、そのための資金繰りの融通をする、それを強化する、万が一の不測の事態があつてはいけませんので、国が資金を投入できるようにもしてあります。

しかし、附則の六条二項を見ていただいたらわかり

ますとおり、どこかの段階で、この負担をどういうふうに分かち合うのか、国がどこまで負担するのか、基本的には東電ですから、東電は徹底的なリストラをやつていただく、これは各条文中もう入れてありますので、やりま

すし、ステークホルダーの皆さんにも一定の負担をしていただく、国民負担を最小化するという観点から最適の措置を講じるということであり

ますので、私ども、何も東電を守る、あるいは東電を何とかするというのではなくて、被災者の方々に賠償を確実に

します進めるということ、この修正案を出しておりますので、ぜひ御理解をいただければというふう

に思います。

○**柿澤委員** 当面、東電に頑張つていただく、こういうことでやつていくこと自体が、行く行く、結局、東京電力を、責任追及も不十分な中で、企業として

存続をさせる、こういうことにつながつていくんだということを私は指摘をさせていただいて、質問を終えたいと思

います。

○**黄川田委員長** これにて両案及び両修正案に対する質疑は終局いたしました。

○**黄川田委員長** この際、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案に対し、柿澤未途君から、みんなの党提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求め

ます。柿澤未途君。

原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案

○**柿澤委員** ただいま議題となりました原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案につきまして、みんなの党を代表いたしまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本修正案は、東京電力株式会社の損害賠償責任を明確にして被害者への賠償金の支払いを求め

つつ、電力の安定供給を図るため、政府による原子力事業者の解体・再編に関する新たな破綻処理スキームを設けるものであります。

第一に、この法律の題名を「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気

の安定供給の確保を図るための特別措置等に関する法律」に改めることとして

おります。

第二に、電力再生機構を設立するとともに、内閣府に電力再生委員会を設置することとして

おります。

第三に、原子力損害の賠償に関する法律に基づく賠償責任を負う原子力事業者は、資産及び負債の評価を行い、これを公表しなければなら

ないこととして

おります。

第四に、当該原子力事業者が損害賠償額について、支払い不能もしくは債務超過に陥り、またこれらのおそれがある場合には、電力再生委員会は特別公的

管理の開始を決定し、これを公告することとして

おります。

この公告があつた場合には、電力再生機構は、特別公的

管理の決定を受けた原子力事業者(特別公的管理原子力事業者)の株式を取得し、また、電力再生委員会は、特別公的

管理原子力事業者による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うこととして

おります。

特別公的

管理原子力事業者は、経営合理化計画を作成し、電力再生委員会の承認を得なければなら

ないこととし、電力再生機構は、特別公的管理原子力事業者に対し、必要な資金援助等を行うこと

ができることとして

おります。

第五に、政府は、電力再生委員会が講じた特別

公的管理の措置内容等を国会に報告しなければならぬこととしております。

第六に、政府は、この法律の施行後三カ月以内に、法律の施行状況について検討を加えるとともに、法律の施行に関し必要となる送電分離等その他電気事業制度のあり方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○**黄川田委員長** これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、柿澤未途君提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。原子力経済被害担当大臣海江田万里君。

○**海江田国務大臣** 衆議院議員柿澤未途君提出の原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案につきましては、政府といたしましては反対でございます。

○**黄川田委員長** これより両案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。高橋千鶴子君。

○**高橋千鶴子委員** 私は、日本共産党を代表し、原子力損害賠償支援機構法案及び仮払い法案について、原案並びに修正案に反対の討論を行います。

まず何よりも、東京電力は原発被害者への迅速で全面的な賠償を行うべきです。そのためには、莫大な内部留保を初め全資産を吐き出させるとともに、株主、金融債権者などステークホルダーに責任と負担を求めるべきであります。

しかし、法案は、東電を債務超過させずに存続させることを大前提としており、政府と機構が何度でも資金援助し、大株主やメガバンクの負担と責任を一切問わぬ異様な東電救済策にほかなりません。

その一方で、賠償原資は国民負担で賄うものと

なっております。東電初め各電力会社が機構に拠出する負担金は事業コストとされ、電気料金の値上げに直結します。修正によって、六十五条に加え五十一条を新設し、二重に、かつ、より容易に税金投入ができる仕組みを盛り込んでいることは重大であります。

さらに問題は、機構法と仮払い法が一体化することです。修正で、機構は賠償の本払いと仮払いの事務を実施できることになっており、仮払い法案は実質必要なくなります。これによって、賠償資金から支払い実務まで、東電の負担が軽減されることとなります。資金援助の前提となる特別事業計画も仮払いには必要ないため、文字どおり、東電は何もせず、すべて国が面倒を見ようということになりかねません。

もう一つの重大な問題は、法案が原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を目的とし、将来にわたる原発事業の継続を前提としていることです。修正案は、国の責務を規定し、原子力政策を推進してきた国の責任に言及しましたが、そのために東電の負担と責任を軽減するというのは、本末転倒と言わなければなりません。

国の責任は、安全神話を振りまいて原発を推進し、今回の事故を防ぎ得なかったことの反省に立つて、東電に全面賠償を行わせ、原発政策を根本から転換することです。

そのため、実質破綻している東電を救済し続けるのではなく、東電の全資産を可能な限り賠償に充てる、東電や電力業界が積み立てる使用済み核燃料再処理積立金等約十九兆円の活用、事故処理でもうけを拡大させるプラントメーカー、メガバンクに責任と負担を求めるなど、国の介入によって全面賠償と電力の安定供給を両立させるべきであります。

福島県民の願いにこたえ、原発ゼロに向け期限を切った取り組みを進めることであります。

なお、仮払い法案及び修正案では、現状の改善につながらません。基金で救えるものは積極的の指針に盛り込み、東電に求償できるようにするべきであります。

以上、討論を終わります。

○**黄川田委員長** 次に、吉泉秀男君。

○**吉泉委員** 社民党の吉泉秀男です。

私は、社会民主党・市民連合を代表いたしましたし、原子力損害賠償支援機構法案に対する原案、修正案に賛成の討論を行います。

修正案に反対をし、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する原案、修正案に賛成の討論を行います。

支援助機構法案並びに修正案に反対する第一の理由は、東電を救済するという原案の本質、修正案も何ら変更するものになっていないからであり、国民の理解は得られない、こう判断するからでございます。

国が東電の損害賠償を支援するというのであれば、東電にも、送電部門の売却を初めあらゆる資産を売却させるなど、それに見合った徹底的な責任を負わせるべきであります。

第二の理由は、原子力事故収束にかかる費用が国の支援の対象とされていることでございます。

東電の危機意識の欠如、無策から起きた原発事故の収束費用を国民の血税から支払う、これは絶対に許されぬことでございます。

第三の理由は、この法案が原子力の稼働を前提とした法案だからでございます。損害賠償を支援する法案の目的規定に、なぜ原子炉の運転や電気の安定供給が明記されなければならないのでしょうか。これでは、被害者そして国民へ、電気が欲しいなら原発を認めろ、こういうふうにししか聞こえないのでございます。そうでないというならば、この目的を、原子力損害賠償の迅速、適切な実施を図ることを目的とする、こういう条文に修正すべきでございます。それが認められない以上、私たち社民党は、この修正案、原案に賛成をすることはできないのでございます。

そして、仮払い修正案、原案は、おくられている被害者への迅速な支払いを行おうとするものであり、全面的に賛成をいたします。

以上、私の討論を終わります。

た。

○**黄川田委員長** これより採決に入ります。

内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、柿澤未途君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**黄川田委員長** 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、後藤斎君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**黄川田委員長** 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**黄川田委員長** 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○**黄川田委員長** ただいま議決いたしました本案に対し、三日月大造君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉野正芳君。

○**吉野委員** ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたので、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。

原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて遺漏なきを期すべきである。

一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方について、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。

二 東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などを見つつ、改めて検討すること。

三 法附則第六条第二項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。

四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への転嫁の回避など、国民負担の最小化を図ること。

五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。

六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。

七 法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。

八 国からの交付国債によって原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的のためだけに使われること。

九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期するため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。

十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成二十

三年六月十四日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。

十一 本委員会は、法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とする認識し、政府はその見直しを行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○黄川田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○黄川田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。原子力経済被害担当大臣海江田万里君。

○海江田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○黄川田委員長 次に、参議院提出、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、後藤斎君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○黄川田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○黄川田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○黄川田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、太田和美君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。太田和美君。

○太田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

一 仮払金の支払に当たっては、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等のために別途新たに措置される制度等との有機的連携を図ること。

二 被害者の早期の救済のため、仮払金の支払に係る体制を早急に整備し、迅速な支払に努めること。

三 仮払金の支払に当たっては、原子力事業者が国の求償に応じることを事前に確認する手続きを行う等、国民負担が生じないような必要な措置を講じること。

四 原子力事業者と国がそれぞれ仮払いを行うことによる混乱や遅延を生じることのないよう必要な措置を講じること。

五 本法律案に当面必要な経費については、今年度第二次補正予算に計上された東日本大震災復興・復興予備費等で対応するものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○黄川田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○黄川田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。文部科学大臣高木義明君。

○高木国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○黄川田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黄川田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○黄川田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時散会

原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案

（後藤斎君外五名提出）

原子力損害賠償支援機構法案の一部を次のように修正する。

目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条」第十二条」を「第九条」第十三条」に、「第十三条」

「第二十一条」を「第十四条―第二十二條」に、
「第二十二條―第三十三條」を「第二十三條―第三十四條」に、「第三十四條―第三十六條」を「第三十五條―第三十七條」に、「第三十七條―第三十九條」を「第三十八條―第四十條」に、
「第四十條―第四十三條」を「第四十一條―第四十四條」に、「第四十四條―第四十六條」を「第四十五條―第四十七條」に、「第四十七條―第四十九條」を「第四十八條―第五十一條」に、「第五十一條―第五十二條」を「第五十三條―第五十五條」に、「第五十三條―第六十條」を「第五十六條―第六十三條」に、「第六十一條―第六十二條」を「第六十四條―第六十五條」に、「第六十三條―第六十九條」を「第六十六條―第七十二條」に、「第七十二條―第七十六條」を「第七十三條―第七十九條」に改める。

第一条中「第三十七條第一項」を「第三十八條第一項」に、「第三十六條」を「第三十七條」に、「第四十條第一項」を「第四十一條第一項」に改める。
第七十六條中「第五條第二項」を「第六條第二項」に改め、同条を第七十九條とする。
第七十五條第二号中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第三号中「第三十四條」を「第三十五條」に改め、同条第四号中「第三十七條第三項」を「第三十八條第三項」に改め、同条第五号中「第三十八條第七項」第四十一條第三項「第四十二條第四項及び第五十二條第三項」を「第三十九條第七項」第四十二條第三項「第四十三條第四項及び第五十四條第三項」に、「第六十一條第二項」を「第六十四條第二項」に改め、同条第六号中「第五十五條第三項」を「第五十八條第三項」に改め、同条第七号中「第五十九條」を「第六十二條」に改め、同条を第七十八條とする。
第七十四條中「第七十一條」を「第七十四條」に改め、同条を第七十七條とする。
第七十三條中「第三十六條第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同条を第七十六條とする。
第七十二條第一号中「第四十一條第二項」(第四十

二条第四項及び第五十二條第三項)を「第四十二條第二項」(第四十三條第四項及び第五十四條第三項)に改め、同条第二号中「第六十二條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条を第七十五條とする。
第七十一條中「第四十六條第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条を第七十四條とする。
第七十條中「第二十條」(第三十三條)を「第二十一條」(第三十四條)に改め、同条を第七十三條とする。
第八章中「第六十九條」を「第七十二條」とし、第六十八條を第七十一條とする。
第六十七條中「第五十二條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条を第七十條とする。
第六十六條第一項中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同条第二項中「第四十四條第一項」を「第四十五條第一項」に、「第四十條第一項第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改め、同条を第六十九條とする。
第六十五條を第六十八條とし、第六十四條を第六十七條とし、第六十三條を第六十六條とし、第七章中「第六十二條」を「第六十五條」とし、第六十一條を第六十四條とし、第六章中「第六十條」を「第六十三條」とし、第五十七條から第五十九條までを三条ずつ繰り下げる。
第五十六條第三項中「第三十四條第二号」を「第三十五條第二号」に改め、同条第四項中「第四十八條第二項」を「第四十九條第二項」に改め、同条を第五十九條とする。

第五十五條に次の一項を加える。
4 機構は、負担金について、原子力事業者にとに計数を管理しなければならない。
第五十五條を第五十八條とし、第五十四條を第五十七條とし、第五十三條を第五十六條とする。
第五十二條第三項中「第四十一條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、第五章第四節中同条を第四十四條とし、同節に次の一條を加える。
第五十五條 機構は、資金援助を受けた原子力事

業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができる。
2 機構は、前項の規定による支払を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
3 機構は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第 号)の定めるところにより、同法第十五條に規定する主務大臣又は同法第八條第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事の委託を受けて、同法第三條第一項の規定による仮払金の支払に関する事務の一部(会計法(昭和二十二年法律第三十五號)に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。)を行うことができる。
第五十一條を第五十三條とする。
第五十條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、第五章第三節第四款中同条を第五十二條とする。
第四十九條第一項及び第三項中「第四十七條第二項」を「第四十八條第二項」に改め、第五章第三節第三款中同条を第五十條とし、同款に次の一條を加える。
(資金の交付)
第五十一條 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八條第二項の規定による国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。
第四十八條を第四十九條とし、第四十七條を第四十八條とする。

第四十六條第一項中「第四十四條第一項」を「第四十五條第一項」に、「第五十條第一項」を「第五十一條第一項」に、「第六十六條第二項」を「第六十九條第二項」に改め、同項第二号中「第四十八條第二項」を「第四十九條第二項」に改め、同項第三号中「第五十九條」を「第六十二條」に改め、同条を第七十八條とする。
第七十四條中「第七十一條」を「第七十四條」に改め、同条を第七十七條とする。
第七十三條中「第三十六條第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同条を第七十六條とする。
第七十二條第一号中「第四十一條第二項」(第四十

条第二項)に改め、同項第二号中「第四十八條第二項」を「第四十九條第二項」に改め、同項第三号中「第五十六條第四項」を「第五十九條第四項」に、「第四十八條第二項」を「第四十九條第二項」に改め、第五章第三節第二款中同条を第四十七條とする。
第四十五條を第四十六條とする。
第四十四條第一項中「第四十一條第一項」を「第四十二條第一項」に、「第四十七條第二項」を「第四十八條第二項」に改め、同条第二項第一号中「第四十條第二項第一号」を「第四十一條第二項第一号」に改め、同条第三項中「行わなければ」を「行おうとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければ」に改め、同条を第四十五條とする。
第五章第三節第一款中「第四十三條」を「第四十四條」とする。
第四十二條第二項中「第四十條第二項各号」を「第四十一條第二項各号」に改め、同条を第四十三條とする。
第四十一條を第四十二條とする。
第四十條第一項中「第四十二條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同条を第四十一條とする。

第五章第二節第三十九條を第四十條とする。
第三十八條第一項中「第五十條第一項」を「第五十二條第一項」に改め、同条を第三十九條とする。
第三十七條を第三十八條とし、第五章第一節第三十六條を第三十七條とし、第三十五條を第三十六條とし、第三十四條を第三十五條とする。
第三十三條中「第二十條及び第二十一條」を「第二十一條及び第二十二條」に改め、第四章中同条を第三十四條とする。
第三十二條を第三十三條とし、第二十八條から第三十一條までを一條ずつ繰り下げる。
第二十七條第二項中「第十八條各号」を「第十九條各号」に、「第二十四條」を「第二十五條」に改

第二類第十号 東日本大震災復興特別委員會議録第十六号 平成二十三年七月二十六日

め、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とし、第二十二條から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第十五条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条を第十九条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第二章中第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第一章中第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(国の責務)

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、第五十五条第三項の規定は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則第二条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

附則第三条中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。

附則第四条中「第五十三條」を「第五十六條」に改める。

附則第五条中「第五十四條第一項」を「第五十七條第一項」に改める。

附則第六条を次のように改める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「平成二十三年原子力事故」という。)の原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するため組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第八

十八条に一項を加える改正規定のうち同条第三項第一号へ中「第五十六條第四項」を「第五十九條第四項」に改める。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第九十一条の次に二条を加える改正規定のうち第九十一条の三第一項中「第四十七條第二項」を「第四十八條第二項」に改める。

原子力損害賠償支援機構法案に対する修正案

(補正未遂付議)

原子力損害賠償支援機構法案の全部を次のように修正する。

原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保を図るための特別措置等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定原子力損害に対する特別措置の原

則等(第三条―第五条)

第三章 特定原子力損害に係る原子力事業者の

財務内容等の透明性の確保(第六条・

第七条)

第四章 特別公的管理(第八条―第二十九条)

第五章 電力再生機構

第一節 総則(第三十条―第三十六条)

第二節 設立(第三十七条―第四十一条)

第三節 運営委員会(第四十二条―第五十条)

第四節 役員等(第五十一条―第六十二条)

第五節 業務

第一款 業務の範囲等(第六十三条―第六十五條)

第二款 資金援助等(第六十六条―第七十

二條)

第六節 財務及び会計(第七十三条―第八十

條)

第七節 監督(第八十一条・第八十二条)

第八節 雑則(第八十三条―第八十八条)

第六章 電力再生委員会

第一節 通則(第八十九条―第一百一条)

第二節 株価算定委員会(第一百二条―第一百五

第七章 罰則(第一百六条―第一百七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)第三条の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が同法第七条第一項に規定する賠償措置額(以下「賠償措置額」という。)を超える原子力損害(同法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。)(以下「特定原子力損害」という。)が生じた場合における当該原子力事業者の特別公的管理その他の特定原子力損害に対する措置(以下「特別措置」という。)を講ずるとともに、特別措置に係る体制を整備することにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、次に掲げる者(これらの者であつた者を含む。)であつて、原子力炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項に規定する原子力炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。)をしているものをいう。

一 実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)(第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。))に係る同項の許可を受けた者

二 実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律

第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。)に係る再処理(原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)を行うものとして政令で定めるものをいう。)に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

第二章 特定原子力損害に対する特別措置の原則等

(特別措置の原則)

第三条 原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保を図るため、電力再生委員会が講ずる特別措置は、次に掲げる原則によるものとする。

- 一 特定原子力損害に係る原子力事業者の財務内容その他の経営の状況を開示すること。
- 二 特定原子力損害に係る原子力事業者の株主の責任を明確にするものとする。
- 三 特別措置に係る費用が最小となるようにすること。

(電力再生委員会に対する意見の申出)

第四条 電力再生機構は、特別措置に関する事項に関し、電力再生委員会に対して意見を述べることができる。

(国会に対する報告)

第五条 政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあったときは直ちに、電力再生委員会が講じた特別措置の内容その他必要な事項を国会に報告しなければならない。

第三章 特定原子力損害に係る原子力事業者の財務内容等の透明性の確保

(資産等の評価の報告及び公表)

第六条 原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する法律第三条の規定により賠償の責めに任ぜられるときは、電力再生委員会規則で定める期日において資産及び負債の評価を行い、電力再生委員会規則で定めるところにより、資産等評価報告書を作成し、電力再生委員会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第七条 電力再生委員会は、必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、前条の資産等評価報告書の作成及び公表に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章 特別公的管理

(特別公的管理の開始の決定)

第八条 電力再生委員会は、原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第三条の規定により賠償の責めに任ずべき額について支払不能若しくは債務超過に陥り、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該原子力事業者につき、特別公的管理の開始の決定をすることができる。

2 電力再生委員会は、前項の規定により特別公的管理の開始の決定をしたときは、その旨を当該決定を受けた原子力事業者(以下「特別公的管理原子力事業者」という。)及び電力再生機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

(特別公的管理原子力事業者の株式の取得の決定)

第九条 電力再生委員会は、前条第一項の規定による特別公的管理の開始の決定と同時に、電力再生機構が当該決定に係る特別公的管理原子力事業者の株式を取得することを決定するものとする。

2 電力再生委員会は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を電力再生機構及び特別公的管理原子力事業者に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

(株式の取得等)

第十条 前条第二項の規定による公告があった場合には、特別公的管理原子力事業者の株式は、当該公告があった時(以下「公告時」という。)に、電力再生機構が取得する。

2 前項の規定により電力再生機構が取得した株式(以下「取得株式」という。)に係る株券は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、

会社法(平成十七年法律第八十六号)第百二十八条第一項本文及び第百三十条第一項の規定は、適用しない。

4 特別公的管理原子力事業者が会社法百八条第二項(第九号に係る部分に限る。)の定款の定めをしていないときは、当該定めは、公告時において廃止されたものとみなす。

(株式の対価)

第十一条 株価算定委員会は、公告時における特別公的管理原子力事業者の純資産額を基礎として、電力再生委員会規則で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定するものとする。

2 電力再生委員会は、前項の算定基準を定めたときは、これを公示するものとする。

3 第九条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を決定した場合について準用する。

(株式の対価の支払の請求)

第十二条 公告時において特別公的管理原子力事業者の株主であつた者(以下「旧株主」という。)は、前条第一項の決定があつたときは、電力再生機構に対し、取得株式の対価の支払を請求することができる。

2 第十条第二項の規定により無効とされた株券の占有者は、公告時における適法な所持人と推定する。

3 第一項の規定による取得株式の対価の支払方法その他取得株式の対価の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(担保権の消滅等)

第十三条 第十条第一項の規定により電力再生機構が特別公的管理原子力事業者の株式を取得したときは、当該株式を目的とする質権その他の担保権は、消滅する。

2 前項の場合において、これらの権利は、前条第一項の規定により旧株主が受けるべき取得株式の対価に対しても行うことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならない。

(政令への委任)

第十四条 前条に定めるもののほか、取得株式につき質権その他の担保権を有する者その他の政令で定める関係人がある場合における取得株式の対価の支払について必要な事項は、政令で定める。

(旧株主等に周知させるための措置)

第十五条 電力再生機構は、第九条第二項の規定による公告があつたときは、電力再生委員会規則で定めるところにより、同条第一項の規定による決定の内容その他電力再生委員会規則で定める事項について、旧株主その他関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(訴訟)

第十六条 第十一条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第九条第二項の規定による公告があつた日から起算して六月以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

2 前項の規定による訴えにおいては、電力再生機構を被告としなければならない。

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第十七条 電力再生委員会は、第八条第一項の規定により特別公的管理の開始の決定をしたときは、直ちに、当該決定に係る特別公的管理原子力事業者に対し、電気事業者整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)をするものとする。

2 電力再生委員会は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

(電気事業者整理管財人の選任等)

第十八条 管理を命ずる処分があつたときは、当該管理を命ずる処分に係る特別公的管理原子力事業者を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、電気事業者整理管財人に専属する。会社法第百二十八条第一項及び

第二項並びに第八百三十一条の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2 電力再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の電気事業者整理管財人を選任しなければならない。この場合において、電力再生委員会は、電力再生機構の意見を聴かなければならない。

3 電力再生委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により電気事業者整理管財人を選任した後においても、更に電気事業者整理管財人を選任し、又は電気事業者整理管財人が当該特別公的管理原子力事業者の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、電気事業者整理管財人を解任することができる。

4 電力再生委員会は、第二項若しくは前項の規定により電気事業者整理管財人を選任したとき又は同項の規定により電気事業者整理管財人を解任したときは、当該特別公的管理原子力事業者にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は電気事業者整理管財人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は管理を命ずる処分に係る特別公的管理原子力事業者について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「電力再生委員会の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「電気事業者整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「電力再生委員会の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「電力再生委員会」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「電気事業者整理管財人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「電気事業者整理管財人」と読み替えるものとする。

第十九条 法人は、電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理となることができる。

2 電力再生機構は、電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理となり、その業務を行うことができる。

(通知及び登記)

第二十條 電力再生委員会は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、当該管理を命ずる処分に係る特別公的管理原子力事業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、当該特別公的管理原子力事業者の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、電気事業者整理管財人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

(電気事業者整理管財人の報告義務等)

第二十一条 電気事業者整理管財人は、就職の後遅滞なく、当該特別公的管理原子力事業者の業務及び財産の状況、当該特別公的管理原子力事業者に係る事業譲渡等の見込みその他電力再生委員会規則で定める事項を調査し、電力再生委員会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

2 電力再生委員会は、電気事業者整理管財人に対し、前項の規定による調査、報告及び公表に關し必要な措置を命ずることができる。

(電気事業者整理管財人の調査等)

第二十二条 電気事業者整理管財人は、当該特別公的管理原子力事業者の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人(当該特別公的管理原子力事業者が委員会設置会社である場合にあつては、取締役、執行役、会計参与及び会計監査人。以下同じ。)並びに支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、当該特別公的管理原子力事業者の業務及び財産の状況(こ

れらの者であつた者については、その者が当該特別公的管理原子力事業者の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は当該特別公的管理原子力事業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 電気事業者整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(電気事業者整理管財人等の秘密保持義務)

第二十三条 電気事業者整理管財人及び電気事業者整理管財人代理は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理がその職を退いた後も、同様とする。

2 電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理が法人であるときは、電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理の職務に従事する役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が電気事業者整理管財人又は電気事業者整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

(電気事業者整理管財人と特別公的管理原子力事業者との取引)

第二十四条 電気事業者整理管財人は、自己又は第三者のために当該特別公的管理原子力事業者と取引をするときは、電力再生委員会の承認を得なければならない。この場合においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができる。

(経営合理化計画の作成等)

第二十五条 特別公的管理原子力事業者は、電力再生委員会規則で定めるところにより、経営合理化計画を作成し、電力再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の経営合理化計画(以下「経営合理化計画」という。)には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 原子力損害の状況

二 原子力損害の賠償に関する法律第三条の規定により特別公的管理原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

三 特別公的管理原子力事業者の業務の実施に係る方針

四 特別公的管理原子力事業者の業務の整理及び合理化に係る方針

五 特別公的管理原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

六 その他電力再生委員会規則で定める事項

3 電力再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理原子力事業者に対し、経営合理化計画の変更を命ずることができる。

(特別公的管理原子力事業者の業務)

第二十六条 特別公的管理原子力事業者は、その業務を行う基準を作成し、電力再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出等)

第二十七条 電力再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理原子力事業者に対し、その業務及び財産の状況、経営合理化計画の実施の状況等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 電力再生機構は、特別公的管理原子力事業者の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人並びに支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、特別公的管理原子力事業者の業務及び財産の状況(これらの者であつた場合については、その者が当該特別公的管理原子力事業者の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は特別公的管理原子力事業者の帳簿、

書類その他の物件を検査することができる。
(債権者保護手続の特例)

第二十八条 特別公的管理原子力事業者が資本金の額の減少の決議をした場合においては、政令で定める債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。

(特別公的管理の終了)

第二十九条 電力再生委員会は、電力再生機構又は特別公的管理原子力事業者に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。

一 特別公的管理原子力事業者の事業の譲渡
二 特別公的管理原子力事業者の株式の譲渡その他の処分

第五章 電力再生機構

第一節 総則

(目的)

第三十条 電力再生機構(以下「機構」という。)は、特別公的管理原子力事業者が電気の安定供給に係る事業を円滑に運営するために必要な資金援助その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第三十一条 機構は、法人とする。

(数)

第三十二条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第三十三条 機構の資本金は、その設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 機構は、必要があるときは、電力再生委員会の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第三十四条 機構は、その名称中に電力再生機構

という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に電力再生機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第三十五条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(二) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第三十七条 機構を設立するには、電気事業に關して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人となることを必要とする。

(定款の作成等)

第三十八条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(設立の認可)

第三十九条 発起人は、定款を作成したときは、速やかに、これを電力再生委員会に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第四十条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第四十一条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

(設置)

(権限)

第四十二条 機構に、運営委員会を置く。

第三節 運営委員会

(権限)

第四十三条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 予算及び資金計画の作成又は変更

四 決算

五 その他運営委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第四十四条 運営委員会は、委員八人以上並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

(委員の任命)

第四十五条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が電力再生委員

会の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第四十六条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四十七条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、電力再生委員会の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第四十八条 運営委員会は、委員長又は第四十四条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務)

第四十九条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

第五十条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 役員等

(役員)

第五十一条 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十二条 理事長は、機構を代表し、その業務

を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は電力再生委員会に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第五十三条 理事長及び監事は、電力再生委員会が任命する。

2 理事は、理事長が電力再生委員会の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第五十四条 役員の内命は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の内命)

第五十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。

(役員の内命)

第五十六条 電力再生委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第四十七条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第五十三条の規定の例により、その役員を解任することができる。

2 電力再生委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第四十七条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第五十三条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の内命)

第五十七条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、電力再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第五十八条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十九条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第六十条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第六十一条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第六十二条 第四十九条及び第五十条の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

第一款 業務の範囲等

(業務の範囲)

第六十三条 機構は、第三十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第四章の規定による株式の取得その他同章の規定による業務

二 次款の規定による資金援助その他同款の規定による業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第六十四条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、電力再生委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金援助に関する事項その他電力再生委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収等)

第六十五条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、特定原子力損害に係る原子力事業

者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた原子力事業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第二款 資金援助等

(資金援助の申込み)

第六十六条 特別公的管理原子力事業者は、機構が、電気の安定供給に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 当該特別公的管理原子力事業者に対する資金の貸付け

二 当該特別公的管理原子力事業者が発行する社債又は電力再生委員会規則で定める約束手形の取得

三 当該特別公的管理原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

2 前項の規定による申込みを行う特別公的管理原子力事業者は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 原子力損害の状況

二 原子力損害の賠償に関する法律第三条の規定により賠償の責めに任ずべき額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

三 資金援助を必要とする理由並びに実施を希望する資金援助の内容及び額

四 経営合理化計画に関する事項

五 その他電力再生委員会規則で定める事項

(資金援助の決定)

第六十七条 機構は、前条第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資金援助を行うかどうか並びに当該資金援助を行う場合にあってはその内容及び額を決定し、電力再生委員会の認定を受けた上で、当該決定に係る事項を当該申請申込みを行った特別公的管理原子力事業者に

通知しなければならない。

2 電力再生委員会は、前項の認定の申請があった場合には、次に掲げる要件の全てに該当すると認めるときに限り、同項の認定をすることができる。

一 当該特別公的管理原子力事業者による電気の安定供給に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で資金援助が必要不可欠であること。

二 当該特別公的管理原子力事業者が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くしていること。

3 電力再生委員会は、第一項の規定による決定に係る特別公的管理原子力事業者の電気の安定供給に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

4 電力再生委員会は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 電力再生委員会は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(資金援助の内容等の変更)

第六十八条 前条第一項の認定に係る特別公的管理原子力事業者は、電気の安定供給に係る業務の円滑な運営の確保に必要が生じた場合には、当該認定に係る資金援助の内容及び額の変更の申込みをすることができる。

2 前項の申込みを行う特別公的管理原子力事業者は、機構に対し、第六十六条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の内容及び額の変更を行うかどうかを決定し、電力再生委員会の認定を受けた上で、当該決定に係る事項を当該申請申込みを行った特別公的管理原子力事業者に通知しなければならない。

4 電力再生委員会は、第一項の申込みがあった

場合には、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更について、前条第二項各号に掲げる要件を満たし、かつ、電気の安定供給に係る事業の実施の状況その他の事情に照らしやむを得ない事情があるときに限り、前項の認定をするものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第三項の認定について準用する。

(国債の交付)

第六十九条 政府は、機構が資金援助を行うため必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第七十条 機構は、資金援助を行うために必要となる額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う電気の安定供給に係る事業の円滑な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

4 前項に規定する勘定の負担は、特別の資金の設置及び当該資金の適切な受払いその他の当該

勘定における資金の確保に必要な措置により円滑に行われなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第七十一条 機構は、第六十九条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、資金援助の実施の状況に照らし、特別公的管理原子力事業者に対する資金援助を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第六十九条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(資産の買取り)

第七十二条 機構は、資金援助を受けた特別公的管理原子力事業者からの申込みに基づき、当該資金援助に係る電気の安定供給に係る事業の円滑な運営に充てるための資金の確保に資するため、当該特別公的管理原子力事業者の保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の資産の買取りの申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込みを行った特別公的管理原子力事業者に通知するとともに、電力再生委員会に報告しなければならない。

4 電力再生委員会は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る決定を受けた特別公的管理原子力事業者による電気の安

定供給に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

第六節 財務及び会計

(事業年度)

第七十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十四条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、電力再生委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電力再生委員会は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第七十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他電力再生委員会規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に電力再生委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を電力再生委員会に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による電力再生委員会の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、電力再生委員会規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、そ

の残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第六十三条第二号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、資金援助を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金援助を行うために既に第七十条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び電力再生機構債)

第七十七条 機構は、電力再生委員会の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は電力再生機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 電力再生委員会は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構

の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、電力再生委員会の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第七十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができ。

(余剰金の運用)

第七十九条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他電力再生委員会の指定する有価証券の保有

二 電力再生委員会の指定する金融機関への預金

三 その他電力再生委員会規則で定める方法

(電力再生委員会規則への委任)
第八十条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、電力再生委員会規則で定める。

第七節 監督

(監督)
第八十一条 機構は、電力再生委員会が監督する。

2 電力再生委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができ。

きる。

(報告及び検査)

第八十二条 電力再生委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 雑則

(定款の変更)

第八十三条 定款の変更は、電力再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第八十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなすお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(政府による資金の交付)

第八十五条 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、特別公的管理原子力事業者による電気の安定供給に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすこととなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

(法人税の特例)

第八十六条 特別公的管理原子力事業者が第六十七条第一項の認定を受けたときは、その資金援助による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する

事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)の所得の金額又は連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。)の連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税の特例)

第八十七条 機構が第七十二条第一項の規定により資金援助を受けた特別公的管理原子力事業者から資産の買取りを行う場合における当該資産の買取りに伴う不動産の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買取り後三月以内に登記を受けるものにより、当該登録免許税を課さない。

(電力再生委員会規則への委任)

第八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、電力再生委員会規則で定める。

第六章 電力再生委員会

第一節 通則

(設置)

第八十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、電力再生委員会を設置する。

(任務)

第九十条 電力再生委員会は、特定原子力損害に係る原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第九十一条 電力再生委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定原子力損害に係る原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保に関する基本的な政策

の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 特定原子力損害に係る原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

三 特定原子力損害に係る原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保を図る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

四 特定原子力損害に係る原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給の確保を図る上で必要な電気の安定的かつ効率的な供給の確保に關する調査、企画及び立案に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき電力再生委員会に屬させられた事務

(組織)

第九十二条 電力再生委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長)

第九十三条 委員長は、國務大臣をもつて充て

る。

2 委員長は、會務を總理し、電力再生委員會を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第九十四条 委員は、經濟又は法律に關して優れた識見と經驗を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は委員に欠員が生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができな

きは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができ。この場合において、任命後最初の國會において兩議院の事後

若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項又は第六十八条第三項の規定による認定の申請をせず、又は虚偽の認定の申請をしたとき。

二 第七十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百十三条 第六十五条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第百十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第百六条第一項 五億円以下の罰金刑
二 第百六条第二項 三億円以下の罰金刑
第百十五条 管理を命ずる処分に係る特別公的管理原子力事業者の取締役又は執行役が電気事業者整理管財人に事務の引渡しをしないときは、

百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により電力再生委員会の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三十五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第六十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第六十七条第三項(第六十八条第五項において準用する場合を含む)、第七十二条第四項又は第八十一条第二項の規定による電力再生委員会の命令に違反したとき。

五 第七十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

六 第七十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に電力再生機構という文字を用いている者については、第三十四条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、第七十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第四条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計

画については、第七十四条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第五条 第九十四条第一項の規定による電力再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される電力再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第九十四条第二項及び第九十六条第二項の規定を準用する。

第六条 前条第一項の規定は、第百三条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のために必要な行為について準用する。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第九十四条第二項及び第九十六条第二項の規定を準用する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三月以内に、この法律の施行状況について検討を加えるとともに、この法律の施行に関し必要となる発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離の実施その他電気事業に係る制度の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(特定原子力損害に係る原子力事業者の努力)

第九条 特定原子力損害に係る原子力事業者は、特定原子力損害が大規模かつ長期にわたるものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があることに鑑み、その損害の賠償をできる限り迅速に実施するよう努めなければならない。

(原子力損害の被害の救済に係る措置)

第十条 国は、特定原子力損害に係る原子力事業者が当該特定原子力損害の賠償を適切に実施することができないと認める場合には、別に法律で定めるところにより、当該特定原子力損害に係る被害の救済を図るための措置を講ずるものとする。

(関係法律の整理)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成二十三年度において約三百二十億円の見込みである。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する修正案

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「迅速に」を削り、「仮払金の」の下に「迅速かつ適正な」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づき国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五条第一項中「文部科学大臣を「主務大臣」に改め、同条第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第七条の見出し中「協力」の下に「等」を加え、同条中「文部科学大臣を「主務大臣」に改め、「迅速」の下に「かつ適正」を、「協力」の下に「又は確認」を加える。

第八条第七項中「文部科学大臣を「主務大臣」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「文部科学大臣」を「主務大臣」に、「前項」を「第二項」に、「支払の決定」を「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。 4 主務大臣又は第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、前項に規定する政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要な資金を交付することができ 5 前項の規定により資金の交付を受けた者は、会計法第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなし、同法、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）その他関係法令の適用を受けるものとする。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。 第八条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。 第九条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。 第十一条第一項中「文部科学大臣」を「主務大臣」に改める。 第十六条中「第八条第四項」を「第八条第七項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。 （主務大臣） 第十五条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とする。 附則第一項中「十日を経過した日」を「四十五日を超えない範囲内において政令で定める日」に改める。 附則第二項中「第三条」を「第三条第一項」に、	「同条」を「同項」に改める。 附則第四項の見出しを削り、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の見出し及び一項を加える。 （検討） 4 国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
---	--	--	--

平成二十三年八月四日印刷

平成二十三年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D